GUIDE OF NAGAIZUMI

長泉町
暮らしの便利帳

項目別インデックス

ご覧になりたい項目がこちらから確認できます

1 役場はこんなところ
2 自治会に加入しましょう
3 大切な届け出
4 子育て支援
5 福祉・介護
6 保険・年金
7 健康増進
8 税　　金
9 環　　境
10 上下水道
11 ごみの分け方・出し方
12 生涯学習・文化
13 消　　防
14 防災・防犯・交通安全
15 議　　会
16 広報・広聴
17 情報公開･個人情報保護
18 相　　談
19 国際・国内交流
20 文 化 財
21 公共施設案内・マップ
22 暮らしの電話帳

長泉町ホームページ　http://japan.nagaizumi.org

発刊にあたって

長泉町は、世界文化遺産に登録された霊峰富士を北に仰ぎ、南に駿河湾を望み、豊富な地下水にも恵まれ、美しい自然に囲まれた町です。また、新東名高速道路や東名高速道路、東海道新幹線など交通アクセスの利便性にも優れており、恵まれた立地条件のもと着実な発展を続けています。

現在、第４次長泉町総合計画に掲げた町の将来都市像である「自然と都市の共生　人とまちの健康創出　いきいき長泉」の実現に向け、「健康づくり」「環境対策」「子育て支援」「高齢者支援」の４つを重点項目として、誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりに取り組んでいます。

この冊子は、新しく長泉町に転入された方などを対象に、役場の仕事や公共施設の所在地などを案内したものです。皆さんの暮らしにご活用いただければ幸いです。

長泉町長　　遠藤　日出夫

「暮らしの便利帳」のご利用について

この便利帳の掲載内容は、おおむね平成 26 年度を基準に編集しました。

なお、平成 27 年度に改正予定の内容も一部掲載していますが、今後、制度や施設の内容、利用料金など内容が変わる場合がありますので、くわしくは、担当課へ直接お問い合わせください。また、広報ながいずみや町ホームページとあわせてご利用ください。

ようこそ　ながいずみへ

長泉町紹介

長泉町は、静岡県の東部に位置し、東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に接しています。

北に霊峰富士、南に駿河湾を望み、自然豊かな愛鷹山を源とする桃沢川や町のほぼ中央を縦貫する黄瀬川など、気候温暖な美しい自然環境に富んだ町です。また、北部台地には旧石器時代から人が住み、数多くの遺跡や遺物が各所に見られる歴史ある町でもあります。

明治22年「長泉村」が誕生し、昭和35年4月1日に「長泉町」となりました。このころから、農業の町から工業を中心とした町へと大きく変貌してきました。豊富な地下水と東海道新幹線三島駅、東名高速道路沼津ICや裾野IC、また国道246号などの主要交通網に恵まれた好立地のため、企業進出が多く、また首都圏のベッドタウン域にもなっています。平成14年9月には県立静岡がんセンターが下長窪地区に開院し、高度医療による成果が期待されるとともに、がんセンターを中核とした最先端健康産業の集積を目指す「ファルマバレープロジェクト」と連動し、健康関連企業の誘致が進められています。

平成22年には町制施行50周年を迎え、高い人口増加率や出生率を誇る町へと成長を続けています。さらに、平成24年4月には新東名高速道路が開通し、町内に長泉沼津ICが設けられるなど交通の利便性の向上が一層図られており、今後もますます発展が期待される町です。

役場の所在地	〒411-8668　静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地
役場の位置	東経138°53′50″　北緯35°08′16″
町の位置	東端／東経138°54′42″　北緯35°07′48″
	西端／東経138°48′42″　北緯35°13′09″
	南端／東経138°53′19″　北緯35°06′46″
	北端／東経138°48′44″　北緯35°13′17″
面積	26.51㎢
海抜	最高：約1,390m　最低：約10m
広ぼう	東西／9.131km　南北／11.975km

役場の位置は、国土地理院発表による。

町　章

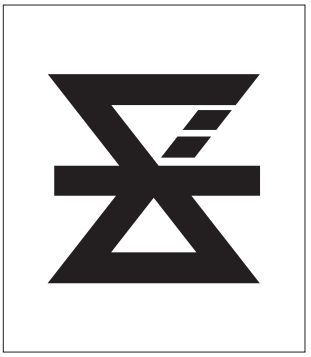

長泉町の『長』の字を日本の古典芸能楽器である鼓の形に図案化したもので、町の発展する姿を象徴したものです。

（昭和31年1月制定）

町の木：モッコク

大気汚染など公害にも強く、病害虫への抵抗性もあり、常緑の葉と端正な樹形は常に美しく、その姿から庭木の王者とも呼ばれ、町の木にふさわしいとして選定されました。

（昭和50年8月制定）

町の花：サツキ

栽培管理が容易で、露地植え、鉢植え、盆栽など栽培範囲も多彩で、花および木模様の鑑賞もでき、当町の気候風土に最も適しているとして選定されました。

（昭和50年8月制定）

目　次

発刊にあたって

● ようこそ　ながいずみへ …… 1
- 長泉町紹介
- 町章・町の木・町の花

1 役場はこんなところ …… 4
- 長泉町組織機構図と主な仕事内容 … 4
- 庁舎配置図 …… 6

2 自治会に加入しましょう …… 7

3 大切な届け出 …… 9
- 戸籍 …… 9
- 住民登録 …… 10
- 印鑑登録
- 印鑑証明 …… 11
- 住民票
- 休日に住民票などの証明書が必要になった場合は
- 住基ネットワーク
- 戸籍謄本（全部事項証明書）・戸籍抄本（個人事項証明書）…… 12
- 公的個人認証（電子証明書）サービス
- 各種証明等交付手数料
- 広域窓口サービス …… 13
- 旅券（パスポート）申請 …… 14
- 南部地区センター …… 15

4 子育て支援 ～長泉町で子育てされる方へ～ … 16
- 妊娠したら …… 16
- 出産したら
- 手当・助成・給付
- 健康診査
- 予防接種 …… 17
- 育児教室・相談など
- お子さんの発達が気になったら …… 18
- ひとり親家庭などへの支援
- 保育が必要な場合 …… 19
- 幼稚園について
- 保育についての助成
- 子育てサポート …… 20
- 学校に関する手続き

5 福祉・介護 …… 21
- 社会福祉 …… 21
- 障がい者〈児〉福祉
- 高齢者福祉 …… 22
- 介護保険
- 長泉町社会福祉協議会 …… 24

6 保険・年金 …… 25
- 国民健康保険 …… 25
- 国民年金
- 後期高齢者医療制度 …… 26
- 後期高齢者医療保険料

7 健康増進 …… 27
- 保健支援 …… 27
- スポーツ …… 28

8 税　　金 …… 29
- 町税等の種類 …… 29
- 個人町民税（県民税）
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税 …… 30
- 介護保険料

9 環　　境 …… 31
- 犬を飼うときは …… 31
- 飼い主のいない猫の引き取り
- 環境対策
- 補助金制度

10 上下水道 …… 33
- 水道の使用について …… 33
- 下水道 …… 35

11 ごみの分け方・出し方 …… 36
- 収集日は …… 36
- ごみ集積所は
- ごみ出しは
- ごみ袋は
- 分別区分は …… 37
- ごみの持ち込みは
- 分別時の注意点
- 燃やせないごみの分別は …… 38
- 家電リサイクル法などの対象機器 … 39
- パソコンのリサイクル

12 生涯学習・文化 …… 40
- 生涯学習 …… 40
- 町民図書館 …… 41

13 消　　防 …… 42
- 消防・救急 …… 42
- 予　　防 …… 43

14 防災・防犯・交通安全 …… 44
- 防　　災 …… 44
- 防　　犯 …… 45
- 交通安全 …… 46

長泉町　暮らしの便利帳

15 議　　会 …… 47

16 広報・広聴 …… 48
◍町からの情報 …… 48
◍皆さんの声を町政に

17 情報公開・個人情報保護 …… 49
◍情報公開 …… 49
◍個人情報保護

18 相　　談 …… 50
◍各種相談一覧 …… 50
◍その他の機関の相談一覧 …… 51

19 国際・国内交流 …… 52
◍国際姉妹都市 …… 52
◍国内姉妹都市

20 文 化 財 …… 53
◍町指定文化財 …… 53
◍県指定天然記念物

21 公共施設案内・マップ …… 54
❶役　　場 …… 54
❷南部地区センター
〈コミュニティ防災センター〉
❸コミュニティながいずみ
（生涯学習課）
❹町民図書館 …… 55
❺文化財展示館
❻ベルフォーレ（文化センター）
❼福祉会館
❽児童館 …… 56
❾いずみの郷（在宅福祉総合センター）
❿消防署
⓫火葬場
⓬塵芥焼却場 …… 57
⓭一般廃棄物最終処分場
⓮勤労者体育センター
⓯中土狩テニスコート
⓰ウェルピアながいずみ …… 58
（健康づくりセンター）
⓱長泉中央グラウンド
⓲ミニ運動場
●長泉町健康公園
⓳桃沢グラウンド …… 59
⓴竹原グラウンド
㉑御嶽堂公園テニスコート
㉒北部スポーツ広場
㉓南部スポーツ広場 …… 60
㉔町民体育館（北中体育館）
㉕桃沢キャンプ場
㉖桃沢工芸村
㉗長泉幼稚園 …… 61
㉘北幼稚園
㉙南幼稚園
㉚東幼稚園
㉛桃沢幼稚園 …… 62
㉜長泉小学校
㉝南小学校
㉞北小学校
㉟長泉中学校 …… 63
㊱北中学校
㊲学校給食センター
㊳中央保育園
㊴子育て支援センター・アップル …… 64
㊵竹原保育園
㊶子育て支援センター・みかんちゃん
㊷桃沢野外活動センター
㊸ワークプラザ
（(公社)長泉町シルバー人材センター）…65
㊹池の平展望公園
㊺長泉町森林公園
㊻駿河平自然公園
㊼城山神社公園 …… 66
㊽納米里公園
㊾宮脇公園
㊿尾尻公園
(51)鮎壺公園 …… 67
(52)鮎壺広場
(53)惣ヶ原公園
(54)いずみ公園
(55)駅前公園…… 68
(56)東村公園
(57)杉原公園
(58)御嶽堂公園
(59)本宿公園 …… 69
(60)水と緑の杜公園
(61)上長窪広場
(62)南一色広場

◍長泉町施設案内マップ …… 70
◍長泉・清水循環バス路線図 …… 72

22 暮らしの電話帳 …… 73

● 長泉町民憲章 …… 75
長泉町健康都市宣言
長泉町非核平和都市宣言
長泉町歌・長泉音頭

● まちづくりイベント …… 76

● 長泉町の特産品

1 役場はこんなところ

長泉町組織機構図と主な仕事内容（平成26年５月１日現在）

町長部局

- 町長
- 副町長

総務部門

- 行政課
  - 行政庶務チーム：人事管理・職員育成、法制執務、福利厚生、選挙管理委員会
  - 行政情報チーム：町長・副町長秘書、広報広聴、住民相談、統計、区長会、国際交流
- 企画財政課
  - 企画調整チーム：政策の企画、総合調整、広域化推進、行政改革、地方分権、情報化推進、行政評価
  - 財務契約チーム：町財政運営（予算編成、決算）・管理、契約事務、工事検査
- 地域防災課
  - 地域防災チーム：防災・防犯対策、交通安全対策、交通災害共済

住民福祉部門

- 福祉保険課
  - 福祉チーム：福祉関連施策の企画・立案・実施、障がい者施策の企画・立案・実施、民生委員・児童委員、日赤事務
  - 保険年金チーム：国保給付、後期高齢者医療、国民年金
- 健康増進課
  - 健康企画チーム：健康づくりの総合的な企画・立案、スポーツ推進、スポーツ団体の指導育成、スポーツ推進委員会
  - 保健支援チーム：健康の保持・増進に関する事業の企画・立案、母子保健、成人保健、予防接種、各種がん検診・歯周疾患検診
- 住民窓口課
  - 総合窓口チーム：戸籍住民・住民基本台帳カードの交付・公的個人認証サービス・税証明・児童医療・児童手当申請受付、国保・年金の加入・喪失、交通災害共済（追加加入）、旅券申請受付・交付
  - 南部住民窓口事務所：南部地区センター（取扱業務については15ページを参照）
- 税務課
  - 住民税チーム：住民税（個人・法人）・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の課税
  - 資産税チーム：固定資産税・都市計画税・軽自動車税の課税
  - 納税チーム：町で課税した税・保険料の収納管理、徴収業務
- 長寿介護課
  - 高齢者支援チーム：高齢者福祉、介護予防、地域包括支援センター
  - 介護保険チーム：介護保険要介護認定・給付業務

都市環境部門

- 建設計画課
  - 計画チーム：都市計画・景観施策の企画、土地利用・開発行為の指導、建築確認申請受付、町営住宅、建築物などの耐震化の促進
  - 管理指導チーム：用地取得事務、地籍調査、官民境界査定、道路・河川などの占用事務
- 工事管理課
  - 整備チーム：土木・建築などの設計・監督
  - 施設維持チーム：道路、河川、公園などの維持補修・施設管理、緑化推進
- 産業振興課
  - 農業支援チーム：農林業の振興、国内交流、農業委員会
  - にぎわい企画チーム：商工労政、観光振興、企業誘致、まちづくりイベント
- くらし環境課
  - 環境企画チーム：地球温暖化対策、環境政策、環境保全、公害対策、防疫、畜犬登録、墓地、火葬場、浄化槽、消費生活
  - 清掃事業チーム（塵芥焼却場）：ごみ減量・３R推進事業、ごみ収集および中間処理業務、焼却場管理、埋立場管理
- 上下水道課
  - 管理チーム：上下水道事業の経理、資産・資材の管理、給排水設備工事の受付
  - 工務チーム：上下水道の設計・監督、施設管理

教育委員会

- 教育長
  - こども育成課
    - こども育成チーム — 子育て支援施策の企画・実施、子どもの健全な育成に関する施策の企画・実施、児童手当事務、保育園・幼稚園事務
      - 保育園・幼稚園・児童館・放課後児童会・子育て支援センター
    - 学校づくりチーム — 小・中学校事務、児童・生徒の健全育成施策の推進
      - 小・中学校
  - 生涯学習課
    - 生涯学習チーム — 生涯学習全般の企画・実施、文化財の保護・保存
      - コミュニティセンター・文化財展示館・文化センター（指定管理）
    - 女性・青少年チーム — 男女共同参画の推進および施策の企画、青少年健全育成に関する施策の企画・実施
      - 桃沢工芸村
    - 図書館チーム（町民図書館） — 図書・視聴覚資料の貸出、レファレンスサービス
  - 学校給食センター — 学校給食業務、センター管理、除去食対応給食業務

消防

- 消防長
  - 消防管理課
    - 消防チーム — 消防管理全般、消防団事務
    - 予防チーム — 消防法令に基づく審査・検査業務
  - 消防署
    - 第1チーム
    - 第2チーム
    - 第3チーム

    （第1〜第3チーム） — 災害警戒、防ぎょ業務、予防査察、救急および救助業務
  - 消防指令センター — 災害受信、指令業務

会計

- 会計管理者
  - 会計課
    - 会計チーム — 収入・支払事務、県証紙・旅券発給用印紙の販売

議会

- 議会
  - 議会事務局
    - 議会事務チーム — 議会事務

監査委員

- 監査委員
  - 監査委員事務局

農業委員会

- 農業委員会
  - 農業委員会事務局（産業振興課）

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会
  - 選挙管理委員会事務局（行政課）

固定資産評価審査委員会

- 固定資産評価審査委員会
  - 固定資産評価審査委員会事務局（税務課）

庁舎配置図

1F

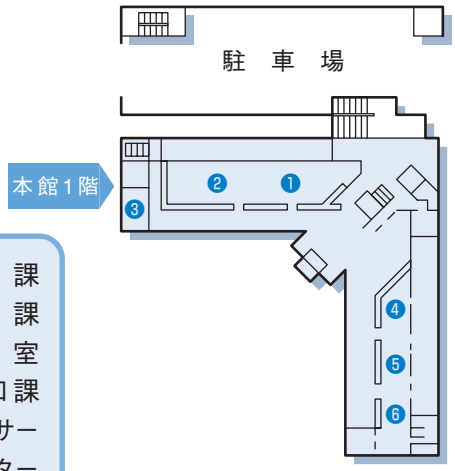

本館1階

- ❶会計課
- ❷税務課
- ❸日直室
- ❹住民窓口課
- ❺上下水道サービスセンター
- ❻上下水道課

2F

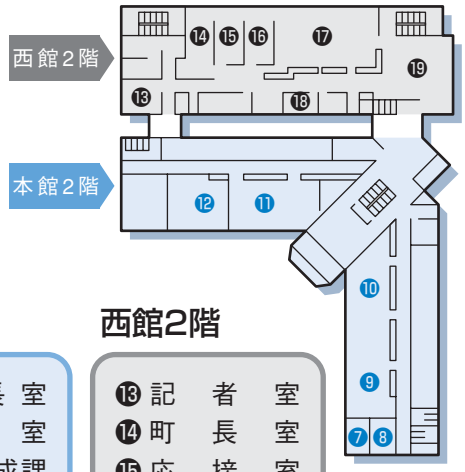

本館2階

- ❼教育長室
- ❽会議室
- ❾こども育成課
- ❿企画財政課
- ⓫産業振興課・農業委員会事務局
- ⓬地域防災課

西館2階

- ⓭記者室
- ⓮町長室
- ⓯応接室
- ⓰副町長室
- ⓱行政課
- ⓲情報公開コーナー
- ⓳町民ロビー

3F

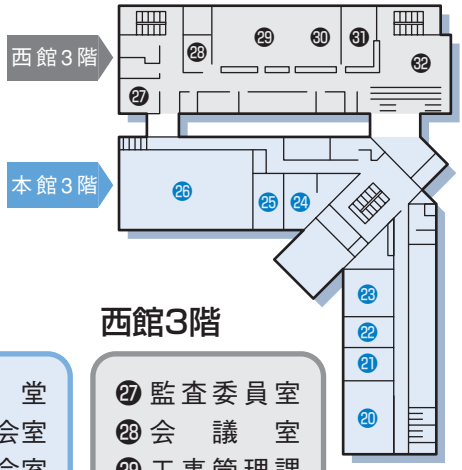

本館3階

- ⓴食堂
- ㉑第1委員会室
- ㉒第2委員会室
- ㉓第3委員会室
- ㉔第4会議室
- ㉕第5会議室
- ㉖議場

西館3階

- ㉗監査委員室
- ㉘会議室
- ㉙工事管理課
- ㉚建設計画課
- ㉛くらし環境課
- ㉜町民ロビー

4F

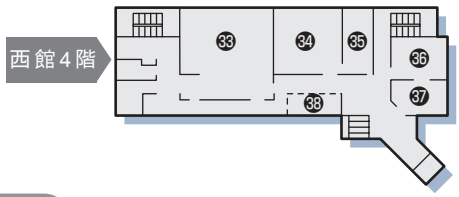

西館4階

- ㉝大会議室
- ㉞議員控室
- ㉟議員図書室
- ㊱正副議長室
- ㊲議会事務局
- ㊳会議室

総合福祉事務所・総合相談センター

1階

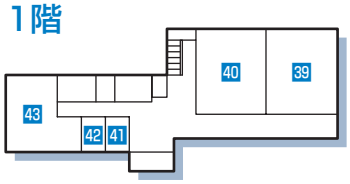

- 39 福祉保険課
- 40 長寿介護課（介護保険チーム）
- 41 福祉相談室1
- 42 福祉相談室2
- 43 長寿介護課（高齢者支援チーム）・地域包括支援センター

2階

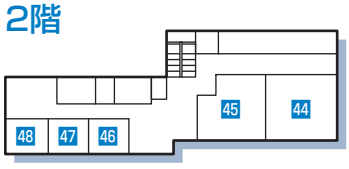

- 44 会議室
- 45 ミーティングルーム
- 46 総合相談室1
- 47 総合相談室2
- 48 総合相談室3

2 自治会に加入しましょう

問い合わせ先 行政課
☎989−5500

■自治会とは何ですか？

自治会は、地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で住みやすくするために結成された任意の団体であり、コミュニティづくりの中心的な担い手です。自治会は以下の目的をもって組織されています。

- 同じ地域の居住者により、地域ごとに組織されています。
- 同じ地域の居住者が地域生活向上のため、お互いの理解と信頼の上に立った連帯と協力によって運営されています。
- 日常生活の共通する課題について、みんなで協力して解決しています。
- 地域での交流として、昔から伝え継がれてきた伝統行事や、新しく築かれていく祭りなども地域の事業として実施しています。

■なぜ自治会が必要なのですか？

◇自治会の必要性

現在、長泉町には43の自治会があります。自治会加入率は、ほぼ横ばいで推移していますが、自治会活動への参加率は低下傾向にあるのが現状です。自治会活動は、住民同士の支えあいや防災対策、犯罪、福祉、環境などさまざまな問題を解決する際にも役割を果たしています。参加率が低下すると地域社会との繋がりや近隣住民との結びつきが希薄化し、自然災害や犯罪による日常生活への不安が高まります。このため、日ごろから自治会活動に参加し、安全・安心な地域社会を形成することが必要となります。

◇地域で行う防災・防犯対策

自治会の必要性を考える中で、防災や防犯などへの取り組みは重要なものといえます。例えば、災害時の避難体制なども自治会が重要な役割を果たしていると言われています。甚大な被害をもたらした阪神淡路大震災や東日本大震災では、自治会が大きな力を発揮しました。

なぜ自治会が大きな力を発揮したのか…。それは、「日ごろの近所付き合い＝地域の力」であり、これが地域による早期の安否確認や避難支援などに繋がるからです。

防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る＝自助」、「自分たちの地域は自分たちが守る＝共助」の精神だと言われています。

町では、総合防災訓練に併せて、各自治会が安否確認訓練や本部設置運営訓練、消防署・消防団と連携した初期消火訓練などを実施しています。また、地域防災の日では、消火訓練や小・中学生などへの防災資機材の取り扱いを体験させる訓練などを、各自治会が主導で実施しています。この様な活動が「地域の力」を大きくします。

また、防犯に対する自治会の役割も重要です。町内でも不審者による子どもへの声かけや侵入盗や窃盗事件が発生しており、自治会では、「地区安全会議」や「見守り隊」の皆様が地域の住民を守る活動を行っています。また、子どもたちが不審者や変質者などから緊急避難できる場所として、「青少年を守る家」の登録を随時行っています。このように、防犯に関しても、「自分たちの地域は自分たちが守る」活動が行われています。

一人ひとりの力ではできないことも、みんなで協力すればできることがあり、大きな力になります。「身近にあるみんなの力」、それが自治会です。

長泉町総合防災訓練への参加

■自治会活動の一部をご紹介します。

◇レクリエーション・福利厚生

・スポーツや文化系サークル、クラブ活動の実施や活動の支援
・運動会や文化祭、盆踊り、地域の祭りの開催
・敬老会の開催、共同募金の協力
・高齢者への福祉活動
・慶事や弔事の際の協力
・旅行や新年会・忘年会の開催
・世代間交流会や研修会の実施
・区民だよりなどの発行

◇生活環境の整備

・防犯、防災、防火活動
・交通安全活動
・公園、路上などの町内一斉清掃
・花壇づくりなどの緑化推進
・集会所の建設および維持管理
・防犯灯の維持管理

■自治会に加入するには？

転入先の自治会の自治会長（区長）または、班長に転入されたことを連絡いただき、自治会に加入する旨をお伝えください。

お住まいの地域の自治会がどこか分からないなど、ご不明な点は行政課までお問い合わせください。

自治会が行う祭りの様子

（平成26年4月1日現在）

区名	区名	区名
元長窪（1）	惣ヶ原（2）	東（2）
上長窪（1）	エンゼル（2）	シャルマン（3）
屋代住宅（1）	中土狩（2）	駅下（3）
八分平（1）	東レ自治会（2）	薄原上（3）
下長窪（1）	荻素（2）	薄原下（3）
池田（1）	新屋町上（2）	三軒家（3）
尾尻住宅（1）	新屋町中（2）	エンゼル西（3）
谷津（1）	新屋町下（2）	グランツ（3）
駿河平（1）	駅上（2）	杉原（3）
南一色（1）	駅中（2）	原分（3）
東べ南一色（1）	シャリエ南（2）	高田（3）
納米里（1）	シャリエ東（2）	竹原（3）
鮎壺（1）（2）（3）	西（2）	シャルマン竹原（3）
東邦自治会（2）	原（2）	本宿（3）
上土狩（2）		

※（　）中の数字は小学校の校区。（1）北小校区（2）長泉小校区（3）南小校区

3 大切な届け出

問い合わせ先　住民窓口課
☎989−5509

戸　籍

戸籍は、個人の氏名・生年月日・続柄・配偶者などの身分関係を証明するもので、夫婦、親子によってそれぞれつくられています。この戸籍のあるところを本籍地といいます。戸籍の記載は届け出により行われますので、変更があるときはすみやかに届け出てください。

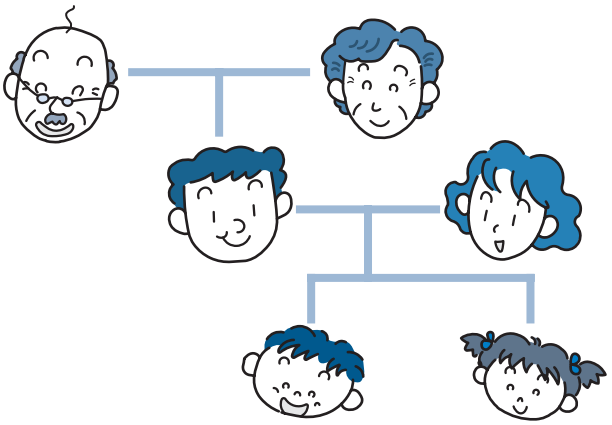

届け出の種類	届け出期間	届け出地	届け出人	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	1. 父母の本籍地 2. 父母の住所地 3. 子の出生地 4. 届け出人の所在地 のいずれかの市区町村役場	1. 父または母 2. 同居者 3. 出産に立ち会った医師、助産師 の順	1. 届書　1通 2. 認め印　届け出人の認め印 3. 母子健康手帳 4. 国民健康保険証、または健康保険証 5. 金融機関などの口座番号 ※命名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなを使用してください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	1. 死亡者の本籍地 2. 届け出人の住所 3. 死亡地 4. 届け出人の所在地 のいずれかの市区町村役場	1. 死亡者の親族 2. 同居者 3. 家主 4. 地主 などの順	1. 届書　1通 2. 認め印　届け出人の認め印 3. 国民健康保険証（加入者のみ） 4. 後期高齢者医療保険証（該当者のみ） 5. 介護保険証（該当者のみ） ※死亡届書には、医師の証明が必要です。 ※死体火葬許可証を交付します。
婚姻届	届け出をした日から法律上の効力が発生します	1. 夫または妻の本籍地 2. 夫または妻の住所地 3. 夫または妻の所在地 のいずれかの市区町村役場	結婚する当事者	1. 届書　1通 2. 必要書類　本籍地以外に届け出をする場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）　1通 3. 認め印　届け出人2人の認め印（旧姓のもの） 4. 本人確認のため、運転免許証、旅券（パスポート）など官公署が発行した本人の写真入り身分証明書 ※届書には、20歳以上の証人2人が必要です。 ※未成年者の婚姻には、父母の同意が必要です。
離婚届	届け出をした日から法律上の効力が発生します	1. 夫妻の本籍地 2. 夫または妻の住所地 3. 夫または妻の所在地 のいずれかの市区町村役場	夫、妻	1. 届書　1通 2. 必要書類　本籍地以外に届け出をする場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）　1通 3. 認め印　届け出人2人の認め印（同姓のもの） 4. 本人確認のため、運転免許証・旅券（パスポート）など官公署が発行した本人の写真入り身分証明書 ※届書には、20歳以上の証人2人が必要です。 ※夫婦間の未成年の子については、親権を定めてから届け出てください。
転籍届	届け出をした日から法律上の効力が発生します	1. 届け出人の本籍地 2. 届け出人の転籍地 3. 届け出人の住所地 4. 届け出人の所在地 のいずれかの市区町村役場	戸籍筆頭者およびその配偶者の双方（夫婦の一方が除籍されている場合は一方だけで届け出ができます）	1. 届書　1通 2. 必要書類　他の市区町村に転籍する場合は戸籍謄本（全部事項証明書）　1通 3. 認め印　届け出人の認め印 （届け出人各自の認め印）

㊟届け出の際に本人確認を行いますので、運転免許証、旅券（パスポート）などを提示してください。

住　民　登　録

皆さんに、長泉町の町民であることを届けていただき、その内容を記載し、世帯ごとに編成されたものを住民基本台帳といいます。

住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙、国民健康保険、国民年金、義務教育、地方税など、行政全般にわたり基本となるものですので、正確に届け出をしてください。

届け出の種類		届け出期間	届 出 人	届け出に必要なもの
転　入　届	町外から引越してきたとき	新住所に住みはじめてから14日以内	1. 本　人 2. 世帯主 3. 世帯員	1. 転出証明書(前住所地の市区町村で発行) 2. 国民健康保険証 （国民健康保険に加入している家族と同居し、世帯主が変更となる場合） 3. 介護保険受給資格証明書（該当者のみ）
転　居　届	町内で引越したとき	新住所に住みはじめてから14日以内		1. 国民健康保険証（世帯主が変更の場合） 2. 後期高齢者医療保険証（該当者のみ） 3. 介護保険証（該当者のみ） 4. こども医療費受給者証（該当者のみ）
転　出　届	町外へ引越すとき	引越し先・引越し日が決まったら		1. 国民健康保険証（世帯主が変更の場合） 2. 後期高齢者医療保険証（該当者のみ） 3. 介護保険証（該当者のみ） 4. こども医療費受給者証（該当者のみ） 5. 印鑑登録証（登録者のみ） 6. 住民基本台帳カード（保有者のみ）
世帯変更届	世帯主を変えたり、世帯を分離・合併するとき	変更があった日から14日以内		1. 国民健康保険証（該当者のみ）

㊟届け出の際に本人確認を行いますので、運転免許証、旅券（パスポート）などを提示してください。

印鑑登録

日常生活の中で、不動産の登記や車の購入など、幅広く使用されている印鑑は、公に立証するため、実印として登録されます。

登録資格／

満15歳以上の方で、長泉町に住民登録のある方

持ち物／

①本人が申請するときは、登録する印鑑と次のいずれかを提示します。

・運転免許証
・旅券（パスポート）
・住民基本台帳カード（顔写真付きのものに限ります。）
・官公署が発行した本人の写真入り身分証明書

※ 提示できない場合は仮登録となり、本人宛照会書を郵送しますので、その回答書と保険証などを持って、後日もう一度来庁していただきます。

②代理人が申請するときは、登録する印鑑と印鑑登録申請書および本人自署の代理人選任届が必要です。また、長泉町に印鑑登録してある方に保証人になってもらう場合には、保証書（役場規定）が必要となります。

※ 代理人は認め印を持参してください。

登録できない印鑑／

①住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせた文字で表していないもの
②職業、資格、そのほか氏名以外の事項を表しているもの
③ゴム印など、印形の変化しやすいもの
④印影の大きさが一辺の長さ8ミリ以上25ミリ以下に納まらないもの
⑤印影を鮮明に表しにくいもの
⑥機械彫りまたは流し込みなどによって多量に作られ市販されているもの

印鑑登録証の再交付／

印鑑登録証を紛失したり、汚損したとき、または登録してある印鑑を紛失や改印、汚損したときは再登録ができます。この場合は、新規登録と同じ手続きとなります。

印鑑証明

■印鑑登録証明の交付申請

①申請にあたっては、本人、代理人を問わず印鑑登録証（手帳またはカード）の提示が必要です。
②代理人の場合は、請求者の印鑑登録証と代理人の認め印が必要となります。（委任状は不要）

住 民 票

■住民票の請求には、本人確認にご協力を

住民票の請求にあたっては、本人であることを確認させていただくため、窓口で免許証などの提示をお願いしています。また、本人もしくは同一世帯の家族以外の方（代理人）が請求する場合は、委任状と代理人の認め印が必要となります。

※本人確認のため提示いただく身分証明、証書など
○官公署が発行した顔写真入り身分証明など（1点）
例）運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カードなど
○上記以外の場合は、複数提示してください。
例）健康保険証、学生証、社員証など

休日に住民票などの証明書が必要になった場合は

■住民票の写し、印鑑登録証明書の発行

土・日曜日、祝・休日には、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行のみコミュニティながいずみで受け付けています。

取扱日時／土・日曜日および祝・休日
9：00～17：15
（12／28～1／4を除く）

※本人または同一世帯の方の申請に限り交付します。委任状での申請は受け付けできません。

■住民票の写しの発行

持ち物／
官公署が発行した顔写真入りの身分証明書
（窓口に来る方本人のもの）

■印鑑登録証明書の発行

持ち物／印鑑登録証

※本人以外の方が窓口に来る場合は、窓口に来る方の認め印が必要です。
※印鑑登録の登録申請は受け付けできません。
未登録の場合は、住民窓口課、または南部地区センターで登録の手続きを行ってください。

住基ネットワーク

■住民基本台帳カードの作成

顔写真入りと顔写真なしの2種類のカードがあります。顔写真は役場で撮影することもできます。

持ち物／
本人を確認するため次のいずれかを提示してください。
・運転免許証
・旅券（パスポート）
・官公署が発行した本人の顔写真入り身分証明書

カードの交付／
カードの交付の際に4桁の数字の暗証番号を入力していただきます。暗証番号は電話番号・生年月日など容易に推測がつく番号は避けてください。

有効期間／
・日本人、永住者及び特別永住者の外国人
･･･交付の日から10年
・中長期在留者の外国人(永住者を除く)
･･･在留カードに記載されている在留期間の満了の日まで

※再交付・暗証番号変更申請などの手続きや、代理人による申請については電話などで問い合わせてください。

■住民票の写しの広域交付

住民基本台帳ネットワークシステムを利用して全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられます。

持ち物／
本人を確認するため次のいずれかを提示してください。
・運転免許証
・旅券（パスポート）
・顔写真入りの住民基本台帳カード
・官公署が発行した本人の顔写真入り身分証明書

※交付できるのは、申請者本人または申請者と同一世帯員の住民票に限ります。（委任不可）

■付記転出届

引越しをする場合には、まず、住んでいる市区町村に転出届を提出し、転出証明書の交付を受けた上で、引越し先の市区町村の窓口に転入届を提

出する必要がありますが、転出する方の中に住民基本台帳カードを持った方がいるときは、引越し先の市区町村の窓口へ行くだけで済ませることができます。
※ただし、一定の事項を記入した転出届を今まで住んでいた市区町村に郵送する必要があります。

戸籍謄本（全部事項証明書）・戸籍抄本（個人事項証明書）

■戸籍謄本や抄本の請求

戸籍謄抄本などは、本籍を置いた市区町村でなければ発行できません。本籍が長泉町でない方は、本籍のある市区町村に請求してください。（郵送による請求もできます。）

なお、戸籍などを請求するときは、請求理由を明らかにする必要があります。

ただし、次の方は請求理由は不要です。

・戸籍に記載されている本人またはその配偶者、直系尊属か直系卑属

※直系尊属…祖父母、父母など
直系卑属…子、孫など

※請求理由が不当な目的である場合は、交付できません。
※請求にあたっては、窓口で本人であることを確認させていただいています。（P11参照）

■除籍や改製原戸籍の謄本や抄本の請求

請求資格／

除籍に記載されている本人またはその配偶者、直系尊属か直系卑属

※上記以外の方は、次の場合に限って請求できます。
①相続関係を証明する必要がある場合
②裁判所そのほかの官公署に提出する必要がある場合
③除かれた戸籍の記載事項を確認することについて正当な利害関係がある場合

※請求にあたっては、窓口で本人であることを確認させていただいています。（P11参照）

公的個人認証（電子証明書）サービス

所得税の電子申告（e-tax）などを行う際に、他人による成り済まし、改ざんなどの危険性を防ぐ必要があります。そのため、住民基本台帳カードを利用して電子申請における本人確認手段を提供するサービスが公的個人認証です。これには電子証明書の発行が必要になります。

■電子証明書

発行申請資格／15歳以上の方

持ち物／

住民基本台帳カードが必要です。

※顔写真のない住民基本台帳カードを持参された場合は、本人を確認するため次のいずれかが必要です。

・運転免許証
・旅券（パスポート）
・官公署が発行した本人の顔写真入り身分証明書

電子証明書の発行／

電子証明書の発行の際に4桁以上16桁以内の英・数字の暗証番号を入力していただきます。

有効期間／発行の日から3年
（外国人住民の方は在留期間の満了日まで）

※ただし、住所・氏名などに変更があった場合は、その時点で失効します。
※更新・パスワード変更申請等の手続きや、代理人による申請については電話などでお問い合わせください。

各種証明等交付手数料

■手数料

証明書の種類	手数料
戸籍謄本、戸籍抄本	1通…450円
除籍、改製原戸籍	1通…750円
住民票の写し	1通…300円
印鑑登録	1件…300円
印鑑登録証明書	1通…300円
住民基本台帳カード	1件…500円
電子証明書	1件…500円
そのほか各種証明書：1通…300円・350円・1,400円	

広域窓口サービス

■他の市町でも証明書が請求できます

長泉町を含む駿豆地区12市町内では、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「戸籍謄本（全部事項証明書）」「戸籍抄本（個人事項証明書）」の広域発行サービスを行っています。

取り扱い証明および請求できる方／

駿豆地区12市町に住民登録があり、下記の条件に当てはまる方が請求できます。

■住民票の写し・印鑑登録証明書

・請求者本人
・請求者と同一世帯の方
※住所が同じでも、世帯を分けてある場合は申請できません。

■戸籍謄本（全部事項証明書）
戸籍抄本（個人事項証明書）

・請求者本人
・請求者と同一戸籍に在籍する方
※本籍が12市町にある方のものに限ります。
※既に除籍されている方のものは請求できません。

受付時間／

8：30～17：00
（土・日曜日、祝・休日、12／29～1／3を除く）

持ち物／

本人確認書類（P11参照）
※印鑑登録証明書の請求の場合は印鑑登録証を持参してください。

取り扱い手数料／

住民票の写し・印鑑登録証明書　300円
戸籍謄本（全部事項証明書）　450円
戸籍抄本（個人事項証明書）　450円

取り扱い市町／

沼津市・熱海市・三島市・伊東市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・清水町・小山町

市町名	問い合わせ電話番号
沼津市	934－4723
熱海市	0557－86－6254
三島市	983－2602
伊東市	0557－32－1351
御殿場市	0550－82－4120
裾野市	995－1812
伊豆市	0558－72－9855
伊豆の国市	948－2901
函南町	979－8110
清水町	981－8208
小山町	0550－76－6101

旅券（パスポート）申請

静岡県内では、一般旅券の申請と交付を各市町の窓口で行っています。

■旅券の申請受付

旅券の申請、受け取りができる方／

①長泉町に住民登録のある方
②県内に住民登録のある方
※町外に住所がある方は、下記の必要書類のほか、住民票が必要です。

受付時間／

8：30～18：30
（祝・休日、12／29～1／3を除く）
※すでに旅券を交付されている方で、紛失・焼失などにより有効期限が不明な場合は、確認作業が必要なため受付時間は9：00～17：00までとなります。

申請から受け取りまでの期間／

（いずれも土・日曜日、祝・休日、12／29～1／3を含まない日数）
①新規の場合　　申請日から8日目以降
②記載事項の変更の場合
　　申請日から8日目以降
③査証欄の増補の場合
　　申請日から6日目以降

■交付手数料

申請年齢	旅券申請区分	収入印紙で納付する金額	県収入証紙で納付する手数料	合計金額
20歳以上	新規・切り替え（10年用）	14,000円	2,000円	16,000円
	新規・切り替え（5年用）	9,000円	2,000円	11,000円
12～19歳	新規・切り替え（5年用）	9,000円	2,000円	11,000円
11歳以下	新規・切り替え（5年用）	4,000円	2,000円	6,000円
—	記載事項変更	4,000円	2,000円	6,000円
—	査証欄の増補	2,000円	500円	2,500円

■収入印紙などの販売

旅券交付手数料は、収入印紙、静岡県収入証紙にて受取時に納付いただきます。

①販売場所　　役場本館1階会計課
②販売時間　　8：30～17：15
※販売する収入印紙の額面は、1万円、5千円、4千円の3種類のみです。（旅券申請用のみ）
旅券の査証欄の増補を申請する際に必要な2千円の収入印紙は販売していませんので、ご注意ください。

■申請受付に必要な書類

①申請書（一般旅券発給申請書）
②戸籍謄本または抄本
（現在有効期間内の旅券をお持ちの方は、本籍・氏名に変更が無い場合は不要です）
③写真
※役場1階に自動証明写真機を設置しています。
※旅券用の写真として、眼鏡の反射や前髪により瞳が確認しにくいものは不適当となることが多いので、ご注意ください。
④本人確認書類（顔写真入りの身分証明書）
※公的機関による顔写真入りの身分証明書をお持ちでない方は、「パスポート申請のごあんない」に示された、複数の証明書などを忘れずにご持参ください。また、代理申請の場合は、申請者と代理人それぞれの本人確認書類が必要です。
⑤認め印
⑥前旅券（旅券を取得したことがある方）
※「パスポート（旅券）申請のごあんない」を、役場、南部地区センター、コミュニティながいずみ、文化センターに配置してあります。

南部地区センター

問い合わせ先　☎989−8989

■南部住民窓口事務所取扱事務

※窓口事務は8：30〜17：15
（土・日曜日、祝・休日、12／29〜1／3を除く）
※施設利用は9：00〜21：30
（月曜日と12／28〜1／4を除く）
※月曜日が祝・休日の場合は施設を利用できます。

■住民窓口課業務

戸籍／
出生届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、転籍届、死亡届、死体火葬許可証、火葬場使用許可証

住民基本台帳／
転入届、転居届、転出届、世帯主等変更届

印鑑登録／
印鑑登録申請届、印鑑登録廃止届

証明／
住民票の写し、住民票の除票、住民票の記載事項証明書、戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、改製原戸籍謄・抄本、戸籍の附票、身分証明書、印鑑登録証明書

■税務課業務

税務証明など／
所得（課税）証明書、町県民税非課税証明書、固定資産評価証明書（土地、家屋）、納税証明書（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）、町税の収納

■福祉保険課業務

重度障害者（児）医療費助成金支給申請、精神障害者医療費助成金支給申請

国民健康保険諸届／
マル学該当届、国民健康保険資格取得、国民健康保険資格喪失、退職者被保険者（被扶養者）該当届、療養費支給申請、高額療養費支給申請、国民健康保険証再交付申請、高齢受給者証再交付申請、葬祭費支給申請

国民年金諸届／
国民年金異動（取得・喪失）届、国民年金保険料学生納付特例申請、国民年金保険料免除・納付猶予申請

後期高齢者医療諸届／
後期高齢者医療保険証再交付申請、療養費支給申請

■長寿介護課業務

はり、灸、マッサージ治療費助成券交付申請

■教育委員会、こども育成課業務

就学児童生徒転入学通知書、就学児童生徒転出報告書、こども医療費助成金交付申請、児童手当認定請求

■くらし環境課業務

牛乳パックの回収

■地域防災課業務

交通災害共済申請

4 子育て支援 ～長泉町で子育てされる方へ～

妊娠したら

問い合わせ先 健康増進課
☎986－8760

■母子健康手帳の交付・交付時の健康相談

と　き／9：00～17：00
（土・日曜日、祝・休日を除く）
ところ／ウェルピアながいずみ
持ち物／妊娠届出書
※保健師による健康相談を希望される方は、午前中にお越しください。

■妊婦健診・妊婦歯科健診

母子健康手帳の交付時に、併せて、妊婦健康診査の受診票を交付します。受診票を持参の上、指定医療機関で受診してください。
※長泉町発行の受診票をお持ちでない方は、お問い合わせください。

■こんにちは赤ちゃん教室（全4回）

妊婦とその夫を対象に、妊婦生活、分娩、育児などに必要な知識を実習や講話を交えながら学習し、父親の育児参加を促します。

○不妊治療を希望される方は

■不妊治療費助成

長泉町に夫または妻が1年以上継続して居住しており、医療機関において不妊と診断された、第1子・第2子の不妊治療に対し、費用の一部を助成します。（かかった費用の2分の1、1回あたり上限額15万円、1年度2回、通算5年間まで）

出産したら

問い合わせ先 住民窓口課
☎989－5509

■出生届を出すには

役場住民窓口課および南部地区センターで受け付けを行っています。
（詳しくは、9ページをご覧ください。）

手当・助成・給付

問い合わせ先 こども育成課
☎989－5528

■児童手当

家庭などにおける生活の安定や、次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを応援するため、中学校修了までの児童の保護者などに支給されます。申請書を提出した翌月分から支給の対象になります。
なお、所得制限があります。

■こども医療費助成

中学校修了までのこどもにかかった医療費（保険診療分の自己負担分全額）を助成します。
※15歳に達する日の前日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもを養育している方（保護者）に支給されます。

問い合わせ先 福祉保険課
☎989－5513

■出産育児一時金（国民健康保険の方）

被保険者の方が出産（妊娠4カ月以上の死産などを含む）したとき、出産育児一時金42万円を上限に支給します。

■出産育児一時金（国民健康保険以外の方）

健康保険組合などにより異なりますので、勤務先にお問い合わせください。

健康診査

問い合わせ先 健康増進課
☎986－8760

■4カ月児・10カ月児健康診査

医療機関で実施します。町発行の母子健康手帳別冊についている受診票が必要です。

■1歳6カ月児・3歳児健康診査（個別通知）

身体測定、内科健診、歯科健診、フッ素塗布、育児・栄養相談などを行います。

予防接種

問い合わせ先　健康増進課
☎986－8760

予防接種には、対象年齢になったら接種券を送付して案内する定期接種と希望により接種する任意接種があります。乳幼児期に受ける予防接種は以下のとおりです。

■定期接種

■個別予防接種（委託医療機関で実施）

・ヒブ初回　3回（生後2カ月から1歳）
※5歳になる日の前日まで期間が延長できます。
※月齢により接種回数が変わります。

・ヒブ追加　1回（生後11カ月から）
※5歳になる日の前日まで期間が延長できます。

・小児用肺炎球菌初回
3回（生後2カ月から2歳）
※5歳になる日の前日まで期間が延長できます。
※月齢により接種回数が変わります。

・小児用肺炎球菌追加
1回（生後1歳から）
※5歳になる日の前日まで期間が延長できます。

・ＢＣＧ　1回（生後3カ月から1歳未満）

・四種混合1期初回
3回（生後3カ月から1歳）
※7歳6カ月になる日の前日まで期間が延長できます。

・四種混合1期追加
1回（1期3回終了1年経過から2歳）
※7歳6カ月になる日の前日まで期間が延長できます。

・日本脳炎1期初回
2回（3歳から4歳）
※7歳6カ月になる日の前日まで期間が延長できます。

・日本脳炎1期追加
1回（1期2回終了1年経過から5歳）
※7歳6カ月になる日の前日まで期間が延長できます。

・ＭＲ（麻しん・風しん）混合1期
1回（生後1歳から2歳未満）

・ＭＲ（麻しん・風しん）混合2期
1回（保育園・幼稚園の年長児相当）

・二種混合
1回（11歳から）
※13歳になる日の前々日まで期間延長可

※予防接種料金は無料です。
※町の委託医療機関については、お問い合わせください。接種期日は各医療機関で確認してください。（要予約）

■任意接種（自己負担）

・耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（水ぼうそう）
・インフルエンザ　・ロ　タ
・B型肝炎

育児教室・相談など

問い合わせ先　健康増進課
☎986－8760

■母子保健家庭訪問事業

乳児の健やかな成長と子育て世帯の安心を支えるため、新生児・乳児訪問を、生後4カ月までの間に全ての家庭に対して行っています。訪問時には、子どもの発育や育児についての相談、町の母子保健事業の説明などを行います。また、子どもの発育発達や健康上での心配事などに、保健師・栄養士が各家庭に伺い、相談や保健指導を行います。

■子育て離乳食教室

3～4カ月児をもつ保護者を対象に行う、離乳食や、育児についての教室です。

■7カ月育児教室

6～7カ月児をもつ保護者を対象に行う、離乳食や歯科、育児、絵本の読み聞かせについての教室です。

■幼児食教室

1歳6カ月以上の幼児をもつ保護者を対象に、調理実習をしながら間食や幼児の食事について学び、親同士の交流も深めます。

■2歳児歯（は）っぴい教室

2歳0～1カ月児を対象に、フッ素塗布、食事のとり方についてお話しします。

■2歳児元気っこ教室

2歳6～7カ月児を対象にスポーツスタート支援、フッ素塗布を行います。

■乳幼児健康相談

乳幼児とその保護者を対象に、身体測定、発育発達相談、育児相談、栄養相談、歯科相談を行います。毎月第1・3木曜日（祝・休日などで変更する場合があります）9：00～11：00

お子さんの発達が気になったら

問い合わせ先 健康増進課
☎986－8760

■のびのび親子教室

発達・発育に気になることのある幼児とその保護者を対象に、集団遊びを通して、子どもの発達・発育を見守り、参加者同士の交流も深めます。

■子どもの育ちの相談会

言葉や社会性の発達など育児について気になることのある幼児とその保護者を対象に、相談を行います。

問い合わせ先 こども育成課
☎989－5529

■こどもの言葉教室

言葉の遅れがあったり、発音が不明瞭だったりする子どもとその保護者を対象に、指導員による言葉の個別指導教室を行います。

と　き／13：00～17：00（1人あたり1回50分）
ところ／いずみの郷　遊戯室
対　象／3歳～小学校2年生（原則保護者同伴）
相談料／無料
※開催日は年度によって変更があります。

ひとり親家庭などへの支援

問い合わせ先 こども育成課
☎989－5528・5529

■ひとり親家庭に児童扶養手当

父親または母親がいない、父親または母親に重度の障がいがある場合、児童が18歳になった年度の3月31日まで、児童を扶養する父親または母親に支給されます。手当額は、所得や児童の人数に応じます。ただし所得制限があります。

■遺児手当

交通事故・病気・災害などによって両親、または片親を失った児童（義務教育修了前）に対し支給され、申請は児童を養育している方が行います。

■ひとり親家庭に医療費助成

父親または母親のいない家庭で、20歳未満の児童を養育している場合、保険診療の自己負担分が全額助成されます。（所得税非課税世帯のみ対象）

■母子・寡婦福祉資金の貸付

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の経済的自立を助けるために各種資金を貸し付けています。

修学資金・就学支度資金（扶養している子が高校・大学・高等専門学校、または専修学校に修学する場合）などの資金です。

■就学援助制度

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒（小中学生）の保護者に対して、学校生活で必要となる費用の一部を援助する制度です。

援助の内容／
学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、眼鏡購入費のうち該当する費用

対　象／
・生活保護を受けている方（要保護）
※修学旅行費のみ支給
・生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる方（準要保護）
※準要保護は教育委員会で審査して認定します。

申込方法／
通学先の学校へ随時申し出てください。

保育が必要な場合

問い合わせ先　こども育成課
☎989−5528

■保育園の入園

保護者が仕事や病気・病人の介護などのために、昼間家庭で子どもを保育できない場合に入園できます。現在、町内には2カ所の町立保育園と4カ所の私立保育園があります。

入園の申請は毎月受け付けしています。なお、新年度（4月）から入園を希望する方は、前年の10月上旬から受け付けます。申請書はこども育成課、または入園を希望する保育園へ提出してください。なお、保育料は各家庭の両親の所得税額や町民税課税状況などにより決まります。

■ファミリー・サポート・センター事業

子育てを援助したい方と子育てを応援してほしい方が会員となり、保育園や習い事への送迎などの助け合いを会員間で相互に行う制度です。小学校6年生までの児童が対象です。

■放課後児童会

下校時に保護者などが家庭にいない児童の健全育成を図るため、生活指導を行います。

対象児童は小学校低学年（1年〜3年生）で、各小学校区ごとに開設されています。

幼稚園について

問い合わせ先　こども育成課
☎989−5528

■幼稚園の入園募集

町内には町立幼稚園が5園、私立幼稚園が1園あります。募集対象は3〜5歳児で、町立は9月上旬に募集します。

保育についての助成

問い合わせ先　こども育成課
☎989−5528

■保育料の無償化・助成

保育園、幼稚園、認可外保育施設などに通園する児童について、保育料の無償化または助成を行っています。

1. 保育園の場合　第3子以降の保育料を無償化
2. 公立幼稚園の場合
   ①同時通園している第2子の保育料を無償化
   ②第3子以降の保育料を無償化
3. 私立幼稚園の場合
   同時通園している第2子と第3子以降は、保育料年額（給食費、バス代などの経費を除く）から、就園奨励費を引いた額と、68,400円を比較して少ない額を助成します。
4. 認可外保育施設などの場合
   第3子以降は、保育料月額（給食費、バス代などの経費を除く）と、5,700円を比較して少ない額を助成します。

■認可外保育施設利用者助成

町内の認可外保育施設を利用する児童について、保育料の一部を助成します。

1. 月極め保育の場合
   1日5時間以上、月16日以上の勤務がある方は、認可外保育施設の保育料月額から、町で保育を実施した際の保育料を控除した額で、月額67,000 円を限度に助成します。
2. 一時預かりの場合
   1日4時間以上の利用者に、保育料の2分の1の額で、月額27,000円を限度に助成します。

子育てサポート

問い合わせ先　こども育成課
☎989−5528

■地域子育て支援センター

家庭にいる未就園児とその保護者を対象に、子育ての悩みを解消し、楽しく育児できるように親同士が支え合うための仲間作りの場です。

○子育て支援センター・アップル（中央保育園）
（詳しくは、64ページをご覧ください。）
○子育て支援センター･みかんちゃん（竹原保育園）
（詳しくは、64ページをご覧ください。）
○子育て支援センター・ちぇりーぶらっさむ
（聖心保育園）
・施設開放　　月･水･金曜日　9:00〜12:00
・電　　話　　989−1421（ＦＡＸ共通）

■児童館（福祉会館1階）

幼児（保護者の方の同伴が必要）から概ね18歳の方が利用できる施設です。
（詳しくは、56ページをご覧ください。）

■病児保育事業

保護者の就労等により、家庭での保育が困難な10歳未満の児童は、かぜなどにかかった児童の保育を行う「ペンギン病児保育室（三島市光ケ丘2-19、光ケ丘小児科2階）」を無料で利用することができます。
※詳しい利用条件、利用方法などはお問い合わせください。

学校に関する手続き

問い合わせ先　こども育成課
☎989−5529

■転入学をするときは

住民窓口課で転入手続きをすると「就学児童・生徒転入学通知書」が交付されますので、指定された学校で手続きしてください。

■町内転居で学区が変わるときは

住民窓口課で転居手続きをすると、「就学児童・生徒転入学通知書」「就学児童・生徒転出報告書」が交付されますので、今までの学校で転出、これから行く学校で転入の手続きをしてください。

■町外に転校するときは

住民窓口課で転出手続きをすると「就学児童・生徒転出報告書」が交付されますので、今までの学校で転出、引越し先の市区町村役場で転入の手続きをしてください。

■指定学校の変更・区域外就学について

特別な事情により指定校を変更する場合や、区域外（町外）の学校に就学を希望する場合は、こども育成課までお問い合わせください。

5 福祉・介護

社会福祉

問い合わせ先 福祉保険課
☎989−5512

支援を必要とする方などが地域社会の中で、温かい思いやりに包まれた快適な日常生活を実現できるよう、きめ細やかな施策を行っていきます。

■生活保護

持っている資産や能力を活用しても、なお生活が困難な場合に、自立できるまでの間、国が最低限の生活を保障します。相談は地区の民生委員・児童委員、または福祉保険課で行っています。

■あなたの相談役

町内には、84人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員がいます。委員は、人格・経験ともに豊かな地域福祉の相談役です。福祉に関するいろいろな相談を受けるとともに、必要な援助や指導を行っています。

■戦傷病者、戦没者遺族などの援護

戦傷病者、戦没者遺族などの援護を行っています。

障がい者〈児〉福祉

問い合わせ先 福祉保険課
☎989−5512

■身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方の福祉向上のために交付しています。援護や制度上の便宜を受ける場合に必要です。障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。

■療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方の福祉向上のために交付しています。援護や制度上のサービスを受ける場合に必要です。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方の自立や社会復帰、社会参加に向けて、各種サービスを受けやすくするために交付しています。

障がいの程度により、1級から3級までの区分があります。

■特別児童扶養手当

重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を、家庭で常時介護している父母または養育者に支給されます。

※なお、別に定められた所得制限があります。

■特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、常時特別の介護を必要とする重複障がいおよび同程度と認められる重度障がいのある方に支給されます。

※なお、別に定められた所得制限があります。

■障害児福祉手当

20歳未満の常時介護が必要な在宅の重度身体障がい児、知的障がい児に支給されます。

※なお、別に定められた所得制限があります。

■障がいのある方の相互扶助制度

障がいのある方を扶養する保護者が死亡したとき、残された障がいのある方に生涯にわたり年金を支給し、生活の安定を図るための心身障害者扶養共済制度があります。

■重度障害者（児）医療費助成

各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担について助成します。

対象者・身体障害者手帳1・2級を持っている方、または内部障害3級の方
・療育手帳を持っている方
・特別児童扶養手当１級の方
・精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている方

※なお、別に定められた所得制限があります。

■精神障害者医療費助成

精神疾患で3カ月以上精神科に入院し、引き続き入院している方の保護者（長泉町に住民票がある方に限る）に対し、4カ月目以降の入院医療費の保険診療自己負担額の2分の1を助成します。

■障害者相談員の設置

町内では4人の身体障害者相談員、1人の知的障害者相談員、1人の精神障害者家族相談員が活

動しています。障がい者福祉の制度や日常生活に関わることなど、各種相談を受け、援助や指導を行っています。

■その他サービス

「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を交付された方は、障がいの種別や程度、家庭の状況により、次の支援を受けることができます。

〇障がい福祉サービスの利用
〇補装具費（交付および修理）の支給
〇日常生活用具の給付
〇自立支援医療（更生医療・精神通院）の給付
〇各種税金の減免および控除
〇タクシー利用料金助成
〇交通機関の運賃割引
〇手話通訳者の派遣

■心身障害児放課後対策事業

保護者が労働などにより昼間家庭で保育できない心身障がい児を対象に放課後の活動の場を提供します。

対象者　町内在住で、特別支援学校または特別支援学級に在籍する小学1～3年生の児童

受け入れ期間

・月～金曜日　　下校時～19：00
・学校の休業日　7：30～19：00

高齢者福祉

問い合わせ先　**長寿介護課**
☎989－5519

■軽度生活援助事業

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯で援助の必要な方に、シルバー人材センター会員を派遣しています。

■生きいきデイサービス

65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けていない方が、日帰りでデイサービスセンターで運動や趣味活動などを行います。

また、車による送迎もあります。

■配食サービス

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯で調理が困難な方に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

■外出支援サービス

65歳以上で、要介護1以上の認定を受けており、町民税非課税世帯に属し、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院を目的とする外出時のタクシー利用料金の一部を助成しています。ただし、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

■はり・灸・マッサージ治療費助成

70歳以上の方に、はり・灸・マッサージ治療費を助成（チケット交付）します。

■要介護高齢者等介護者慰労金支給

65歳以上で要介護3～5の認定を受けている方と同居し介護している方で、ショートステイなどのサービス利用が1カ月ごと7日以内の場合、慰労金を支給します。

■高齢者運転免許証自主返納支援

65歳以上で、運転免許証を返納した方に運転経歴証明証交付手数料とタクシー利用料金の1割を助成します。

■高齢者補聴器購入費助成事業

65歳以上で、両耳の聴力が50デシベル以上70デシベル未満の方で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による補聴器支給の対象とならない方に対し、補聴器の購入費の一部を助成します（限度額：30,000円）。

■その他のサービスなど

家族介護教室
介護者リフレッシュ事業
家族介護用品支給
徘徊高齢者探索サービス事業
介護予防教室
医療情報キット・安心カード配布
敬老会

介護保険

問い合わせ先　**長寿介護課**
☎989－5511

■介護保険の加入者

40歳以上の方が加入者（被保険者）です。65歳以上の方は第1号被保険者で、介護が必要と認定

された場合に介護保険のサービスを受けることができます。

40歳から64歳の医療保険に加入している方は第2号被保険者で、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができます。

■サービスを受けるには

要介護認定申請書に介護保険証を添えて長寿介護課に提出・申請をします。本人または家族が申請するか、指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センターなどに代行申請を依頼できます。

申請すると、訪問調査を受け、その結果と医師の意見書を基に介護認定審査会で要介護状態区分の判定が行われ、認定結果が通知されます。

認定結果に不服がある場合には、申し立てができます。

認定結果の有効期間は新規申請の場合3カ月から12カ月で、有効期間の更新には更新申請の手続きをします。（手続きのしかたは新規申請と同様）認定有効期間の満了60日前から満了の日までの間、更新申請ができます。（更新申請の認定結果有効期間は3カ月から24カ月）

■ケアプラン作成を依頼する

要介護1～5と認定された方が在宅サービスを受ける場合、居宅介護支援事業者を選び、介護サービス計画（ケアプラン）作成を依頼し、その届出書を長寿介護課へ提出し、居宅介護支援事業者に介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。

要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します。

サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。

■介護保険で受けられるサービス

居宅（在宅）サービス

居宅介護支援（ケアマネジメント）
訪問介護（ホームヘルプサービス）
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護（デイサービス）
通所リハビリテーション（デイケア）
短期入所生活・療養介護（ショートステイ）
居宅療養管理指導
福祉用具の貸与
福祉用具購入費の支給
住宅改修費の支給
特定施設入所者生活介護

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設（老人保健施設）
介護療養型医療施設（療養病床等）

地域密着型サービス

認知症対応型通所介護
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※原則としてほかの市町村のサービスは利用できません。

小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスは、町内で実施している事業所はありません。

■介護保険料

（詳しくは、30ページをご覧ください。）

■地域包括支援センター

問い合わせ先　長寿介護課
☎989－5519

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを適切にご利用いただくための総合的な相談窓口です。

介護予防マネジメント

要支援1・2の方や介護や支援が必要となる恐れのある方、いずれにも該当しない元気な方など、皆さんの心身の状態に合わせて介護予防の支援をします。

高齢者についての相談窓口

生活全般の悩み、相談に対し、介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を活用しながら支援します。

高齢者の権利を守る（権利擁護）

高齢者虐待への対応、成年後見制度の紹介や活用などにより、高齢者の権利を守ります。

ケアマネジメント支援

包括的、継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネジャーの後方支援を行います。

長泉町社会福祉協議会

問い合わせ先 長泉町社会福祉協議会
（福祉会館内）☎988－3920
いずみの郷　☎988－6688

社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつで、皆さんからお寄せいただいた会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、寄付金などを生かし、小地域福祉活動やボランティア活動など地域の方が主体となる福祉活動を支援しています。

■福祉会館・在宅福祉総合センター「いずみの郷」

福祉会館は、高齢者を対象とした老人福祉センター、児童を対象とした児童館、福祉活動の拠点としての地域福祉センターの各機能を持つ複合施設です。施設は娯楽室、研修室、会議室、健康相談室、大浴場、大広間があります。

在宅福祉総合センター「いずみの郷」は、福祉会館と連携して、在宅で支援を必要とする方に総合的なサービスを提供する介護および福祉の拠点施設です。施設は3階建てで、2階にはデイサービス施設、3階には集会室、研修室、レストランがあります。

■シニアクラブ長泉（老人クラブ連合会）

シニアクラブ長泉（老人クラブ連合会）は、おおむね60歳以上の方が加入し、町内の地域ごとに活動している自主的な団体です。会員は、健康を増進し教養を深めるための各種活動を通して、仲間づくりや地域社会の絆を深める活動を推進しています。

■地域福祉活動の推進

・高齢者援護活動の推進
　シニアクラブ長泉（老人クラブ連合会）支援事業
・障がい者援護活動の推進
　福祉団体支援事業
・児童・母子・父子援護活動の推進
　ひとり親家庭社会参加事業
　新入学児童祝い品贈呈事業
・ボランティア事業の推進
　ボランティア支援、養成事業
・小地域福祉活動の推進
　「誰もが安心して、自分らしく暮らし続けられる地域」をつくるための、自治会単位での活動。住民同士の支え合い、助け合い活動の推進、住民による共助の仕組みづくりなどを行います。
・福祉啓発および福祉教育の推進
　福祉健康まつり開催事業
　福祉教育実践校事業
　中学生福祉体験学習
・生活福祉資金貸付事業
・広報紙「福祉ながいずみ」の発行

■福祉サービス利用支援事業

・福祉総合相談
・日常生活自立支援事業

■在宅福祉サービス事業

・一人暮らし高齢者食事会「仲良会」の開催
・一人暮らし高齢者緊急通報装置「福祉電話」の設置
・車椅子（介護保険外）貸出事業
・居宅介護支援、指定通所介護、指定訪問介護の介護保険事業や障がい福祉サービス事業を実施しています。

6 保険・年金

国民健康保険

問い合わせ先　福祉保険課
☎989−5513

こんなときには、手続きを		手続きに必要なもの
国保に入る場合	転入したとき	認め印
	職場などの健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、金融機関などの口座番号・届出印（口座振替を希望する場合）
	子どもが生まれたとき	認め印
国保をやめる場合	転出するとき	認め印、保険証、高齢受給者証
	職場などの健康保険に入ったとき	新・旧両方の保険証（職場の保険証が未交付のときは証明できるもの）（注）
	死亡したとき	認め印、保険証、高齢受給者証、金融機関などの口座番号
そのほか	町内で住所が変わったとき	保険証、高齢受給者証
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、高齢受給者証
	世帯を分けたり一緒にしたとき	保険証、高齢受給者証
	被保険者証をなくしたとき（再交付）	身分証明書、認め印
	修学で他の市町村に転出するとき	在学証明書または学生証

（注）社会保険の扶養となった場合も扶養の資格取得証明書を持参してください。

■役場窓口で申請する医療費

・診療費、補装具などに関する療養費
・出産育児一時金
・高額療養費
・葬祭費
・移送費

■特定健診・保健指導

40〜74歳の国民健康保険加入者に、健康診査および保健指導を実施します。

国民年金

問い合わせ先　福祉保険課
☎989−5513

被保険者の種類			保険料
必ず加入する方	第1号被保険者	20歳以上60歳未満の ・農業や自営業の方とその配偶者 ・学生 ・第2号、第3号、任意加入被保険者に該当しない方	ご自分で納付するか、口座振替を利用して納めてください。
	第2号被保険者	厚生年金や共済年金に加入している方	国民年金の保険料として個別に納める必要はありません。
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	厚生年金や共済年金の制度が、まとめて負担します。
希望で加入できる方	任意加入被保険者	20歳以上60歳未満の ・外国に住んでいる日本人 ・厚生年金や共済年金から老齢（退職）年金を受けている方 60歳以上70歳未満で保険料の未納期間、カラ期間（サラリーマンの配偶者）のある方	ご自分で納付するか、口座振替を利用して納めてください。

受けられる年金の種類	
老齢基礎年金	25年以上保険料を納めた方（免除期間を含む）が、65歳から受けられます。
障害基礎年金	国民年金加入中の病気やケガで、一定の障害の状態になったとき受けられます。（納付要件あり） 20歳前からの障がいのある方も20歳になったときから受けられます。
遺族基礎年金	国民年金の加入者が死亡したとき、その方に扶養されている18歳（障がいのある場合は20歳）未満の子がいる配偶者、または18歳（障がいがある場合は20歳）未満の子が受けられます。（納付などの要件あり）
国民年金の独自給付	このほかに、第1号被保険者の独自の給付として寡婦年金・死亡一時金に該当したとき支給されます。

後期高齢者医療制度

問い合わせ先　福祉保険課
☎989−5513

■後期高齢者医療制度の加入者

75歳以上の方全員と一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方が加入者（被保険者）です。75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となります。一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方は、認定を受けた日から対象となります。今まで加入していた医療保険は脱退することになります。

■保険証

保険証は1人に1枚交付されます。新たに75歳になる方には75歳の誕生日を迎える前の月に保険証を送付します。有効期限は毎年7月31日までです。

■役場窓口で受け付けする医療費など

・診療費、補装具に関する療養費
・高額療養費
・葬祭費
・移送費

■健康診査（健診）

後期高齢者医療制度に加入している方は、生活習慣病の早期発見のために健診を受けることができます。

後期高齢者医療保険料

問い合わせ先　税務課
☎989−5506・5507

■保険料

保険料は各都道府県の広域連合ごとに決定します。加入者全員が等しく負担する均等割額と、加入者個人の前年の所得に応じて負担する所得割額を合計した金額が、1人当たりの年間保険料になります。ただし、所得に応じた軽減措置があります。

静岡県の保険料率は以下のとおりです。

平成26・27年度の保険料率	
均等割額	38,500円
所得割率	7.57%
賦課限度額	57万円

保険料率は2年ごとに見直します。

■納付方法

保険料は原則的に年金から天引きされます。
（納付月4・6・8・10・12・翌年2月）

ただし、年金額が年額18万円未満の方、介護保険料と合わせた合計額が年金額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替で納めます。
（納付月8・9・10・11・12・翌年1・2・3月）

また届け出により、年金天引きによる納付から口座振替による納付へ変更できます。

※年金からの天引きを希望される方は届け出不要です。

7 健康増進

保健支援

問い合わせ先　健康増進課
☎986−8760

健康手帳の交付

■母子健康手帳

妊娠と診断されたら、早期に健康増進課に「妊娠届」を出し、『母子健康手帳』の交付を受けましょう。母と子の健康・子どもの発育・歯の健康・予防接種などを記録する大切な手帳です。紛失してしまった場合は、再交付できます。

■40歳以上の方の健康手帳

自分自身の健康管理のため、40歳以上の方に健康手帳を交付しています。

健康相談

■乳幼児・成人健康相談

乳幼児の発育発達など育児に関する相談、成人の方の健康づくりに関する相談、生活習慣病予防に関する相談を行っています。また、乳幼児から高齢者までの栄養に関する相談も行っています。
※毎月第1・3木曜日（祝・休日などで変更する場合があります）9：00〜11：00

■歯科相談

乳幼児から高齢者までの歯の健康と歯磨きに関する相談を行っています。
※乳幼児・成人健康相談と同時実施

■その他健康相談

下記の相談や電話相談を行っています。
・依頼健康相談（区や老人クラブなどでの希望に合わせた相談）　・こころの健康相談
・栄養相談　・移動健康相談
※実施時期はお問い合わせください。

健康教育

安心して出産・育児ができるようサポートするとともに、親子のふれあい、仲間作りの場として各種教室を開催しています。

また、壮年期からの健康づくりを目指していただくため、病気予防や生活習慣の改善、健康増進などさまざまな教室を実施しています。

・こんにちは赤ちゃん教室　・子育て離乳食教室
・7カ月育児教室　・2歳児歯(は)っぴい教室
・2歳児元気っこ教室　・幼児食教室
・出前講座　・健康講座
・男性のための料理教室
※実施時期はお問い合わせください。

健康診査

■妊婦・乳幼児健康診査

1. 妊婦健診、妊婦歯科健診、4カ月児・10カ月児健診
   個別に医療機関で行います。転入などで受診券のない方は、お問い合わせください。
2. 1歳6カ月児・3歳児健診
   ウェルピアながいずみで行います。対象のお子さんには個別に通知でご案内します。

■各種がん検診

対象となる方には受診券が郵送されます。
・子宮がん検診……20歳以上女性
・乳がん検診……30歳以上前年度未受診女性
・胃がん検診……35歳以上
・肺がん検診……40歳以上
・大腸がん検診……40歳以上
・前立腺がん検診……50歳以上男性
・肝炎ウイルス検診…40歳以上・未受診者
・歯周疾患検診……40歳以上および20・25・30・35歳の方
・結核検診……65歳以上
※実施時期はお問い合わせください。

■特定健康診査

対象となる方には受診券が郵送されます。
対象／国民健康保険に加入している40歳以上の方

■後期高齢者健康診査

対象となる方には受診券が郵送されます。
対象／後期高齢者医療制度に加入している方

予防接種

予防接種には、対象年齢になったら接種券を送付して案内する定期接種と、希望により接種する任意接種があります。

■定期接種

乳幼児期…ヒブ、小児用肺炎球菌、ＢＣＧ、ＭＲ混合（麻しん・風しん）、四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、日本脳炎
学童期…二種混合（ジフテリア・破傷風）
※詳細は17ページをご覧ください。
高齢期…インフルエンザ（満65 歳以上）
※転入された方や接種券を紛失された方はお問い合わせください。予防接種についての質問もお受けしています。

■任意接種

乳幼児期…耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）、インフルエンザ、ロタ、B型肝炎
学童期…インフルエンザ
高齢期…肺炎球菌

助成制度のある任意接種

■肺炎球菌予防接種（助成は1回のみ）
対　　象／満70歳以上の方
接種費用／3,900円
申請方法／接種前にウェルピアながいずみで申請

■風しん予防接種
対　　象／妊娠を希望している女性とその夫
申請方法／接種後にウェルピアながいずみで申請

※助成額など詳細はお問い合わせください。

家庭訪問

乳幼児から高齢者までを対象に、保健師・栄養士が各家庭を訪問し、保健指導を行います。

スポーツ

問い合わせ先　健康増進課
☎989－5510

■スポーツ競技会参加奨励金（健康増進課）

小学生は東海大会以上、中学生以上は全国大会以上の競技会に参加する場合に、予選会を経た方や代表選考会などで選考された方を対象に奨励金を支給します。ただし、全国大会は、予選会などを経ずに出場する場合でも、年度内での初めての出場に限り支給します。

対象は、町内在住の方および町内の学校・企業などで組織されたチームです。詳しくは、お問い合わせいただくか、町ホームページでご確認ください。

■地域元気づくり事業

「地域元気わくわく教室」の開催

健康づくりに関連する講話や運動、レクリエーションなど、楽しみながら参加できる教室を、各地区の公民館などで行っています。

健康運動指導士や保健師などが講師になり、「学習」、「運動」、「健康測定」を3本柱に、無理なく体を動かすことを目的に行います。

問い合わせ先　NPO法人長泉町体育協会
（勤労者体育センター内）
☎987－5859

■スポーツ競技団体

町民のスポーツ推進・親睦を目的に、18団体が長泉町体育協会に加盟し、活動しています。団体などの照会はお問い合せください。

■スポーツ少年団

町内の小・中学生のスポーツ活動を通じた健全育成を目的に、21団体が町スポーツ少年団に加盟し、活動しています。団体などの照会はお問い合せください。

■スポーツ施設の申し込み

各種体育施設（グラウンド・体育館・テニスコートなど）の利用申し込みの受け付けを勤労者体育センター行っています。

※長泉中央グラウンド、ミニ運動場、ウェルピアながいずみの利用申し込みの受け付けは、ウェルピアながいずみで行っています。

8 税　金

問い合わせ先　税務課
☎989−5506・5507・5508

町税等の種類

わたしたちが住みよい環境のもとで生活するために町税の果たす役割は重要です。

町税などは、次のようなしくみになっています。

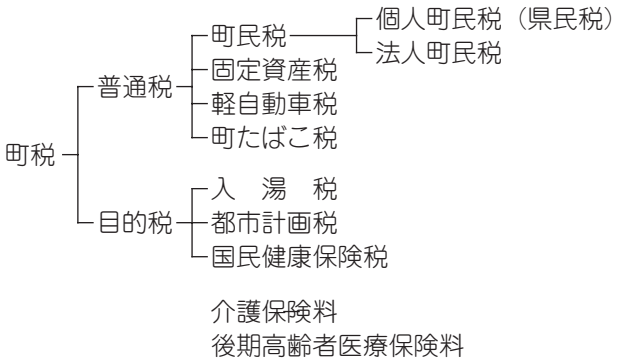

個人町民税（県民税）

■個人町民税（県民税）

○個人町民税（県民税）のかかる方

1月1日現在、長泉町に住んでいる方で、前年中の所得金額によりかかります。また、町内に店舗や家屋敷を持ち使用している方、借りている方には均等割がかかります。

○個人町民税（県民税）のかからない方

①均等割も所得割もかからない方
・前年中に所得がなかった方
・生活保護法によって生活扶助を受けている方
・障がいのある方、未成年、寡婦（夫）の方で前年中の所得が125万円以下（給与所得者の年収では204万3,999円以下であった方）

②均等割のかからない方
・前年中の所得が町税条例の金額以下の方

■申　告

○個人町民税（県民税）の申告の必要な方

前年中に給与、事業などの所得があった方は、毎年2月16日から3月15日までに申告しなければなりません。なお、収入がない方でも町から申告書が送られている方は申告していただきます。

○申告の必要がない方

・所得が給与のみで、勤務先で1月末日までに給与支払報告書を長泉町に提出されている方
・税務署へ所得税の確定申告をした方

■公的年金からの個人町民税（県民税）の特別徴収（天引き）

65歳以上の方で年金所得に係る個人町民税（県民税）の納税義務がある方は、公的年金の支給の際に特別徴収（天引き）させていただきます。

給与所得や事業所得などの金額から計算した個人町民税（県民税）は、これまでどおり給与からの天引き、または納付書（口座振替）で納めていただきます。

※介護保険料を年金から特別徴収されていない場合や、特別徴収額が老齢年金等の年額を超える場合には特別徴収（天引き）されません。

固定資産税

■固定資産税

町内に所在する土地・家屋・償却資産に対して毎年1月1日（賦課期日）現在の所有者にかかります。税額は固定資産の課税標準額に1.4%の税率をかけたものです。

■固定資産税の免税点

町内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税はかかりません。

○土　　地…… 30万円
○家　　屋…… 20万円
○償却資産……150万円

■都市計画税

町が都市計画事業や土地区画整理事業などを行う費用にあてるため、市街化区域内に土地・家屋を所有している方にかかる税金です（償却資産にはかかりません）。税額は、課税標準額に0.2%の税率をかけたものです。

軽自動車税

4月1日現在、町内に原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕用を含む）、軽自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

納期限は5月末日です。

■税　率

車　種	区　分			年税額
原動機付自転車	総排気量50cc以下			1,000円
	〃　50ccを超え90cc以下			1,200円
	〃　90ccを超え125cc以下			1,600円
	ミニカー			2,500円
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む）			2,400円
	三輪のもの			3,100円
	四輪以上のもの	乗用	自家用	7,200円
			営業用	5,500円
		貨物用	自家用	4,000円
			営業用	3,000円
小型特殊自動車	農耕作業用			1,600円
	その他のもの			4,700円
二輪の小型自動車				4,000円

（平成27年度に改正予定）

国民健康保険税

■国民健康保険税（国保税）

国保税は、皆さんが病院で支払う医療費の一部以外をまかなっています。もしものときのために、加入者がお金を出し合い、助け合って医療制度を運営しています。

なお、40～64歳までの国保加入者の方は、併せて介護保険分が加算されます。

■国保税は世帯主課税

国保税は、地方税法第703条の4により世帯主に対して課税されます。世帯主がほかの健康保険に加入していても、同じ世帯のだれかが国保に加入していれば、世帯主に課税されます。ただし国保税は加入者のみで計算されています。

■国保税の計算

1年間の国保税の計算は、6月末に前年所得が確定した後、7月に年間の税額を決定します。

■納付方法

○特別徴収の方（国保に加入されている方全員が65～74歳で、年額18万円以上の年金を受給している世帯主の介護保険料と国保税を合わせた額が、年金受給額の2分の1未満の方）

①仮徴収額（前年度2月分の金額）が、4・6・8月分の年金から天引きされます。

②年間の税額から仮徴収額を差し引いた額が、10・12・翌年2月の年金から天引きされます。

○普通徴収の方（特別徴収以外の世帯主の方）

納付書（口座振替）により年8回（7月から翌年2月まで）納付（引き落とし）します。

（口座振替にするには、申請が必要です。）

※年度途中に資格の取得・喪失をした世帯は、普通徴収となります。

※特別徴収の方で一定条件を満たしている場合、「納付方法変更申出書」の届け出により、口座振替による普通徴収への変更ができます。

介護保険料

■介護保険制度

介護保険制度は国民の共同連体、相互扶助の理念に基づき、今後確実に増加が見込まれる要介護高齢者へのサービスとその費用を将来にわたって安定的に確保するため、その一部を皆さんに保険料として負担していただき、社会全体で要介護高齢者を支えていこうとするものです。

これにより、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるようになります。

■介護保険の財政

介護保険制度では、介護サービスの提供などに必要な費用は、サービス利用時の自己負担を除き、おおよそ半分が公費でまかなわれ、残りを40歳以上の方に保険料として負担いただいています。

■保険料徴収の根拠となる法律

介護保険料は、介護保険法第129条および長泉町介護保険条例第2条の規定により、第1号被保険者（町内に住所を有する65歳以上の方など）一人一人に課されます。

■納付方法

○特別徴収の方（国民年金、厚生年金などを4月1日現在、年間18万円以上受給している方）

①仮徴収額（前年度2月分の金額）が、4・6・8月分の年金から天引きされます。

②年間の税額から仮徴収額を差し引いた額が、10・12・翌年2月の年金から天引きされます。

○普通徴収の方（特別徴収以外の方）

納付書（口座振替）により年8回（7月から翌年2月まで）納付（引き落とし）します。

（口座振替にするには、申請が必要です。）

※年度途中で65歳到達者や転入者の方は、当初普通徴収の対象となりますが、特別徴収の対象となる年金を受けている方は、おおよそ8カ月後に支払われる年金から保険料の特別徴収が開始されます。

9 環　境

問い合わせ先　くらし環境課
☎989−5514

犬を飼うときは

■犬を飼うときの心構え

犬を飼うときは、最後まで愛情をもって育てられるかを十分に考えましょう。

（注）放し飼い、散歩時のフンの放置、犬を捨てるなどの行為は、条例により禁止されています。

■犬の登録

新しく犬を飼い始めた方は取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録を行ってください。

犬の登録事項（住所等）に変更がありましたら変更届、犬が死亡してしまった場合は死亡届を出してください。

受付場所／くらし環境課
持ち物／印鑑・犬の鑑札（死亡した場合）
登録料／3,000円

■狂犬病予防注射

犬の所有者は、飼い犬に年1回狂犬病予防注射を受けさせてください。

注射は、お近くの動物病院で受けることができます。注射を受けた後、注射済票を交付しますので、くらし環境課までお越しください。

交付場所／くらし環境課
持ち物／狂犬病予防注射接種済証
（各動物病院発行のもの）
注射済票交付手数料／550円
※駿東獣医師会所属の動物病院では、注射と同時に注射済票の交付も行っています。

飼い主のいない猫の引き取り

町では飼い主のいない猫の引き取りを行っています。引取日や時間は、くらし環境課へお問い合わせください。

引取場所／役場・裏玄関前駐車場
※飼い主のいる猫の引き取りは、東部保健所で行っています。

環境対策

■公害苦情相談

日ごろ、生活している中で起こっている公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など）でお困りの際、くらし環境課では相談の受け付け、実態の調査、原因者への指導などを行い、問題の解決に努めています。

■浄化槽の清掃（くみ取り）について

浄化槽は、1年に1回清掃を行いましょう。（全バッ気方式は半年に1度）

浄化槽の清掃は、清掃業者に依頼してください。

・町指定の清掃業者　長泉環境株式会社
☎999−7087

補助金制度

■住宅用新・省エネルギーシステム補助金

環境負荷低減および地球温暖化の防止等の環境の保全に資することを目的として、新・省エネルギー機器を設置する方に、その費用の一部を補助します。

対　象／
・長泉町に住民票がある方で、町内において自らが所有し、居住する住宅に（店舗との併用住宅含む）補助対象機器を設置する方
・町税等の滞納がない方。
※潜熱回収給湯器、高効率給湯器及び家庭用天然ガスコージェネレーションについては、補助対象機器の付け替えに限ります。

補助額／
・太陽光発電システム：10万円
・太陽熱高度利用システム、潜熱回収給湯器、高効率給湯器、家庭用ガスコージェネレーション：2万5,000円

申請に必要な書類／
・太陽光発電システムにあっては、電力会社と

の電力供給に関する契約書の写し、その他は、補助対象機器の保証書の写し
・設置費に係る領収書及びその内訳書の写し
・補助対象機器の形状、規格等を説明できる資料
・設置場所位置図及び事業実施前後の写真
・補助対象システムの概要（太陽光発電システムのみ）
・申請者の市町村税の納税証明書
・住民票照会承諾書
・請求書

※住宅用新・省エネルギーシステム補助金は平成27年3月31日終了予定です。詳細はお問い合わせください。

■浄化槽設置費補助金

生活排水による河川などの水質汚染を防止し、生活環境の保全を図るため、し尿以外の生活排水も処理できる「合併浄化槽」への転換を進めています。そこで、単独浄化槽などを合併浄化槽に入れ替える方を対象に、補助金を交付します。

補助対象区域／公共用下水道の計画決定区域以外の区域

※設置予定箇所が補助対象地域かどうかについては、設置場所案内図を持参のうえ、くらし環境課環境企画チーム（役場西館3階）までお越しください。対象地域の可否を適切に判断するため、電話での対応は行なっておりませんので、ご了承ください。申請前に必ず確認をお願いします。

補助対象者／

既存の単独浄化槽または汲み取り便槽を合併浄化槽に入れ替える方で、下記の条件をすべて満たす方

・町内在住で、住宅（店舗等併用を含む）に浄化槽を設置する方
・町税などの未納がない方
・浄化槽からの放流水の放流先が確保できる方
・借家などの場合、賃貸人の承諾を得ている方

補助対象となる浄化槽／

・ＢＯＤ除去率90％以上、放流水のＢＯＤ20ミリグラム/リットル以下の機能を有する合併浄化槽

※そのほか、補助対象となる浄化槽についての条件があります。詳細はお問い合わせください。

補助金限度額／

・５人槽　　：414,000円
・６～７人槽：516,000円
・８～10人槽：684,000円

交付申請に必要な書類／

・長泉町浄化槽設置費補助金交付申請書
・浄化槽設置届出書の写し
・浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票
・小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習終了証の写し又は、浄化槽設備士免状（昭和63年度以降に取得したものに限る。）の写し
・覚書（浄化槽設置業者の瑕疵担保覚書）
・設置場所の案内図
・浄化槽の配置配管図
・浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
・浄化槽等設置工事費見積書の写し
・浄化槽法第7条第1項に規定する水質検査の依頼書の写し
・借家などの場合、賃貸人の承諾書
・納税証明書
・住民票照会承諾書

10 上下水道

水道の使用について

問い合わせ先　上下水道サービスセンター
☎989−5527

■水道の使用

引越しなどで水道の使用開始または中止をする場合は、2〜3日前までに上下水道サービスセンターへ直接、または電話で連絡をしてください。水は常時出る状態になっています。

■水道料金の支払い

上水道の運営は、皆さんから支払われる水道料金によってまかなわれています。また、下水道施設の維持管理には多額の費用が必要です。そこで、下水道を利用される方々に維持管理費の一部を水道の使用水量に基づき使用料として収めていただいています。

2カ月ごとに検針と水道料金の請求があり、下水道を利用されている場合は、併せて下水道使用料も請求しています。

○標準的な料金請求の流れ（隔月）

上旬（1〜10日）	検針期間（ポストに使用水量等のお知らせを投函）
20日	納入通知書等発送
29日	納期限・振替日

○検針および請求月

地区	区名	
北地区	元長窪、上長窪、屋代住宅、谷津、下長窪、池田、尾尻住宅、東べ南一色、南一色、納米里、東邦自治会、上土狩、惣ヶ原、エンゼル、中土狩、荻素、鮎壺、シャルマン	1，3，5，7，9，11月
南地区	新屋町上、新屋町中、新屋町下、駅上、駅中、駅下、薄原上、薄原下、シャリエ南、シャリエ東、西、原、東、三軒家、エンゼル西、グランツ、杉原、原分、高田、竹原、シャルマン竹原、本宿	2，4，6，8，10，12月

支払い方法は次の2つがあります。

①自主納付…納入通知書（はがき）により、町指定の金融機関またはコンビニエンスストア、役場でお支払いください。

※郵便局では納入通知書でのお支払いはできません。

※納付書に記載されている納付期限を過ぎた場合はコンビニエンスストアでのお支払いはできません。

②口座振替…金融機関等、お申し込みの口座から料金を引き落とします。

※振替日は検針月29日、再振替は翌月15日です。

うるう年以外の2月の納期限および振替日は、28日です。金融機関が休業日のときは翌営業日となりますが、月をまたいでしまう場合には、直前の営業日が納期限になります。

口座振替の新規または変更のお申し込みは、町指定の金融機関または上下水道サービスセンターでできます。届出印と口座番号の分かるものをお持ちください。口座振替依頼書（口座振替の申込用紙）の郵送をご希望の方はご連絡ください。

■上水道料金の計算例

（2カ月あたりの料金表）

メーター口径（種別）	基本料金（0〜20㎥）	超過料金（1㎥当り）			
		21〜40㎥	41〜60㎥	61〜200㎥	201㎥以上
13mm	1,040円	53円（1,060円）	63円（1,260円）	92円（12,880円）	104円
20mm	1,720円				
25mm	2,280円				

例）口径20㎜で2カ月あたりの使用水量が84㎥の場合

（基本料金）（40㎥まで）（60㎥まで）｛(84㎥−60㎥)×92円｝

1,720円＋1,060円＋1,260円＋2,208円＝6,248円

（消費税）《支払金額》

6,248円×1.08 ≒6,740円（10円未満は切捨て）

（2カ月あたりの料金表）

メーター口径（種別）	基本料金	従量料金（1㎥当り）		
		1〜60㎥	61〜200㎥	201㎥以上
30mm	3,200円	84円（5,040円）	92円（12,880円）	104円
40mm	5,200円			
50mm	8,800円			
75mm	18,800円			
100mm	30,600円			

例）口径40㎜で2カ月あたりの使用水量が250㎥の場合

（基本料金）（60㎥まで）（200㎥まで）｛(250㎥−200㎥)×104円｝

5,200円＋5,040円＋12,880円＋5,200円＝28,320円

（消費税）《支払金額》

28,320円×1.08≒ 30,580円（10円未満は切捨て）

■下水道使用料の計算例

（2カ月あたりの料金表）

基本料金（0～20㎥）	超過料金（1㎥当り）			
	21～40㎥	41～60㎥	61～200㎥	201㎥以上
1,400円	80円（1,600円）	90円（1,800円）	100円（14,000円）	110円

例）2カ月あたりの使用水量が84㎥の場合

（基本料金）（40㎥まで）（60㎥まで）｛(84㎥－60㎥)×100円｝

1,400円＋1,600円＋1,800円＋2,400円＝7,200円

（消費税）《支払金額》

7,200円×1.08 ≒ 7,770円（10円未満は切捨て）

※この計算は、2カ月間の使用期間で算定したものです。引越しなどで使用期間に満たない場合は適用されません。

■水道使用者などの変更

水道の使用者・所有者、水道料金の請求先に変更などがある場合には、上下水道サービスセンターへご連絡ください。

■検針へのご協力のお願い

正確な水道料金の算定のため、以下のことにご協力をお願いします。

水道メーターは、いつも見やすい状態にしておいてください。

①メーターボックスの前や上に物を置いたり土やコンクリートなどで埋めないでください。

②犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離してつないでください。

③家の増改築などの際はメーターが床下や屋内にならないように、検針しやすい場所に移してください。

■上下水道サービスセンター

上下水道料金などに関する業務を民間会社に委託し上下水道サービスセンターを開設することで、経営の効率化とサービスの向上を図っています。

業務時間／8：30～17：15

（土・日曜日、祝・休日を除く）

主な業務内容／

・上下水道料金の支払い・名義変更
・上下水道の使用開始・中止の届出
・水道メーターの検針に関すること
・滞納整理や停水に関すること
・消火栓の使用に関する受付　など

※上下水道サービスセンター職員は、身分証明書を携帯しています。窓口業務のほか、各家庭を訪問して行う水道メーターの検針などで不明な点がありましたら、身分証明書の提示を求め、職員であることを確認してください。

問い合わせ先　**上下水道課**
☎989－5524

■水道の異常

水が出ない

水道工事で断水する場合は、予め回覧板や広報車などでお知らせします。工事が行われていないのに水が出ない場合は、まず、次のことを確認してください。

・止水栓が閉じていないか
・近所の家も断水していないか

◆近所一帯で水が出ないとき

・水道管の破裂などの突発事故が考えられます。上下水道課へご連絡ください。

◆自分の家だけが水が出ないとき

・止水栓が開いていることを確認の上、上下水道課へご連絡ください。
・3階建て以上の中高層建築物の場合は、受水槽ポンプなどの故障が考えられます。管理人にご相談ください。

水からにおいがする

町の水道水は水源に地下水を使用しているため、滅菌のための消毒はごくわずかです。塩素のカルキ臭が残る場合がありますが、人体に害はありません。

水が赤っぽい

水道工事や消防活動などによって、一時的に水道管内の鉄さびが流れ出したためです。しばらく水を流したままにしておくときれいになります。

水が白っぽい

水の中に小さな気泡（空気）が入ったためです。しばらくすると色が消えますので、安心してご使用ください。また、日常的に使用しない蛇口を使うときに、たまった水（濁水）が出ることがあります。しばらく水を流したままにしておくときれいになります。

漏水

自宅敷地内での漏水修繕は、近隣または水道工事を施工した長泉町指定給水装置工事事業者にご連絡ください。工事店が不明の場合は、上下水道課へご相談ください。

なお、自宅敷地内の水道管（給水装置）は、各家庭の所有物にあたるため、修理費や漏れた水に対する上下水道料金は個人負担となります。ただし、次の条件を全て満たし、減免申請書を提出いただいた場合には、水道料金が減免されます。

1. 漏水の原因が利用者自身の過失によるものではないこと。
2. 漏水の箇所が、地下などの外から見えないところであること。
3. 漏水の箇所の修繕が完了していること。
4. 長泉町指定給水装置工事事業者による修繕であること。

◆漏水チェック

①家中の蛇口を全部閉めてください。

②水道メーターのふたを開き、パイロットマークを確認ください。マークが少しでも回っていたら、漏水している恐れがありますので、町の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

〈水道メーター〉

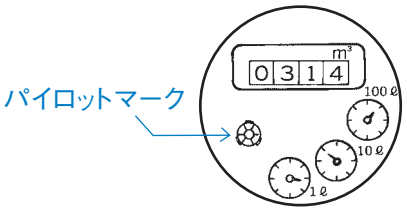

漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、皆さんの料金負担を大きくする原因となりますので、定期的にチェックすることをおすすめします。

下　水　道

問い合わせ先　**上下水道課**
☎989−5524

下水道は、私たちが使って汚れてしまった水をきれいにして川や海に返す施設で、カ・ハエの発生や悪臭を解消し、豊かな自然環境を守り、快適な生活環境をつくります。

■排水設備設置のお願い

下水道が整備されている区域のご家庭では、「排水設備」の設置が義務づけられています。排水設備とは、家庭や事業所からの汚水を、速やかに下水道に流すための排水管やマスなどのことで、個人負担で長泉町下水道事業排水設備指定工事店に依頼して設置し、管理していただきます。

※排水設備は遅滞なく設置を

排水設備は、下水道が使用できるようになった日（供用開始日）から6カ月以内に設置しなくてはなりません。（下水道が使用できるようになる地域は、説明会などでお知らせしています。）

※トイレの水洗化は3年以内に

くみ取り便所の家庭は、下水道が使用できるようになった日から3年以内に、下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。

※浄化槽は廃止しましょう

下水道が整備された地域では、浄化槽を廃止して下水道に接続してください。そのままにしておくと公衆衛生上も好ましくなく、悪臭などで周辺環境を悪化させる原因となります。

■受益者負担金制度

下水道施設は、公園や道路のように多くの方が自由に利用できるものとは異なり、処理区域内の方しか利用できません。下水道の建設費を税金だけでまかなおうとすると、下水道の整備されていない地域の直接利益を受けない方も負担する事になり、不公平が生じてしまいます。

そこで、下水道の便益を受ける区域内の方々に、建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金」の制度です。

11 ごみの分け方・出し方

問い合わせ先 焼却場
☎986−8393

町では、ごみの減量・適正処理のため分別収集を実施しています。地区ごとに収集日を決めてごみを収集していますので、分別収集にご協力ください。

ごみについての詳しい内容は、**「家庭ごみ収集カレンダー」**または**「第4版・ごみの出し方便利帳（平成26年3月作成）」**をご覧ください。

収集日は

「家庭ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

ごみ出しは

ごみは、指定袋などに区名・班・氏名を記入し、収集日の当日、朝8時までに決められたごみ集積所に出してください。

ごみは、祝・休日も収集しています。

※前日や夜中は、近隣の迷惑、交通の妨げ、不審火の元になりますので、必ず当日に出しましょう。

※通勤などの途中で、他地区の集積所には出さないでください。

ごみ集積所は

ごみ集積所は、自治会が日常の管理をしています。どの集積所に出したらよいか分からないときは、

●借家の方は…
自治会の役員または建物の管理会社に

●家を新築された方は…
自治会の役員または住宅販売会社に問い合わせて下さい。

ごみ袋は

使用できるごみ袋は、ごみの分別区分により異なります。

●ごみ袋などには区名・班・氏名を書いてください ●黒いビニール袋は回収しません	町指定半透明袋または高密度ポリプロピレン使用表示の半透明袋	スーパーバッグ（レジ袋）	半透明または透明のビニール袋	紙袋または段ボール箱	黒いビニール袋
燃やせるごみ（生ごみ・紙・貝殻・木・草・木の葉など）	○	×	×	×	×
プラスチックごみ	○	○	○	×	×
燃やせないごみ	○	○	○	×	×

※町指定半透明袋で、炭酸カルシウム30%以上混入の表示があるものは、引き続き使用できます。
※段ボール箱は、資源物として出してください。

分別区分は

長泉町では、家庭ごみの分別を、次の5分類（12種類）に分別して収集を行っています。分別については、「家庭ごみ収集カレンダー」、「ごみの出し方便利帳」をご覧ください。

なお、ご不明な点は、焼却場へお問い合わせください。

1. 燃やせるごみ〈週2回〉
2. プラスチックごみ〈毎週水曜日〉
   ①プラスチック製容器包装
   ②その他プラスチック
3. 燃やせないごみ〈月2回〉
   ①小型家電
   （電池式も含む・排出時は電池を取り出す）
   ②破砕ごみ
   ③埋立ごみ
4. ペットボトル・有害ごみ〈月2回〉
   （資源物を出せるごみ集積所に出す）
   ①ペットボトル
   ②蛍光灯・乾電池・使い捨てライター
5. 資源物〈月2回〉
   ①金属類（リサイクル）
   ②びん類（リユース・リサイクル）
   ③古紙類（リサイクル）
   ④布類（リユース）

ごみの持ち込みは

■受け付けは焼却場で行います。

■町内在住が確認できるもの（運転免許証など）を提示してください。

■月曜日から金曜日（祝・休日を除く）の8時30分から16時30分の間に出してください。

※ごみ（町内で発生した家庭ごみ）は、分別（5分類、12種類）してお持ちください。ごみの種類に応じて、保管場所に持ち込んでもらいます。

※埋立ごみ・破砕ごみは、12時から13時までの間、最終処分場への搬入はできません。

分別時の注意点

■マヨネーズ・ケチャップ・ソースなどの容器
【プラスチック製容器包装】

■飲料用・調味料・缶詰などのびん類・缶類
【資源物（びん類・金属類）】

⇒中身を残さないように、使い切ってください。選別作業時などに中身が飛び散り、資源物の価値が下がったり、作業に支障が生じます。

⇒きれいに水ですすぐか、ふき取って出してください。

⇒キャップは取り外してください。

※金属製のキャップは「金属類」へ

※プラスチック製キャップは「プラスチック製容器包装」へ

マヨネーズなどの容器

空きびん、空き缶

■ペットボトル

⇒キャップとラベルは取り外してください。

※キャップは、「プラスチック製容器包装」へ

⇒焼酎やしょう油、みりんなどの紙ラベルは取り外してください。

⇒中身を使い切って、中を空にしてきれいにすすぎ、つぶしてから出してください。

〈出し方〉

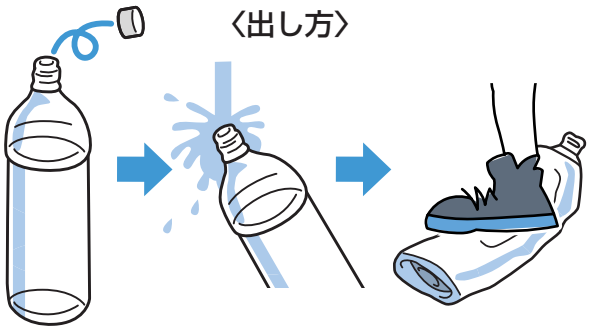

キャップ、ラベルを取る

水ですすぐ

足などでつぶす（容積を減らす）

■傘【資源物（金属類）】
⇒金属製の骨組みと布部分に分けてください。
※傘布が布製の場合は、「埋立ごみ」へ
ビニール･プラスチック製の場合は、「プラスチックごみ(その他プラスチック)」へ

■衣類・布類【資源物（布類）】
⇒必ず半透明のビニール袋に入れて出してください。
（しばり口は、下に向けて置いてください。）
※雨にぬれるとリユース（再利用）できませんので、雨の日には出さないでください。

■使い捨てライター【有害ごみ】
⇒中身は必ず使い切ってから出してください。破砕作業時に爆発や着火の恐れがあり、大変危険です。

■使用済みの使い捨てカイロ【埋立ごみ】
⇒外袋と中身を分け、使い切ってから出してください。
※外袋は、「プラスチック製容器包装」へ

■ストーブ・ファンヒーター【資源物（金属類）】
⇒燃料タンク、本体底部の燃料は抜いて出してください。圧縮作業時に爆発･火災の恐れがあり、大変危険です。
⇒乾電池は必ず取り外し、「有害ごみ」で出してください。

■スプレー缶（ガスボンベ・殺虫剤用など）【資源物（金属類）】
⇒使い切ってから缶に穴を開けて、空き缶収集かごに出してください。中身が残っていたり、穴を開けないまま廃棄すると、圧縮作業時に爆発・火災の恐れがあり、大変危険です。
※キャップは「プラスチック製容器包装」へ

燃やせないごみの分別は

「埋立ごみ」、「小型家電」、「破砕ごみ」は、それぞれに分けて、使用できる袋などに入れて出してください。

埋立ごみ（例）

鉢

アルミ箔など

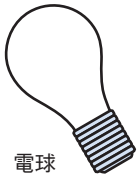
電球

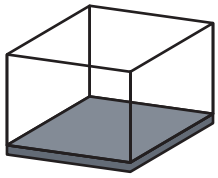
ガラス水槽

鏡

靴など

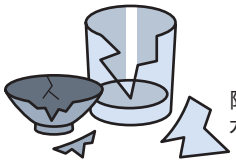
陶磁器類・ガラス製品

小型家電（例）

電卓

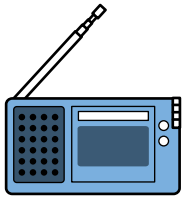
ラジオ

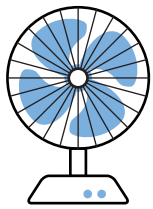
扇風機

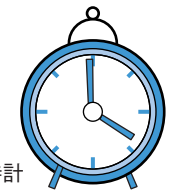
時計

炊飯器

電話機

ビデオデッキ

破砕ごみ（例）

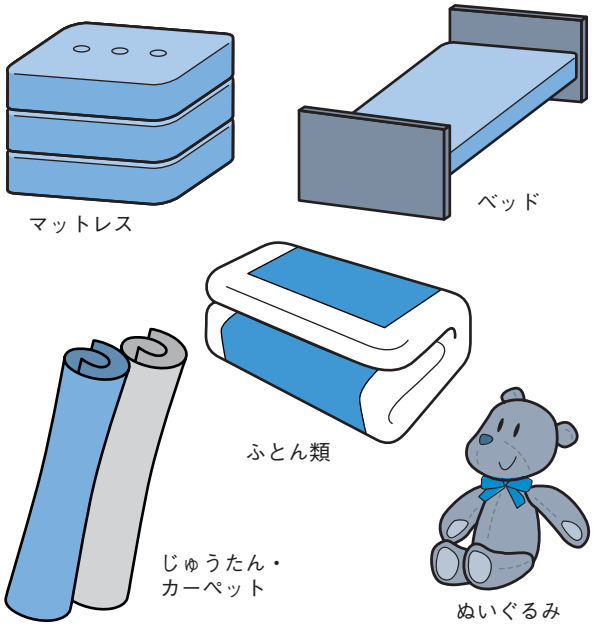

※ソファ、ベッドなどの粗大なごみで、縦・横・高さが50cm以上のものは、スプリングや金具を外し、50cm以内にしてごみ集積所に出すか、そのままの状態で自己搬入してください。

×町が収集しないごみ（排出禁止物）×

○インスリン、点滴などの注射針
…医療系廃棄物は、入手先の医療機関などへ返却する。

○未使用の花火
…爆発、発火の恐れがあるので、使ってから出す。

○消火器
…購入先に相談して処理するか、専門業者に依頼する。

○バッテリー、自動車のタイヤ、ホイールなどの部品
…再資源化業者に依頼する。

○発煙筒
…購入先（販売店）で引き取ってもらう。

○ブロック・レンガ・コンクリート殻など
…施工業者に処理を依頼する。

○携帯電話
…購入先（販売店）で引き取ってもらう。

○畳
…販売店や専門業者にお問い合わせください。

○その他
…上記のほかにも、町で収集しないものがありますので、「ごみの出し方便利帳」もご覧ください。また、不明な点はお問い合わせください。

家電リサイクル法の対象機器

■不要になったテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンの家電製品6品目は、ごみ集積所に出せませんので、小売店、または町指定引取場所「セキトランスシステム㈱（☎988−6868）」などに引き渡してください。

■引き渡しの際、収集運搬料金とリサイクル料金がかかります。収集運搬料金は、各販売店などに確認してください。リサイクル料金は、メーカーにより異なる場合があります。詳しくは、家電リサイクル券センター（☎0120−319−640 http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html）へお問い合わせください。

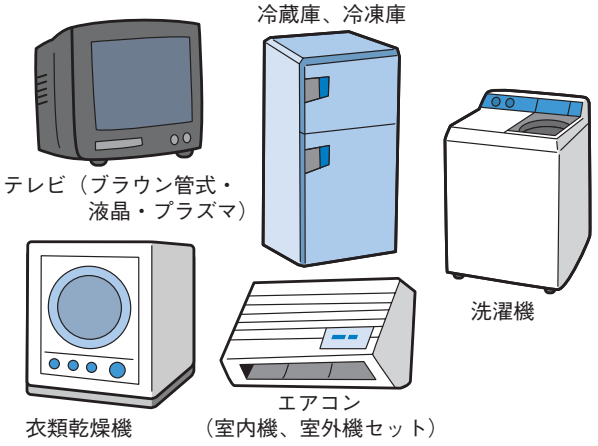

パソコンのリサイクル

■不要になったパソコンは購入したメーカーに引き渡してください。なお、回収するメーカーが無い場合や、自作パソコンなどについては、パソコン3R 推進協会（☎03−5282−7685 http://www.pc3r.jp/）へお問い合わせください。

■PCリサイクルマークがついた製品は、料金負担なしで、メーカーが回収・再資源化します。マークがついていない製品は、回収再資源化料金を負担していただきます。

PC リサイクル

■購入店や、中古パソコン取扱店、リサイクル店などに相談することもできます。

12 生涯学習・文化

生涯学習

問い合わせ先　生涯学習課
（コミュニティながいずみ内）
☎986−2289（988−7800）

青少年のために

■はぴはぴサークル（長泉町少年少女サークル）
町内小・中学生を対象に5月～翌年3月（8月を除く）までの第2土曜日にさまざまなサークル活動を実施しています。

■子ども会
小学生が各自治会ごとの子ども会に参加し、さまざまな活動をしています。また、子ども会を育成する組織に子ども会育成連合会があります。

■ボーイスカウト
町内では3団のスカウトが活動しています。

■ガールスカウト
町内では1団のスカウトが活動しています。

■長泉ジュニアトランペット鼓隊
町内の小・中学生が参加でき、毎週水曜日に練習しています。

■青少年相談
いじめ、不登校、子育ての問題など、青少年や保護者の相談に応じる「ひまわり相談室（☎ 989ー 7830）」をコミュニティながいずみ内に開設しています。

教養を高めるために

趣味を深めたい、教養を高めたいという方のために各種学級、講座などを開設しています。
心豊かな、より充実した毎日を送るために「学ぶ」機会を提供しています。

■家庭教育学級
親同士の親睦を深めながら、子どもの教育について考えます。幼稚園・小学校の保護者が主体となって、各園や各学校ごと活動しています。

■地域セミナー
男女共生の社会づくりを目指して、地域に暮らす方たちが、ともに社会生活に活用できるような問題をテーマに学習します。

■青年向け講座
青年（概ね35歳まで）の方を対象に、年6回程度講座を開催します。

■長泉わくわく塾（趣味や教養などの講座）
学習に対する多様なニーズに応えるために、講師・受講生がともに参画する学習講座を実施しています。

■ながいずみセミナー
男女共同参画の視点で、学習と社会参加の機会の場を提供しています。年6回程度開催しています。

■男と女のチャレンジらいふ講座
男女共同参画社会の形成をめざして、年齢や性別にとどまらず、多様な立場にある全ての人々が自分らしく楽しく生きるための講座を開設しています。

■くすのき（高齢者）学級
高齢者の生きがいの発見、生活の充実を図るための学級です。学級生の間では、各種クラブ活動も実施しています。

■郷土の歴史・文化財について
文化財展示館では、原始時代から江戸時代の町の歴史資料の常設展示や、テーマごとの企画展示、古い時代の道具の使い方や火おこしなどを体験する講座を行っています。

また、長泉町史をはじめ、町の歴史や文化財についての刊行物などを発行しています。

■桃沢工芸村体験講座

陶芸・彫刻・木工・竹細工・絵画などの体験や学習講座を実施しています。

■施設の貸館について

コミュニティながいずみの貸館を行っています。詳細は生涯学習課へお問い合わせください。

■町民文化祭

町民の皆さんの創作・発表・鑑賞の場を提供します。

■ながいずみ美術展

日本画、洋画、彫刻、陶芸の作品の展示・鑑賞の場を提供します。

■長泉ピアノマラソン

ベーゼンドルファーとヤマハＣＦⅢ－Ｓの2台のフルコンサートピアノを住民の方が弾くことのできる機会を提供します。

町民図書館

問い合わせ先 **町民図書館（コミュニティながいずみ内）☎988－7801**

図書館の利用は無料です。書架に並ぶ図書や雑誌、新聞は自由に閲覧できます。お気軽にご利用ください。

貸出期間／
・図書、雑誌など（10冊まで）…2週間以内
・DVD、CDなど（2点まで）…1週間以内

■はじめて本を借りるとき

町内在住の方、町内の事業所や学校に通勤・通学している方に図書貸出証を交付します。
申込場所／町民図書館
持ち物／住所・氏名、在勤・在学状況を確認できるもの（免許証、保険証など）

■資料を探すとき

資料は、館内に設置してあるOPAC（蔵書検索機）や図書館のホームページから検索することができます。また、検索した資料を予約することもできます。予約にはパスワードが必要です。詳細は、図書館職員にお尋ねください。

■調べたいことがあるとき

資料が見つからないときや調べたいことがある場合などは、お気軽に図書館職員にご相談ください。資料や情報を探すお手伝いをします。

また、新聞記事オンラインデータベースの閲覧・コピーサービスも行っています。

■図書館の広域利用について

町内在住の方は、小山町、御殿場市、裾野市、清水町、沼津市、三島市、函南町の図書館を利用することができます。

利用を希望される方は、長泉町の図書貸出証と住所・氏名が確認できるものを持参し、希望する図書館へ直接お申し込みください。

13 消　防

問い合わせ先　消防本部（署）
☎986−1199

消防・救急

■災害情報受付（119番受信）

火災・救急・救助などの災害受付は『局番なしの119番』です。長泉町からの119番通報は、平成15年4月から隣接する3市2町（沼津市・三島市・裾野市・長泉町・清水町）共同で運用する、消防指令センターで受信しています。

このシステムにより、広域災害・大規模災害時における効果的な対応や、迅速な相互応援出場ができるようになりました。

※ 119番通報から出場まで

●消防緊急情報指令システムは、119番の通報場所を瞬時に把握し、災害場所の確定が素早く行える発信地表示システム・地理情報システム・指令管制システムの3つのシステムにより構成され、それぞれ効率よく運用し連携させることにより、災害による被害の軽減と救命率の向上を果たし、住民が安心して暮らすことのできる生活環境を確保しています。

★火事のとき　☎局番なしの119

次の要領で落ち着いて話してください。

●火事です
●長泉町○○の○○番地です
●目標は、○○の前（南）です
●○○が燃えています
●けが人（逃げ遅れた人）は○人です
●私は○○で、電話番号は○○です

※火が天井に燃え移るまでが自分で消火できる目安です。

★救急のとき　☎局番なしの119

次の要領で落ち着いて話してください。

●交通事故です（急病人です）
●長泉町○○の○○番地です
●目標は、○○の前（南）です
●けが人（病人）が○人で、○○の状態です
●私は○○で、電話番号は○○です

※病院では、健康保険証と治療費が必要になります。

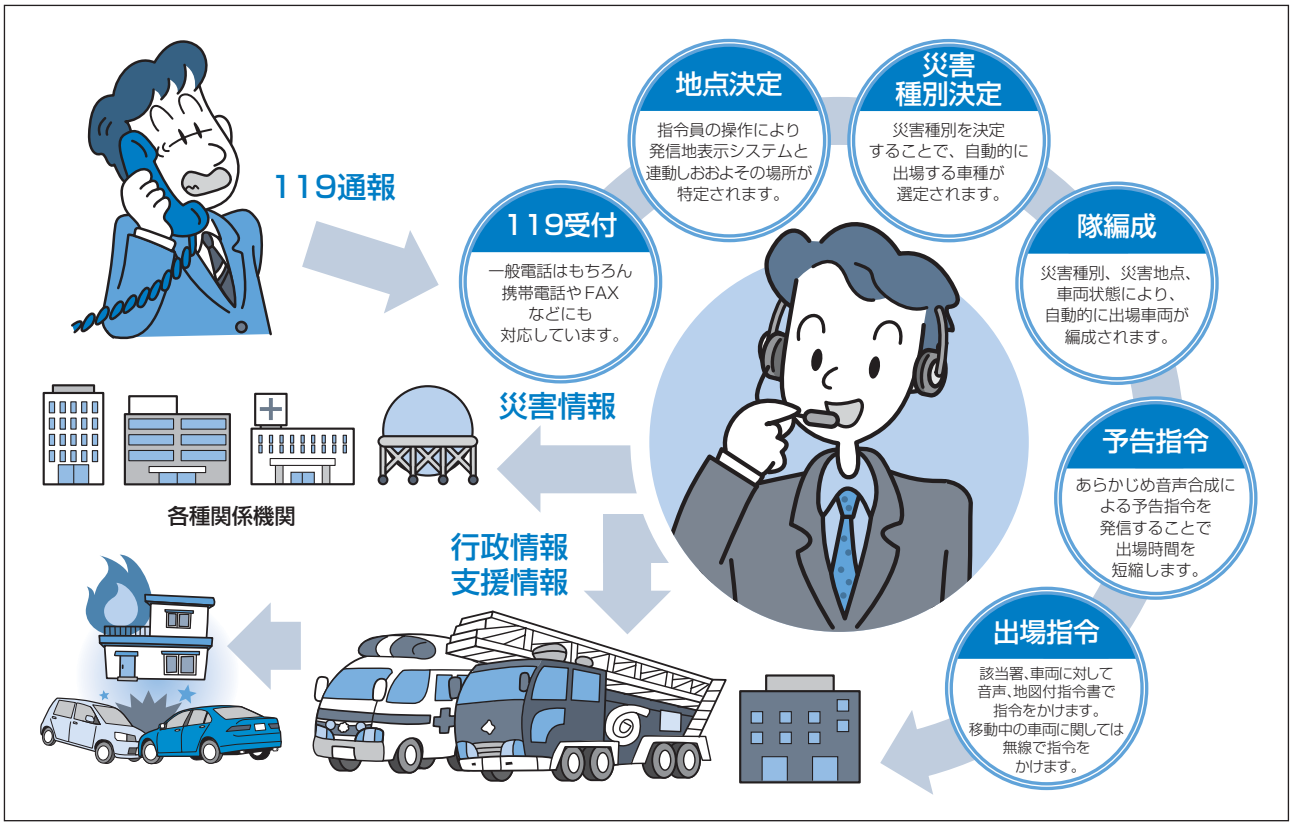

■火　災

火災の覚知と同時に消防署から消防車が出場し、サイレンを吹鳴し消防団を緊急招集して、消火活動を行います。

■救　助

特殊救助資機材を搭載した救助工作車を配備し、あらゆる災害に対応できるよう備えています。

■救　急

高規格救急車を配備し、救急現場で高度な応急処置が出来るよう救急救命士の養成を行い救命率の向上に努めています。

また、救急患者は現場に居合わせた人の処置次第でその後の経過や生命に大きな差となってしまうことから、多くの方に的確な応急処置の方法を身につけていただけるよう、救急講習も活発に行っています。

■夜間、土・日曜日、祝・休日の救急協力医

●外科・内科・小児科

平日夜間	17：00～21：00
土曜日	12：00～18：00
日曜日、祝・休日	8：00～18：00

●耳鼻科・眼科・産婦人科

日曜日、祝・休日	8：00～17：00

●歯科

日曜日、祝・休日	9：00～15：00

※救急協力医は、広報ながいずみまたは主要な新聞に掲載されおり、下記の町ホームページからもご覧になれます。
http://japan.nagaizumi.org/

■沼津夜間救急医療センター

〈外科・内科・小児科〉

平日	20：30～翌7：00
土・日曜日、祝・休日	18：00～翌7：00

・所在地　沼津市日の出町1－15
☎926－8699

■三島メディカルセンター

〈外科・内科・小児科〉

平日	18：00～22：00
土曜日	14：00～21：00
日曜日、祝・休日	9：00～21：00

・所在地　三島市南本町4－31
☎972－0711

☆消防・救急に関する問い合わせ

●火災の問い合わせ　☎935－5115
（消防指令センター・テレホンサービス）

●休日夜間の救急協力医　☎935－0119
（消防指令センター・テレホンサービス）
または☎986－1199（長泉町消防署）

予　防

■予防事業

火災の発生を未然に防ぐため、消防法令・火災予防条例に基づく、審査・検査などを行っています。

{規制・許認可事務}

●一定規模以上の建物に義務付けられる消防設備の審査・検査

●危険物施設などの審査・検査（危険物の貯蔵、取り扱いなど）

●火災予防条例に基づく届出受付（少量危険物・火を使用する設備など）

（各種届け出・申請用紙は町ホームページからダウンロードできます。）

{試験・講習}

消防関連の資格取得事務・講習会など行っています。

● 消防設備士試験願書の配布
● 危険物取扱者試験願書の配布
● 消防設備点検資格者講習受講申請書の配布
● 防火対象物点検資格者講習受講申請書の配布
● 危険物取扱者保安講習受講申請書の配布
● 防火管理者等講習会の開催

{証明書の発行}

火災によるり災証明書の発行

■住宅用火災警報器は定期的に点検してください

いち早く火災発生を知らせてくれる住宅用火災警報器ですが、定期的に点検しないと正常に作動しない場合があります。

作動点検をしても警報器が鳴らない場合は、電池切れや故障の可能性があります。

本体に付属している取扱説明書を参考に、正常に作動するよう各家庭で定期的な点検をお願いします。

14 防災・防犯・交通安全

問い合わせ先　地域防災課
☎989−5505

防　災

■南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合、長泉町のほぼ全域で「震度6弱」の揺れが想定されています。

この揺れにより約70棟の建物が全壊焼失し、約500棟の建物が半壊、さらに、山崖くずれなどが発生すると予想されています。

日ごろから、家庭内や地域内の危険を把握するとともに、できる限りの備えをしましょう。

また、年に数回、各地区で自主防災訓練が行われます。自分の命は自分で、自分たちの地域は自分たちの手で守れるよう、積極的に参加しましょう。

■日ごろからの対策

けがや火災の被害をなくすよう、日ごろから準備をしましょう。

●家屋の耐震診断と補強
●家具の転倒防止・落下防止
●ブロック塀の点検と補強
●火事を出さない対策
●物品の備蓄

※必要な物品は、家庭によって異なります。必要と思われる物品を備蓄しましょう。

準備できていますか？ 非常持ち出し品(例)

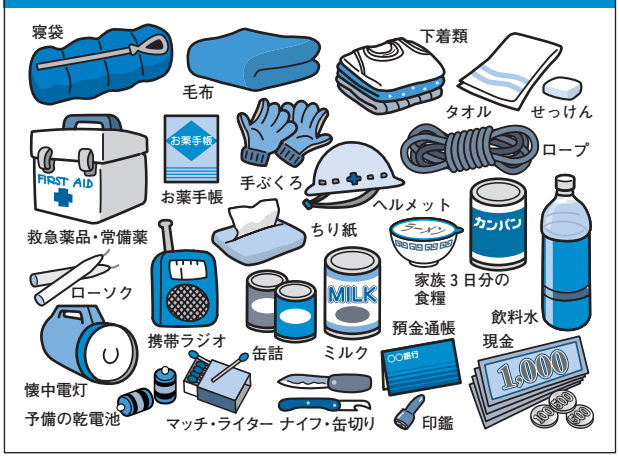

■広域避難所

東海地震などで家を失い縁故避難等もできない場合に、地区ごとで避難生活を送る場所です。

名　称	所在地	該当自治会
北小学校	下長窪1060 (986−0400)	元長窪、上長窪、谷津、駿河平、下長窪、池田、八分平、尾尻住宅、屋代住宅
北中学校	納米里333−3 (987−1820)	南一色、東べ南一色、納米里、上土狩、東邦自治会
長泉小学校	中土狩872−2 (986−0476)	惣ヶ原、中土狩、荻素、新屋町上、エンゼル、東レ自治会
長泉中学校	下土狩777 (986−0491)	新屋町中、新屋町下、鮎壺、駅上、駅中、薄原上、シャリエ南、シャリエ東、西、原、東
南小学校	竹原100 (986−7313)	駅下、薄原下、原分、本宿、シャルマン、竹原(5〜16、28、34、36、37班)
知徳高校	竹原354 (975−0080)	三軒家、杉原、高田、シャルマン竹原、エンゼル西、グランツ、竹原（上記以外）

■救護所

東海地震などで大きな被害を受けたとき、町内の医師は次の救護所で応急手当を行う計画になっています。

●北小学校　●長泉小学校　●南小学校

■救護病院

救護所での応急手当のほか、さらなる医療行為を必要とする重症者を救護所から搬送し、処置を行う計画になっています。

名　称	所在地
池田病院	本宿411−5 (986−1212)
静岡がんセンター	下長窪1007 (989−5222)

防　犯

■防犯灯

長泉町では、防犯灯の高照度型防犯灯への切り替えを進める「ルミナスストリート事業」を進め、町内の主要路線や通学路、犯罪発生箇所などには32ワット型及び57ワット型の高照度防犯灯を設置しています。また、町北部の農地が多い地域や狭い路地には、農作物への影響が比較的少なく、維持管理がしやすいLEDの防犯灯を設置しています。

32ワット型及び57ワット型の高照度防犯灯は、おおむね3年に1回程度、電球の交換が必要です。皆さんの家の近くで夜間に点灯していない防犯灯がある場合にはご連絡ください。

また、設置要望がある場合には、近隣の方々と設置についての相談をした上で、自治会を通じて要望書の提出をお願いします。

無電極放電灯(100W相当)

蛍光灯(32W型・57W型)

ＬＥＤ灯（11W・15W・34W型）

■防犯活動

犯罪の起きにくい町づくりを地域ぐるみで進めるため、小学校区ごとに「地区安全会議」を結成し、自主的な防犯活動に取り組んでいます。

普段からのご近所付き合いが犯罪に強い町をつくります。あいさつなど交流を活発にしましょう。

※「地区安全会議」とは、小学校の通学区域における複数の自治会を中心に、犯罪の起きにくい地域づくりを目的として、各種団体、住民代表、事業者、学校、警察その他の行政機関の職員などを構成員として結成された組織です。

■不審者等情報配信サービス

町内で発生した不審者情報をはじめとする各種情報の提供を希望される住民の方に対し、直接、携帯電話またはパソコンに、Eメールで配信しますので、次のアドレスから登録してください。

登録料は無料ですが、携帯電話の通信料などは登録者の負担となります。

なお、携帯電話からの登録を推奨します。

○携帯電話用アドレス

http://japan.nagaizumi.org/nagaizumi_i/

■警　察

犯罪に巻き込まれたり、各種相談ごとは下記へお問い合わせください。

裾野警察署　☎995−0110
下長窪交番　☎987−5999
長泉町交番　☎988−0110

交通安全

■チャイルドシート補助金

6歳未満の幼児を車に同乗させる場合、チャイルドシートの使用が義務付けられています。

町では、子どものための交通安全意識の高揚と、町民の子育て支援を目的として補助金を交付しています。

対　象／

・町内居住で6歳未満の子どもの扶養者の方
・町税などの未納が無い方
・本人または同居の家族がチャイルドシート装着可能な車両を保有している方
・国土交通大臣認定および日本工業規格の製品で保安基準に適合しているチャイルドシートを購入または借上（レンタル）された方

補助額／

・購入の場合
　購入費の2分の1以内で限度額10,000円
※ただし、すでに下記の借上補助を受けている場合は5,000円が限度
・借上（レンタル）の場合
　借上費の2分の1以内で1回につき限度額5,000円（2回まで）

申請に必要な書類／

・チャイルドシートを車両に取り付けた写真
・申請者の氏名が入った領収書
　（レジで感熱紙に印字した領収書は不可）
・申請者または同居の家族名義の車検証の写し
・チャイルドシートの保安基準がわかるもの
　（取扱説明書など）
・認め印
・申請者名義の口座番号などが分かるもの

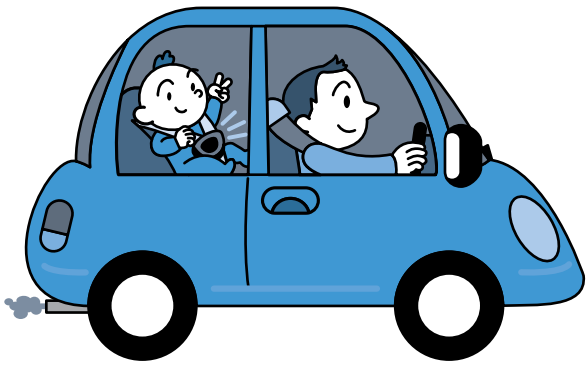

■駿東地区交通災害共済に加入しましょう

交通事故に遭われた方に見舞金を贈る制度です。加入を希望される方は、下記の金融機関または役場・会計課、南部地区センターにお申し込みください。

対　象／町内に住民登録のある方
※加入後に町外へ転出した場合でも見舞金の請求ができます。

掛　金／1口500円（年額）
※2口まで加入できます。

申込期限／3月末日
※年度途中での加入もできますが、掛金を納付した翌日からの加入となります。

申込方法／

加入申込書に必要事項を記入して金融機関で納付
※加入申込書は毎年2月上旬までに各家庭の世帯主宛てに郵送します。
※年度途中で加入の場合は、役場・会計課または南部地区センターで納付してください。

金融機関／

・静岡銀行（下土狩支店・三島駅北支店・長泉支店）
・スルガ銀行（長泉支店・ウェルディ長泉出張所）
・三島信用金庫（下土狩支店・長泉支店）
・沼津信用金庫（長泉北支店・長泉町支店）
・南駿農業協同組合（長泉支店・下土狩支店・納米里支店・中土狩支店）
・静岡中央銀行（長泉支店）

※事故に遭われた場合の見舞金請求については、加入申込書をご確認ください。

15 議　　会

問い合わせ先　議会事務局
☎989－5526

■町議会のしくみ

議決機関としての町議会は、選挙によって選ばれた住民の代表である16人の議員で構成され、町の予算や決算・条例などの重要案件を審議します。本会議は、年4回（3・6・9・11月）開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

委員会は、本会議で付託された案件について専門的に審査検討したり、広報広聴活動を行う常任委員会と、議会の運営や意見調整を図る議会運営委員会があります。

また、特別委員会は、特別の案件につき必要に応じ設置されるもので、調査が終了すれば解散します。

○議会構成

- 議　会
  - 常任委員会
    - 総務民生委員会
    - 建設文教委員会
    - 広報広聴委員会
  - 議会運営委員会
  - 特別委員会

定例会での出来事をお知らせする広報紙です。
（年4回発行）

■町議会へ請願・陳情するには

町政の問題について、意見や要望がある場合は、議会へ請願や陳情をすることができます。

請願の場合には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。

○請願・陳情書の様式

〈表紙〉

> ○○○○に関する請願（陳情）書
> 紹介議員　氏名　印
> （陳情書の場合、紹介議員は必要ありません。）

〈内容〉

> （件名）……について
> （要旨）……
> （理由）……
> 地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。
> （上記のとおり陳情書を提出します。）
> 平成　年　月　日
> 長泉町議会議長　　氏　　名　殿
> 住　所
> 氏　名　　印

■本会議を傍聴したいときは

本会議は一般に公開され、だれでも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は本会議の当日、役場庁舎の本館3階にある議場内傍聴席に設置してあります受付票に氏名などを記入し、受付票を投函してから傍聴してください。傍聴席は40席です。

団体で傍聴する場合は、事前に議会事務局までご連絡ください。

※車いす対応の傍聴席があります。

※定例会の会議録や映像は、町ホームページからご覧いただけます。

16 広報・広聴

問い合わせ先　行政課
☎989−5500

町からの情報

■広報ながいずみ

町政が今どうなっているのか、わたしたちのまちはこれからどう変わろうとしているのかなどを町民の皆さんに正しく理解していただくため「広報ながいずみ」を毎月2回（1日・15日）発行し、自治会を通して各家庭にお届けしています。

■有線テレビ（CATV）

有線テレビ（デジタル121チャンネル）を利用して、町からの情報を皆さんにお知らせする「ながいずみ広報室（10分番組）」を放送しています。

■ホームページ

町の情報が身近にご覧いただけますので、ご利用ください。

◇町ホームページアドレス
http://japan.nagaizumi.org/

◇町フェイスブックページ
「長泉町」で検索

◇携帯電話用アドレス
http://japan.nagaizumi.org/nagaizumi_i/

◇掲載内容の一例
●よくある質問と回答：町に頻繁に寄せられる、よくある質問とその回答が検索できます。
●メールマガジン：広報ながいずみ、不審者等情報、健康づくり情報、生涯学習情報などが登録者に対してＥメールで送信されます。
●申請書ダウンロード：町が取り扱う申請書がダウンロードできます。
●長泉町議会：議会議事録が発言者や議題、内容ごとに検索できます。
●例規集：町の条例・規則などが検索できます。

■ラジオスポット

FMラジオを利用して、町からのお知らせやイベント案内などを放送しています。

・K-MIX
放送時間／
月3回程度　9：45〜

・ボイスキュー
放送時間／
毎週月・水曜日　7：30〜、毎週火・木曜日　8：30〜、毎週土曜日　10：16〜

・コーストFM
放送時間／
毎週月〜金曜日　8：36〜、17：50〜

■電光表示板

町内2カ所に設置した電光表示板から歩行者や施設を訪れる方に行政情報を提供しています。

設置場所／
コミュニティながいずみ前・長泉なめり駅前広場

皆さんの声を町政に

■町長への手紙

町政に対する要望、提案を受け付けています。町民の皆さんの貴重な提案をいただくため、町内の下記公共施設に専用はがきを用意してありますのでご利用ください。
①役場住民窓口課　②コミュニティながいずみ
③南部地区センター　④ウェルピアながいずみ
⑤福祉会館　⑥いずみの郷　⑦文化センター（ベルフォーレ）
また、Ｅメールでも受け付けていますので、ご利用下さい。（ホームページ内「町長への手紙」コーナー）

■施設見学

町政に対する関心と理解を深めていただくため、町内の公共施設を案内します。詳細は、4月に各世帯に配布される「長泉町生涯学習情報誌」でお知らせします。

17 情報公開・個人情報保護

問い合わせ先　行政課
☎989−5500

情報公開

■町政の情報公開

情報公開コーナーでは、行政資料の閲覧などを行っています。

情報公開制度に基づく公文書の開示は、町民の皆さんの請求に応じて行うものです。この制度では、町が持っている情報は開示することを原則としていますが、開示によって個人のプライバシーや企業の利益を侵害したり、町政の公正または円滑な執行を妨げるおそれのある情報については、開示できないものもあります。

●公開の対象となる公文書

平成13年4月1日以降に実施機関の職員が職務上作成したり、取得した文書など、業務上の必要性に基づき保有しているものです。

●実施機関

町長部門、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部・消防署、町議会

●開示を請求できる方

町内に住所がある方、町内に事務所または事業所がある個人および法人とその他の団体、町内の事業所または事務所に勤務する方、町内の学校に在学する方です。

●開示請求の方法

公文書の開示を請求するときは、公文書開示請求書に必要事項を記入して、行政課に提出してください。

個人情報保護

■個人情報保護制度とは

個人情報の取り扱いについてのルールを定め、町民のプライバシーの保護を図るとともに、公正で民主的な町政の推進を図ります。

●個人情報とは

氏名、住所、生年月日、職業、収入、財産など個人に関するあらゆる情報で、特定の個人が識別されるものをいいます。

それだけで特定の個人が識別できる情報のほか、他の情報と組み合わせることで、個人が識別される情報も含まれます。

●保護の対象となる個人情報

コンピュータ処理している個人情報だけでなく、手書き処理している個人情報を含めた、町が保有するすべての個人情報を保護の対象としています。

●実施機関

町長部門、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部・消防署、町議会

●開示などの請求方法

開示・訂正・削除・中止の請求は、自己情報開示等請求書に必要事項を記入して、行政課に提出してください。その際、免許証、身分証明書などにより本人であることを確認させていただきます。なお、口頭または電話による請求はできません。

●開示できない自己情報

自己情報は開示することが原則ですが、主に次のような自己情報は、例外的に開示しないことがあります。

○法令などの規定により開示することができないとされている情報
○評価、診断、判定などに関する情報で、開示することにより、その評価、診断、判定などに著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
○開示することにより、実施機関の公正かつ適正な事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
○「個人情報保護審議会」の意見を聴いた上で、実施機関が公益上開示しないことが適当であると判断した情報

18 相　談

各種相談一覧（全ての相談は無料です）

相談の種類	相談内容	とき	ところ	問い合わせ
総合相談（「がん」の相談窓口）	日常生活における悩みや疑問に関すること	毎週月～金曜日 9：00～16：00	役場・総合相談センター	総合相談室 ☎989－5501
消費生活相談	訪問販売や契約のトラブルなど消費に関すること			
法律相談 ☆要予約 定員8人	相続や金銭問題など、法律上の問題に関すること（相談は、弁護士が応じます）（予約開始日は、相談日前月の広報15日号を参照ください）	1・3・5・7・9・11月の第3水曜日 13：00～16：00		
多重債務相談 ☆要予約 定員6人	消費者金融でのトラブル、多重債務に関すること（相談は、弁護士が応じます）（相談日の前日までに要予約）	毎月第2水曜日 13：30～16：30		
交通事故相談	事故処理や保険請求などに関すること	毎月第2・4火曜日 10：00～15：00		
人権相談	男女差別やいじめ、近所付き合いでのトラブルなどに関すること	毎月第3金曜日 ※6月は1日に開催 10：00～15：00		
行政相談	行政の事務処理に関する疑問や要望などに関すること	毎月第2火曜日・第4金曜日 9：00～16：00		
乳幼児健康相談（保健・歯科・栄養）	乳幼児の健康や歯、栄養に関すること	毎月第1・3木曜日 9：00～11：00	ウェルピアながいずみ	健康増進課（保健支援チーム） ☎986－8760
成人健康相談（保健・歯科・栄養）	成人の健康や歯、栄養に関すること			
栄養相談 ☆要予約	食生活に関すること	毎週月～金曜日 9：30～15：30		
暮らしの相談（法律） ☆要予約 定員4人	日常生活での法律上の悩みや疑問など（相談は法律の専門家が応じます）（予約開始日は前月の第4水曜日です）	毎月第4火曜日 10：00～15：00	いずみの郷	社会福祉協議会 ☎987－7680
福祉総合相談	生活や家族、地域福祉、権利擁護、福祉サービス利用に関すること	毎週月～金曜日 8：15～17：00	福祉会館	
酒害相談	飲酒をやめたい、やめさせたいなどのアルコールの問題に関すること	毎週月～金曜日 9：00～16：00		
身体障害者相談	障がいのある方やその家族の悩みなど	毎月第4火曜日 10：00～15：00		身体障害者福祉会（社会福祉協議会内） ☎987－7680
ひまわり相談（青少年）	いじめや不登校、子育ての問題など、青少年や保護者の悩みに関すること	毎週火～土曜日 9：00～16：00	コミュニティながいずみ・3階	ひまわり相談室 ☎989－7830

※相談日が祝・休日にあたる場合の開催については、事前にお問い合わせください。

その他の機関の相談一覧

相談の種類	とき	ところ	問い合わせ
県民相談	毎週月～金曜日 9：00～16：00	沼津商連会館ビル2F	東部県民生活センター ☎951－8205
弁護士法律相談 ☆要予約　定員4人	月7回程度（火・木曜日） 13：30～15：30 ※相談日はお問い合わせください。	沼津商連会館ビル2F	東部県民生活センター ☎951－8205
司法書士相談 ☆要予約　定員4人	月3回（水曜日） 13：30～15：30 ※相談日はお問い合わせください。	沼津商連会館ビル2F	東部県民生活センター ☎951－8205
消費生活相談	毎週月～金曜日 9：00～16：00	沼津商連会館ビル2F	東部県民生活センター ☎952－2299
就職相談 （しずおかジョブステーション）	毎週月～金曜日 9：00～17：00	沼津商連会館ビル2F	東部県民生活センター ☎951－8229
弁護士労働相談 ☆要予約　定員2人	毎月第2水曜日 14：00～15：00	沼津商連会館ビル2F	東部県民生活センター ☎0120－9－39610 携帯からは ☎055－951－9144
労働相談	毎週月～金曜日 9：00～12：00 13：00～16：00	沼津商連会館ビル2F	東部県民生活センター ☎0120－9－39610 携帯からは ☎055－951－9144
福祉就職相談	毎週月～金曜日 9：00～12：00 13：00～16：00	沼津商連会館ビル2F	県社会福祉人材センター ☎952－2942
自動車保険請求相談	毎週月～金曜日 9：00～12：00 13：00～17：00	静岡自動車保険請求相談センター （静岡呉服町スクエア8F）	静岡自動車保険請求相談センター ☎054－252－3334
無料交通事故相談 ☆要予約	毎週月～金曜日 13：00～15：30	県弁護士会沼津支部	県弁護士会沼津支部 ☎931－1848
弁護士有料相談 ☆要予約	毎週月～金曜日 13：00～15：30	県弁護士会沼津支部	県弁護士会沼津支部 ☎931－1848 相談料　30分間　5,250円
弁護士会の多重債務相談 ☆要予約	毎週月～金曜日 9：00～12：00 13：00～17：00	県弁護士会沼津支部	県弁護士会沼津支部 ☎931－1848
登記・成年後見 多重債務問題など ☆要予約	毎週月～金曜日 9：00～17：00 （常設相談予約時間） 14：00～17：00 （無料電話相談）	司法書士総合相談センターしずおか	司法書士総合相談センターしずおか ☎054－289－3704
登記相談	2・5・8・10月の 第2水曜日 10：00～12：00	役場・総合相談センター	静岡県司法書士会 長泉地区 ☎986－1401
法律全般 ☆要予約	毎週月～金曜日 9：00～17：00（受付） 毎週火・金曜日 13：00～16：30（相談）	静岡県地方事務所 沼津支部	日本司法支援センター（法テラス） ☎050－3383－5405

※相談日が祝・休日にあたる場合の開催については、事前にお問い合わせください。

19 国際・国内交流

国際姉妹都市

問い合わせ先 行政課
☎989−5500

長泉町は、ニュージーランド・ワンガヌイ市と昭和63年4月に姉妹都市提携を締結しました。

ワンガヌイ市は、ニュージーランド北島に位置しており、人口は約4万3千人、美しい自然に囲まれたワンガヌイ川河口に開けた歴史ある古い町です。

ワンガヌイ川では、ジェットボートやカヌーなどが盛んに行われており、また、2年に1度スポーツの祭典として行われるマスターズゲームの開催地となっているなど、とてもスポーツが盛んです。

町では、ワンガヌイ市との姉妹都市提携を締結して以来、長泉町国際交流協会と連携して、中学生の語学研修事業やワンガヌイ市からの訪問団受入れ、英会話教室の開催など数々の事業を実施しており、国際社会に対応できる人づくりに努めています。

国際交流の活動に興味のある方は、国際交流協会事務局（行政課内）までお問い合わせください。

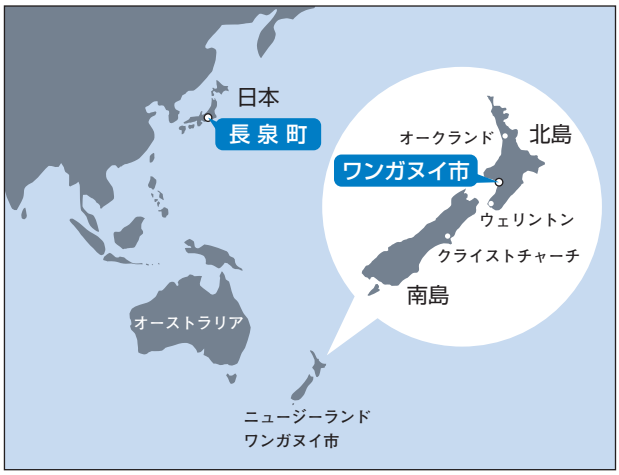

国内姉妹都市

問い合わせ先 産業振興課
☎989−5516

長泉町は、平成8年5月長野県小県郡青木村と友好都市交流の覚書を交換し、平成19年11月に姉妹都市提携をしました。

青木村は、長野県の東部、上田市から西方約12kmに位置し、大自然と出湯と文化遺産の里です。美しい山々に囲まれた村内には、沓掛・田沢の二つの温泉をはじめ国宝大法寺三重塔などがあります。

■青木村宿泊施設利用助成制度

町民の余暇活動の推進を図るため、青木村を訪れ、村内宿泊施設を利用される町民の方に宿泊助成券を発行しています。

宿へ予約を入れた後、宿泊施設利用費助成券交付申請書を産業振興課まで提出してください。助成対象は2連泊までで、助成金額は1泊につき3,000円です。ただし、助成券の交付は利用者一人につき年1回です。

田沢温泉（足湯）

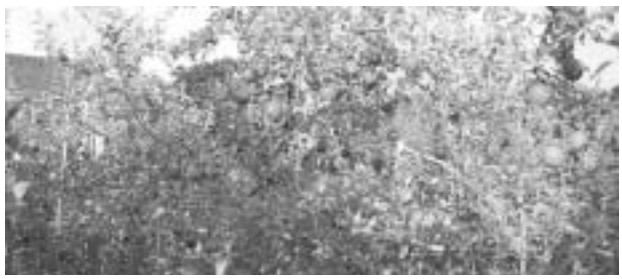

特産品のりんご

20 文　化　財

問い合わせ先　文化財展示館
☎986－9209

町指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	電話	拝観
1	工芸品	海獣葡萄鏡	1	玉泉寺 南一色149	988－7899 塩田　全信	事前連絡
2	彫刻	八幡神像	1	西願寺 下長窪386	986－1411 浄住　章道	事前連絡
3	彫刻	阿彌陀如来像	1	普向寺 納米里91	986－5422 林　昭爾	事前連絡
4	彫刻	二十一羅漢像	厨子入	〃	〃	事前連絡
5	建造物	仏名碑	1	納米里143	986－6366 吉川　昭子	自由
6	建造物	五輪塔	1	納米里205	986－2054 吉川　邦彦	自由
7	歴史資料	芦ノ湖水神社の供養塔・地蔵尊・観音像	3	芦ノ湖水神社 上土狩602	986－2106 池田　行雄	例祭日（8月1日）
8	工芸品	芦ノ湖水神社脇指	1	長泉町役場 中土狩828	986－2131 長泉町役場	例祭日（8月1日）
9	民族文化財	地蔵菩薩石像	1	中土狩544 （勤労者体育センター北東）	986－0227 加藤　政三	自由
10	考古資料	刳抜式家型石棺	1	長泉小学校 中土狩872－2	986－0476 長泉小学校	校内地のため見学できません
11	古文書	箱根芦ノ湖用水下郷文書	一括	下土狩1352－1 下土狩連合区会館	986－1401 三枝　徳造	虫干し会の日（8月）
12	史跡	麦原塚古墳	1	下土狩1714	986－7880 高橋　久雄	自由
13	考古資料	上ノ段古墳出土品	一括	特種東海製紙Pam 本宿437		※文化財展示館で展示中
14	絵画	日蓮上人一代絵記	86	法善寺 竹原238	986－7518 名和　歓廣	事前連絡
15	史跡	一柳直末公首塚	1	下長窪43	986－1481 平川　隆	自由
16	書跡	中土狩日吉神社俳額	1	日吉神社 中土狩614－1	986－2459 勝又　清文	神社祭典日のみ
17	書跡	本宿庚申堂俳額	1	庚申堂 本宿479－3	986－7888 岩崎　和子	事前連絡
18	彫刻	雲龍寺石仏	1	雲龍寺 本宿398	986－1841 芹澤　彰博	事前連絡

県指定天然記念物

名称	員数	所在地	電話	拝観
下土狩のイチョウ	1	下土狩605	986－3702 渡辺　正昭	自由
鮎壺の滝	1	下土狩鮎壺		自由

21 公共施設案内・マップ

❶役　場

☎直通ダイヤル(71ページをご覧ください)
〒411－8668　長泉町中土狩828

本館、西館と総合福祉事務所・総合相談センターがあります。本館は昭和45年に建築、地下1階、地上3階建て。平成9年に建築した西館は地上4階建て。総合福祉事務所・総合相談センターは平成20年に建設、地上2階建てです。

○執務時間／8：30～17：15
○閉庁日／土・日曜日、祝・休日、12／29～1／3

❷南部地区センター
〈コミュニティ防災センター〉

☎989－8989
〒411－0944　長泉町竹原211－30

各種証明書の取り扱いをする住民窓口業務やコミュニティ施設、災害時の防災施設として運用されています。

○住民窓口事務所執務時間／8：30～17：15
○休館日／土・日曜日、祝・休日、12／29～1／3
○地区センター利用時間／9：00～21：30
○貸館休館日／月曜日(祝・休日は開館)、12／28～1／4

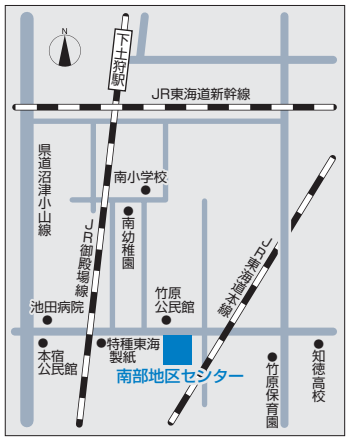

❸コミュニティながいずみ
(生涯学習課)

☎988－7800（986－2289）
〒411－0943　長泉町下土狩1283－11

町民図書館、コミュニティセンター（ホール・展示室など）、文化財展示館のほか町営駐車場を備え、生涯学習の拠点として各種事業を展開しています。

土・日曜日および祝・休日（9：00～17：15）には住民票の写し、印鑑登録証明書の発行を実施しています。

○利用時間／9：00～21：30
○受付時間／9：00～17：15
○休館日／月曜日（祝・休日は開館）、12／28～1／4

❹ 町民図書館
（コミュニティながいずみ内）

☎988－7801
〒411－0943　長泉町下土狩1283－11

コミュニティながいずみ1階に開館。蔵書数は約15万冊。児童閲覧室、おはなしコーナー、視聴覚コーナー、レファレンス室などを備えています。
○利用時間／9：00～18：00
○休館日／月曜日（祝・休日は開館）、第1木曜日（1・5・8月を除く。祝・休日の場合はその翌日）、12／28 ～1／4、特別整理期間（年1回、7日以内）

❺ 文化財展示館
（コミュニティながいずみ内）

☎986－9209
〒411－0943　長泉町下土狩1283－11

コミュニティながいずみ多目的広場棟2階に開館。長泉の歴史や民俗に関する資料を展示しています。常設展示では、3万2千年以前の旧石器時代の石器から江戸時代の古文書までを展示し、町の歴史を見ることができます。ふれるコーナーでは、土器などを触ることができます。
○開館時間／9：00～17：00
○休館日／月曜日（祝・休日は開館）、12／28 ～1／4

❻ ベルフォーレ
（文化センター）

☎989－0001
〒411－0943　長泉町下土狩821－1

800人収容のホール、イベントホール、会議室、和室のほか茶室やティーラウンジなどがあります。
○利用時間／9：00～21：30
○受付時間／9：00～21：30
○休館日／第1月曜日（祝・休日の場合はその翌日）、12／29～1／3

❼ 福祉会館

☎988－3920
〒411－0943　長泉町下土狩967－2

老人福祉センター、地域福祉センター、児童館の機能を持った複合施設です。
○利用時間／9：00～21：30
ただし、日曜日、祝・休日は17：00まで。
大浴場の利用は10：00 ～ 17：00
○休館日／月曜日（祝・休日は開館）、12／28 ～1／4

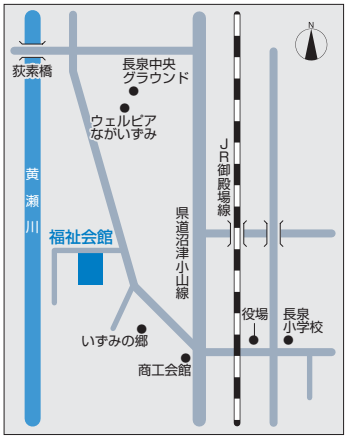

⑧ 児童館
（福祉会館内）

☎988－3921
〒411－0943　長泉町下土狩967－2

福祉会館内に開所。幼児（保護者の同伴が必要）からおおむね18歳までの方が利用できる施設です。館内にはおもちゃや絵本があり、いろいろな遊びができます。
○利用時間／9：00～16：30
※夏休み期間は17：00まで、11月・12月は16：00までです。
○休館日／月曜日（祝・休日は開館）、12／28～1／4

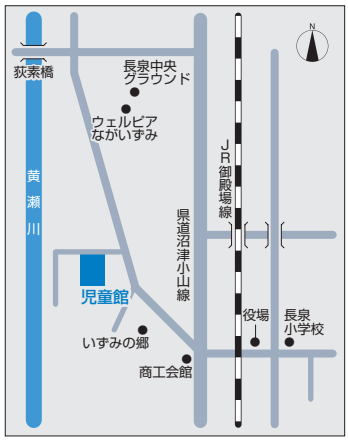

⑨ いずみの郷
（在宅福祉総合センター）

☎988－6688
〒411－0943　長泉町下土狩971

福祉会館と連携を図り、町の福祉、介護の拠点としての役割を担っています。
○利用時間／9：00～16：30
○休館日／日曜日、12／28～1／4

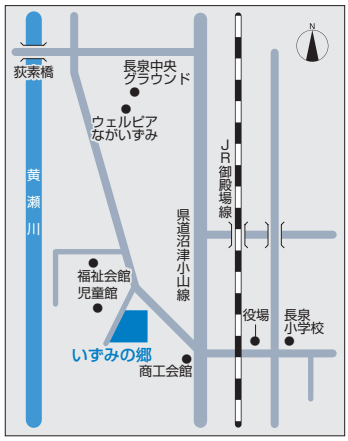

⑩ 消防署

☎986－1199
〒411－0942　長泉町中土狩910－1

消防活動、救急救助業務、予防行政、消防団事務などを行っています。
○消防本部
○消防署
○消防団本部

⑪ 火葬場

〒411－0942　長泉町中土狩822－4

○施設規模／火葬炉2基、待合所60席
○使用時間／9：00、11：00、13：00、15：00の各時間帯に1件
1日4件
○使用料　／町内在住の方は無料
○使用申込／役場執務時間内
住民窓口課　☎989－5509
役場執務時間外
役場日直室　☎986－2131

⑫ 塵芥焼却場

☎986－8393
〒411－0931　長泉町東野143－11

公害対策が整えられている地球環境に優しい焼却施設です。2基の焼却炉を備えています。（75t／24時間×1基）
○受付時間／月～金曜日(祝・休日を除く)
8：30～16：30

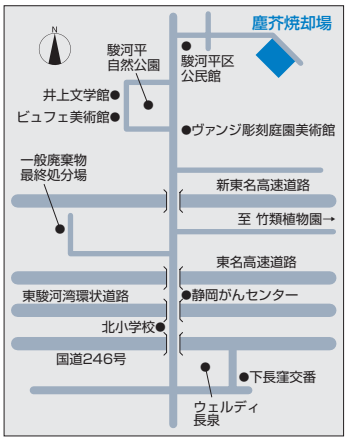

⑬ 一般廃棄物最終処分場

☎986－8393（焼却場）
〒411－0931　長泉町東野374－12

一般廃棄物最終処分場（埋立場）は、焼却灰や、再利用することができないごみを埋め立て処理するところです。（受付は焼却場）
○開場時間／月～金曜日(祝・休日を除く)
8：30～16：00
（12：00～13：00を除く）

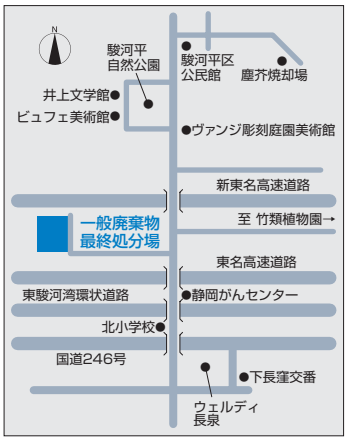

⑭ 勤労者体育センター

●利用申込／NPO法人 長泉町体育協会
☎987－5859　長泉町中土狩551－3

バレーコート2面、またはバスケットコート1面、バドミントンコート3面がとれる体育コートと卓球場、更衣室などがあります。
○開館時間／9：00～21：00
○休館日／12／28～1／4
○利用料／コート（半面）2時間につき150円
照明料（半面）1時間につき75円
卓球台（1台）2時間につき50円
照明料1時間につき25円

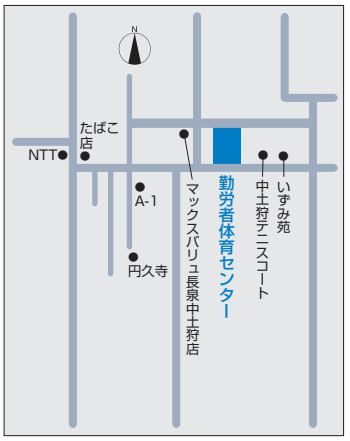

⑮ 中土狩テニスコート

●利用申込／NPO法人 長泉町体育協会
☎987－5859　長泉町中土狩551－3

砂入り人工芝コート2面、夜間照明施設が整備されています。
○開場時間／9：00～21：00
○休場日／12／28～1／4
○利用料／月～金曜日（1面）
2時間につき1,000円
土・日曜日、祝・休日（1面）
2時間につき1,500円
照明料（1面）
1時間につき350円

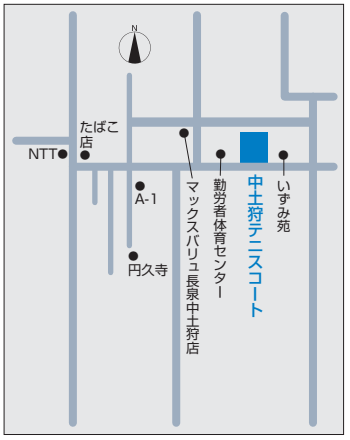

⑯ ウェルピアながいずみ
（健康づくりセンター）（健康公園内）

☎989－5510
〒411－0933　長泉町納米里549

アリーナ、多目的室、調理室、温水プール、マシンルームなどが設置された施設です。また、健康増進課（保健支援チーム）では、健康相談、健康教育などの保健サービスを行っています。

○開館時間／ 8：30～21：30
○休館日／毎月第3月曜日（祝・休日を除く）、12／28 ～1／4
※使用料など詳細はお問い合わせください。

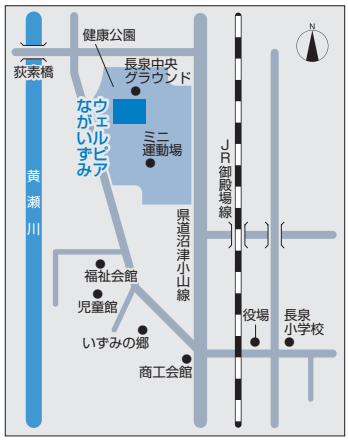

⑰ 長泉中央グラウンド
（健康公園内）

●使用申込／健康増進課（ウェルピアながいずみ内）
☎989－5510　長泉町納米里550－1

ソフトボールコートは2面、サッカーコートは1面、陸上競技では200ｍトラック9レーンが取れるグラウンドで、グラウンドの周りには1周約460ｍのウォーキングコースが整備されています。

○開場時間／9：00～21：00
○休場日／毎月第3月曜日（祝・休日を除く）、12／28～1／4
○使用料／無料
照明料（半面）1時間につき700円

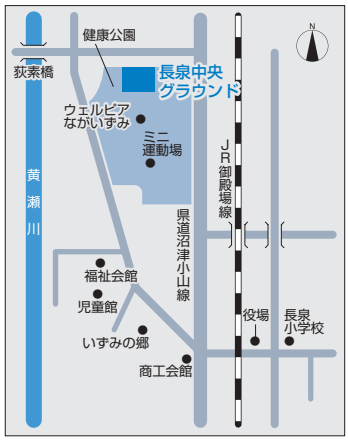

⑱ ミニ運動場
（健康公園内）

●使用申込／健康増進課（ウェルピアながいずみ内）
☎989－5510　長泉町下土狩950－1

フットサルコート1面がとれる施設です。その他の軽スポーツにも利用できます。

大きさは、縦43ｍ、横24ｍの人工芝の多目的コートです。

○開場時間／9：00～21：00
○休場日／毎月第3月曜日（祝・休日を除く）、12／28～1／4
○使用料／2時間につき1,000円
照明料（半面）1時間につき350円

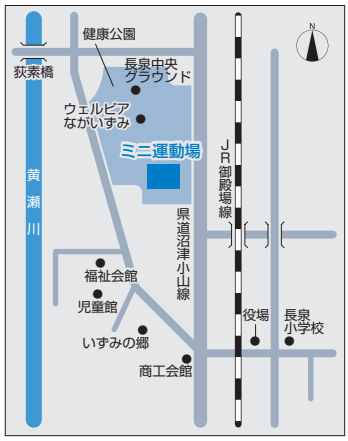

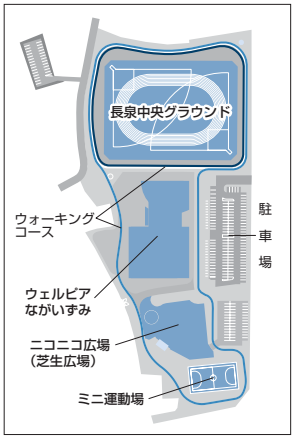

● 長泉町健康公園

健康づくりセンター「ウェルピアながいずみ」と、長泉中央グラウンド、ミニ運動場を合わせて「長泉町健康公園」といいます。

公園内には長泉中央グラウンドの周りのウォーキングコースと合わせて全長875メートルのウォーキングコースが整備され、コース沿いには腹筋や懸垂、ストレッチなどができる健康器具が並びます。

また、訪れる方の憩いの場として心休まる空間となるように、敷地内には町内在住の彫刻家の堤直美さんの作品や、町のイメージデザイン「ニコニコ」の考案者であるグラフィックデザイナーの岩崎堅司さんの作品を設置しています。

⑲ 桃沢グラウンド

●利用申込／NPO法人 長泉町体育協会
☎987−5859　長泉町元長窪895−52

野球コートは1面、ソフトボールコートは2面がとれるグラウンドです。
○開場時間／9：00〜21：00
○休場日／12／28〜1／4
○利用料／無料
照明料(全面)1時間につき1,400円

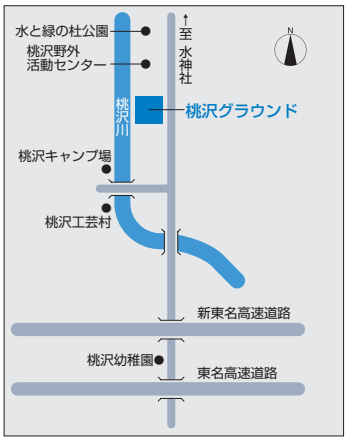

⑳ 竹原グラウンド

●利用申込／NPO法人 長泉町体育協会
☎987−5859　長泉町竹原288−4

サッカーコートは1面、フットサルコートは2面がとれる人工芝のグラウンドで、遊具のある芝生広場もあります。
○開場時間／9：00〜21：00
○休場日／12／28〜1／4
○利用料／(半面)1時間につき1,500円
照明料(半面)1時間につき700円

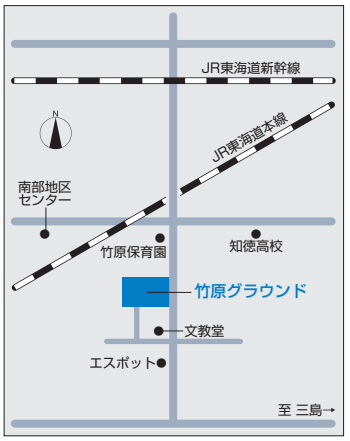

㉑ 御嶽堂公園テニスコート

●利用申込／NPO法人 長泉町体育協会
☎987−5859　長泉町下土狩336−1

御嶽堂公園内にあるテニスコートで、人工芝コート2面、壁打ちコート1面があります。
○開場時間／9：00〜17：00
○休場日／12／28〜1／4
○利用料／月〜金曜日（1面）
2時間につき1,000円
土・日曜日、祝・休日（1面）
2時間につき1,500円

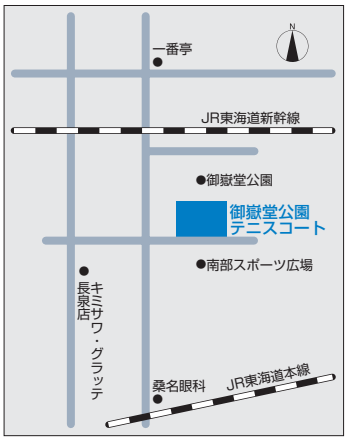

㉒ 北部スポーツ広場

●利用申込／下長窪公会堂
☎989−2246　長泉町下長窪641−1

桃沢川沿いにあり、主にグラウンドゴルフやゲートボールなど軽スポーツに利用できる多目的広場です。
○開場時間／8：30〜21：00
○休場日／12／28〜1／4
○利用料／無料

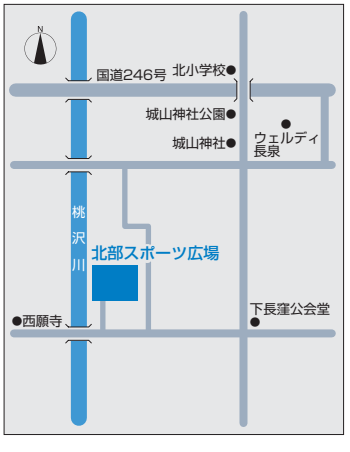

㉓ 南部スポーツ広場

●利用申込／NPO法人 長泉町体育協会
☎987−5859　長泉町下土狩347

御嶽堂公園に隣接し、主にグラウンドゴルフやゲートボールなどに利用できる多目的広場です。
○開場時間／8：30〜17：00
○休場日／12／28〜1／4
○利用料／無料

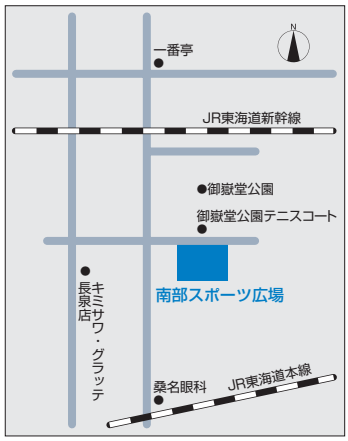

㉔ 町民体育館
（北中体育館）

●利用申込／NPO法人 長泉町体育協会
☎987−5859　長泉町納米里310−1

鉄筋コンクリート2階建て。1階は卓球場、柔道場、剣道場、2階はバレー、バドミントン、バスケットなどができる施設です。
○開館時間／9:00〜21:00（学校休業日）
○休館日／12／28〜1／4
※学校施設としての利用があるため、学校休業日以外は夜間のみ利用可（許可団体のみ）
○利用料／有料

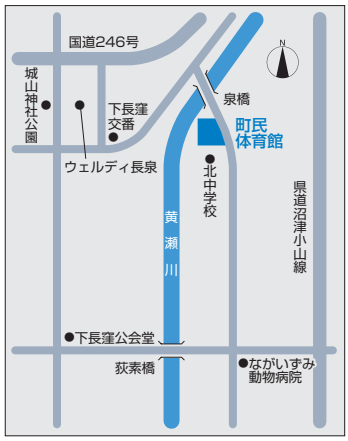

㉕ 桃沢キャンプ場

●利用申込／NPO法人 長泉町体育協会
☎987−5859　長泉町元長窪895−103

愛鷹山のふもと、桃沢川沿いにありキャンプサイト、トイレ、炊事場、バーベキュー場などが整備されています。
○休場日／12／28〜1／4
○利用料／キャンプサイト500円
　　バーベキュー場500円
○申込開始／利用日の3カ月前から

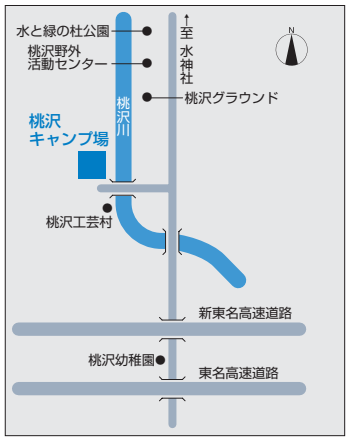

㉖ 桃沢工芸村

●使用申込／生涯学習課
☎986−2289　桃沢キャンプ場南側

工芸室では主に陶芸・彫刻が、工作室では主に木工・竹細工・絵画などの体験や創作活動ができます。
○使用時間／ 9：00 〜 12：30
　　13：30 〜 17：00
　　17：30 〜 21：00（水・金・日曜日のみ）
○休館日／月曜日（祝・休日は開館）、12／28〜1／4
○使用料／各時間帯ごと1テーブル100円
　　1室600円、陶芸窯3,000円
　　電動工具類1台につき100円

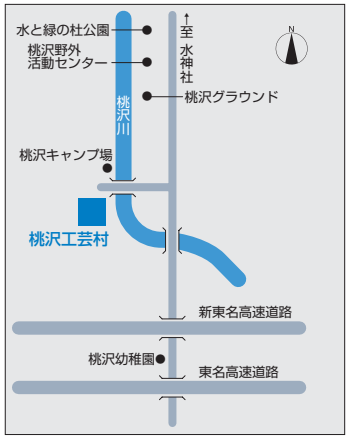

㉗ 長泉幼稚園

☎986－6990
〒411－0943　長泉町下土狩830

昭和31年、村立幼稚園として開園。現在の園舎は、文化センター建設に伴い平成8年3月に建て替えられたものです。

㉘ 北幼稚園

☎986－6992
〒411－0941　長泉町上土狩38－5

昭和42年、町立長泉幼稚園北分園として開園され、現在の園舎は平成20年2月に移転新築しました。

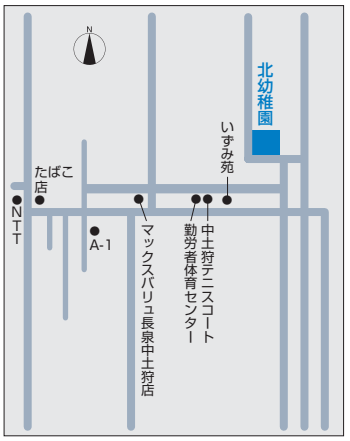

㉙ 南幼稚園

☎986－6991
〒411－0944　長泉町竹原88

昭和45年、南幼稚園として独立開園。
現在の園舎は、昭和63年に建て替えられたもので、平成10年に増築されています。

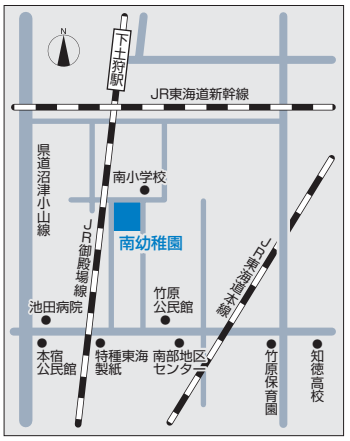

㉚ 東幼稚園

☎971－7230
〒411－0943　長泉町下土狩162－1

昭和45年、町立南幼稚園東分園として開園。現在の園舎は、平成12年3月に建て替えられたものです。

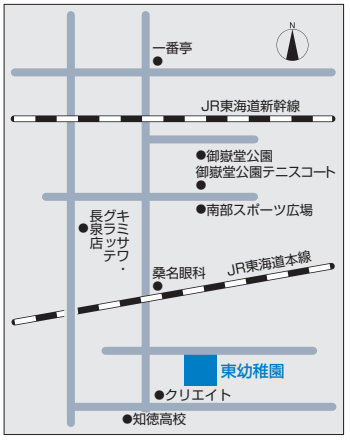

㉛ 桃沢幼稚園

☎986−3813
〒411−0936　長泉町元長窪24

昭和48年、長泉小学校長窪分校の閉校に伴い、跡地に開園されました。現在の園舎は、昭和54年3月に建て替えられたもので、平成15年に改築されています。

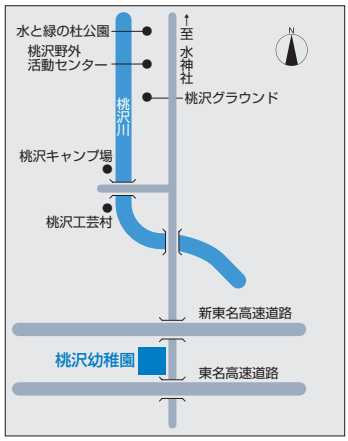

㉜ 長泉小学校

☎986−0476
〒411−0942　長泉町中土狩872−2

明治8年に設立された町内で最も古い学校です。昭和35年4月、町制施行により町立長泉小学校と改称されました。

放課後児童会の「やまゆり児童会（中土狩866−30☎986−8448）」と「ひなげし児童会（中土狩872−2☎988−0002）」があります。

㉝ 南小学校

☎986−7313
〒411−0944　長泉町竹原100

昭和40年、長泉小学校の校舎の一部を使用し開校、同年10月に新校舎が完成しました。

放課後児童会の「たんぽぽ児童会（下土狩1658−1☎989−0802）」と「ひまわり児童会（下土狩1685−1☎987−7751）」があります。

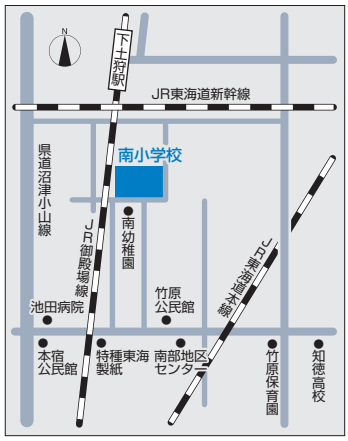

㉞ 北小学校

☎986−0400
〒411−0934　長泉町下長窪1060

昭和47年、長泉小学校の校舎の一部を使用し開校、翌48年に新校舎が完成しました。

放課後児童会の「コスモス児童会（下長窪1061−1☎989−3096）」と「すずらん児童会（下長窪1061−6☎988−0082）」があります。

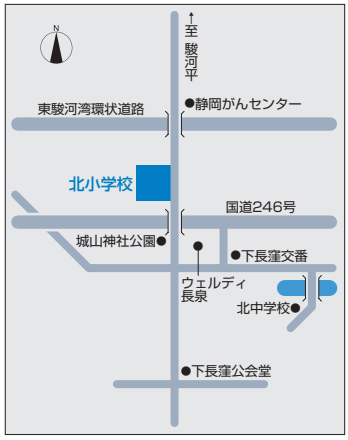

㉟ 長泉中学校

☎986－0491
〒411－0943　長泉町下土狩777

昭和22年､長泉小学校を仮校舎に開校、翌年23年に新校舎が完成しました。

㊱ 北中学校

☎987－1820
〒411－0933　長泉町納米里333－3

昭和50年4月開校、同年6月に新校舎が完成しました。

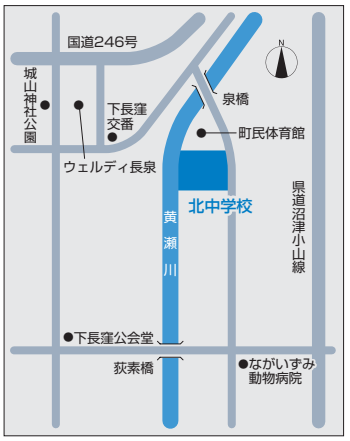

㊲ 学校給食センター

☎986－9033
〒411－0932　長泉町南一色902－16

平成14年3月竣工。同年9月から稼動開始。学校給食の基本である衛生管理基準に基づき設置された施設で、町内の5小中学校に給食を提供しています。

平成22年9月には、食物アレルギーをもつ児童・生徒のため、原因食材を取り除いた除去食提供のための調理棟が増築されました。

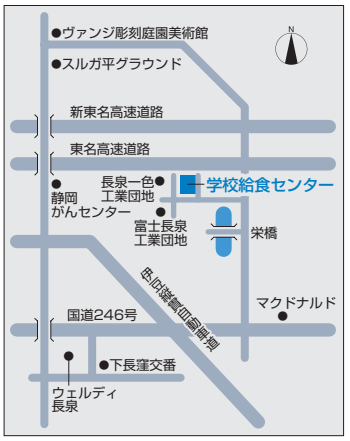

㊳ 中央保育園

☎987－4185
〒411－0942　長泉町中土狩929－1

昭和54年4月開園。

㊴ 子育て支援センター・アップル

☎987－3715
〒411－0942　長泉町中土狩929－1

平成11年4月、中央保育園2階に開所。未就園児と保護者を対象とした、遊びや仲間づくり、子育ての情報交換の場です。保育士が子育ての疑問・心配事の相談に応じます。

○利用時間／9：00～16：00
（12：00～13：00は閉所）
○閉所日／土・日曜日、祝・休日、
12／29～1／3

㊵ 竹原保育園

☎971－7282
〒411－0944　長泉町竹原317－1

昭和49年開園。現在の園舎は平成16年に建て替えられたものです。

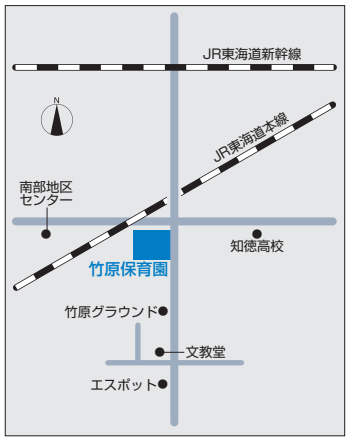

㊶ 子育て支援センター・みかんちゃん

☎973－4141
〒411－0944　長泉町竹原317－1

平成16年4月、園舎建替に伴い竹原保育園2階に開所。

未就園児と保護者を対象とした、遊びや仲間づくり、子育ての情報交換の場です。保育士が子育ての疑問・心配事の相談に応じます。

○利用時間／9：00～16：00
（12：00 ～ 13：00 は閉所）
○閉所日／土・日曜日、祝・休日、
12／29～1／3

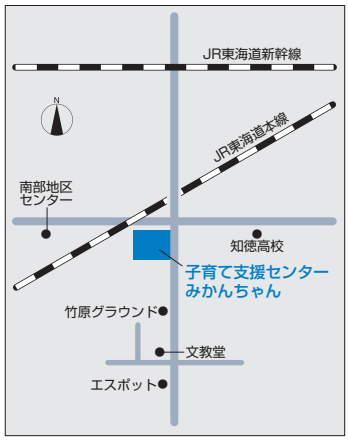

㊷ 桃沢野外活動センター

☎987－5100
〒411－0936　長泉町元長窪895－108

桃沢での自然活動を通して健康増進を図る施設として、多くの方に利用されています。

○利用時間／宿泊者9:00～退所日の16:00まで
日帰り9：00～16：00
○休場日／月曜日（祝・休日は開館。
7／1～9／30 は除く）、
12／28 ～1／4
○利用料／利用施設や年齢層で変わるため、お問い合わせください。

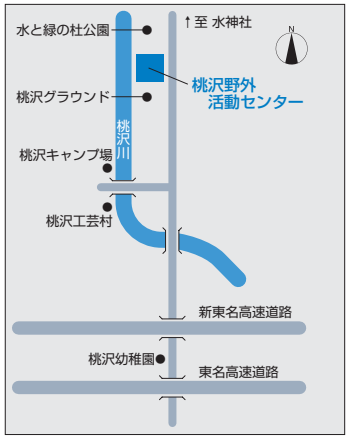

㊸ ワークプラザ
((公社)長泉町シルバー人材センター)

☎988－2670
〒411－0951　長泉町桜堤１－10－９

高齢者の就業を促進し、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりを図るため設置されました。

長泉町シルバー人材センターの事務所として利用されています。

○利用時間／9：00～17：00
○休館日／土・日曜日、祝・休日、12／29～1／3

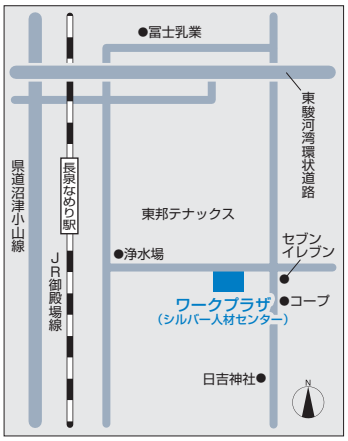

㊹ 池の平展望公園

長泉町東野無番地

愛鷹山中腹の標高846ｍ。駿河湾を一望する壮大なパノラマがあなたを待っています。この公園を過ぎて、さらに登ると「つるべ落としの滝」に出会えます。渇水期には滝の水がなくなることから「幻の滝」とも呼ばれており、落差は約20ｍあります。

○問／工事管理課☎989－5518

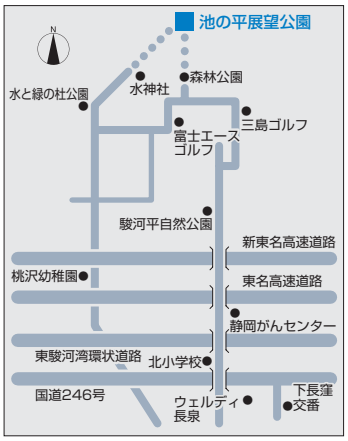

㊺ 長泉町森林公園

長泉町東野741－3

森林公園は、町の北西、池ノ平（標高846ｍ）の南東斜面にあり、総面積約12.9haの広大な「森の公園」です。昭和53年にできたこの公園の中には総延長1,715ｍの散策路や休憩所、展望場、トイレなどが整備されています。

○問／工事管理課☎989－5518

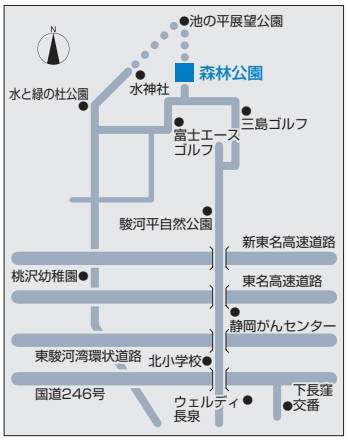

㊻ 駿河平自然公園

長泉町東野515－7

長さ130ｍの吊り橋や芝生広場、展望台、自然湧水を利用したせせらぎや池などが整備された総面積約43,000㎡の広々とした公園です。桜の名所としても知られており、周辺にはクレマチスの丘やビュフェ美術館、井上文学館などがあり、四季を通して多くの人々が訪れます。

○問／工事管理課☎989－5518

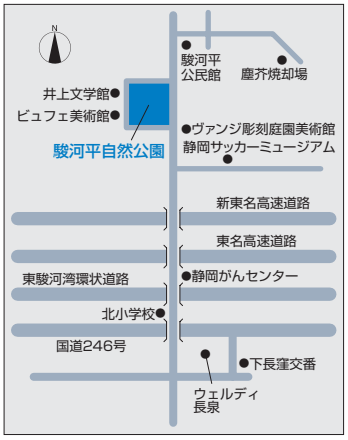

㊼ 城山神社公園

長泉町下長窪1073−1

城山神社の一部を利用して、平成3年に整備されました。広さは7,804㎡、ブランコ、すべり台、ロープ渡りのほか、城をかたどったアスレチック遊具などがあります。

○問／工事管理課☎989−5518

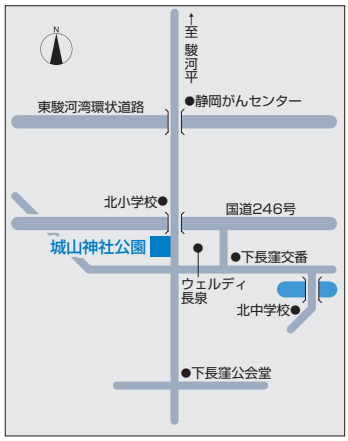

㊽ 納米里公園

長泉町納米里84

納米里日吉神社に隣接して、平成5年に整備されました。広さは1,044㎡、ブランコ、すべり台などがあります。

○問／工事管理課☎989−5518

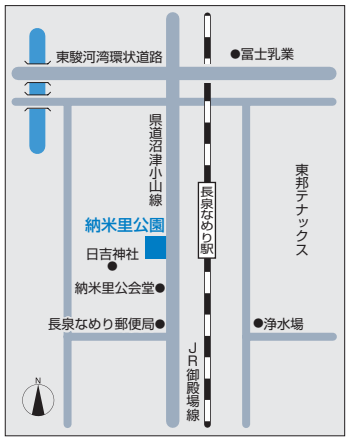

㊾ 宮脇公園

長泉町南一色363

宮脇公園は、町の北東に位置した総面積3,509㎡の都市公園で、昭和54年に尾尻公園と共に設置された双子公園です。各種の遊具施設や水飲み場、トイレ、照明灯などが整備されています。

○問／工事管理課☎989−5518

㊿ 尾尻公園

長泉町下長窪19−6

尾尻公園は、昭和54年に総面積約2,500㎡の国有地を借り受けて都市公園として整備したもので、子どもたちの遊び場やお年寄りのゲートボール場として利用され、遊具施設、水飲み場、トイレなどがあります。

○問／工事管理課☎989−5518

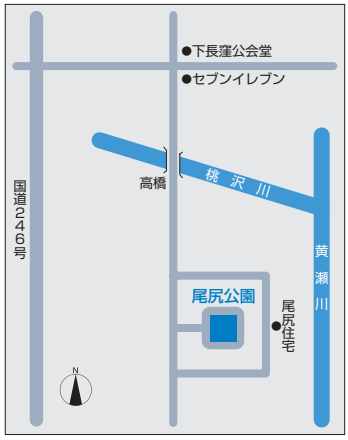

51 鮎壺公園

長泉町下土狩1078−3

鮎壺公園は、黄瀬川の奔流が奇岩巨石をぬって十数mの岸壁を落下する鮎壺の滝を見下ろす高台に昭和56年に造られた総面積3,119㎡の公園で、四季装いを変える鮎壺の滝と秀峰富士を望む景勝地です。

○問／工事管理課☎989−5518

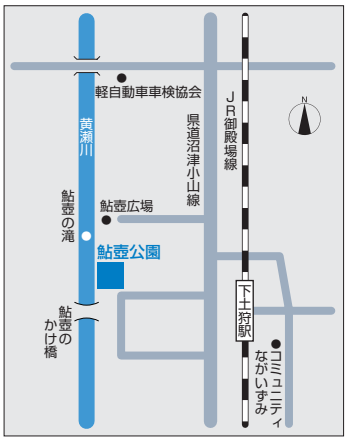

52 鮎壺広場

長泉町下土狩1078−3

鮎壺広場は、鮎壺公園に隣接して整備された広さ1,520㎡の広場で、鮎壺の滝と富士山をいっぺんに望むことができます。高さ約9メートル、幅約65メートルの滝は、「伊豆半島ジオパーク」のジオサイトのひとつでもあります。

○問／工事管理課☎989−5518

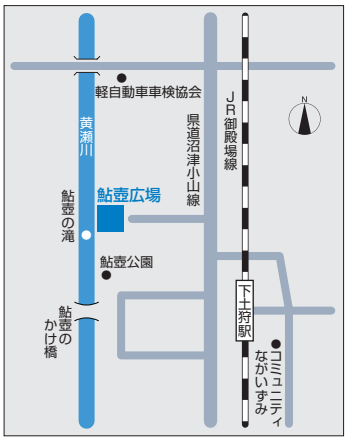

53 惣ヶ原公園

長泉町上土狩665−1

町営住宅の跡地の一部を利用して、昭和59年に整備されました。広さは1,343㎡、ブランコ、すべり台、鉄棒などが整備されています。

○問／工事管理課☎989−5518

54 いずみ公園

長泉町下土狩872−15

町制30周年を機とした泉八景整備構想の一環として、平成3年に整備されました。公園内は、水の流れで人間の一生が表現されています。また、日本のロータリークラブの創設者である米山梅吉翁の銅像が建立されています。広さは626㎡。

○問／工事管理課☎989−5518

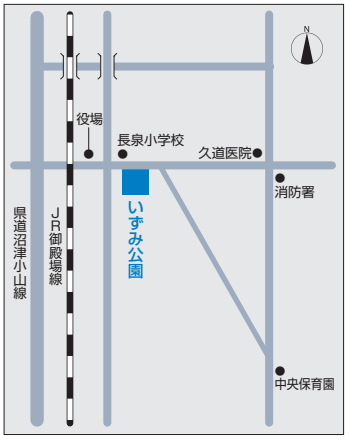

55 駅前公園

長泉町下土狩664−1

駅前公園は、旧下土狩の村社である稲荷神社境内の一部、約2,800㎡を昭和48年に都市公園5カ年整備事業に伴い設置したもので、緑豊かな自然木のある公園として、付近住民の憩いの場となっています。

○問／工事管理課☎989−5518

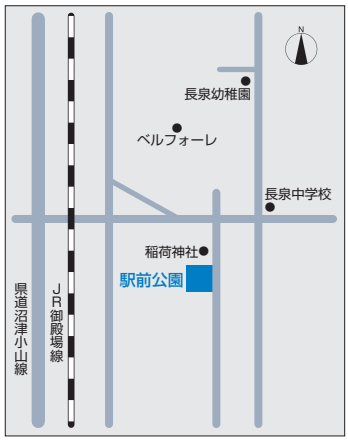

56 東村公園

長泉町下土狩480−1

東村公園は、通称「八幡公園」と呼ばれており、旧下土狩村であった八幡神社境内の一部を付近住民の要望により、昭和43年に公園化。その後、48年に都市公園5カ年整備事業によって総面積約2,000㎡を整備しました。

○問／工事管理課☎989−5518

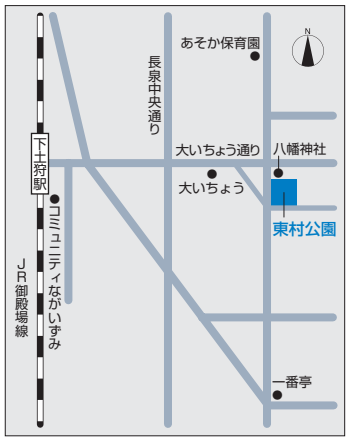

57 杉原公園

長泉町下土狩131−1

富士山測候所官舎の跡地の一部を利用して昭和60年に整備されました。広さは、750㎡、ブランコ、すべり台、鉄棒、砂場などが整備されています。

○問／工事管理課☎989−5518

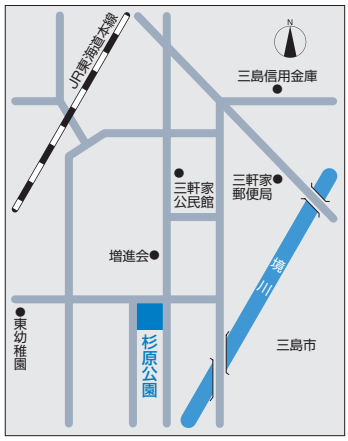

58 御嶽堂公園

長泉町下土狩169−8

工場跡地を利用して、三世代が集うコミュニティ公園として昭和63年に整備されました。広さは7,794㎡、園内にはケヤキやクスノキなど約50種・5千本以上の木が植樹され、ジョギングコースやテニスコートなども整備されています。

○問／工事管理課☎989−5518

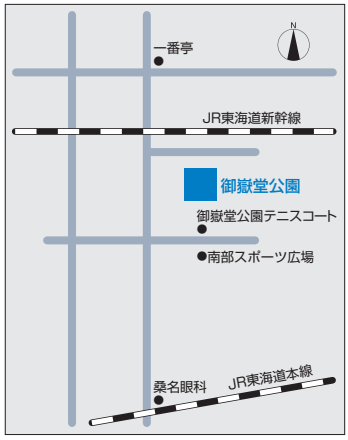

㊾ 本宿公園

長泉町本宿23−2

黄瀬川沿いにあり、広さは6,154㎡。緑地広場、遊具広場、運動広場などがあり、地域住民の憩いの場となっています。また、園内に植えられた桜が満開になる頃には、地域住民による桜祭りも行われます。

○問／工事管理課☎989−5518

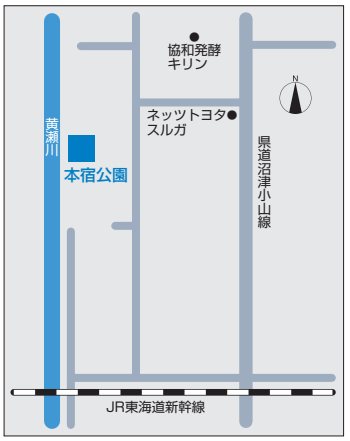

㊿ 水と緑の杜公園

長泉町元長窪895−106

桃沢川の地形を生かした公園で、桃沢川の自然とふれあうことができる親水護岸が整備されています。芝生広場や吊り橋、四阿（あずまや）、バイオトイレなども整備され、小鳥のさえずりや川のせせらぎを聞きながら1日ゆっくり楽しむことができます。

○問／工事管理課☎989−5518

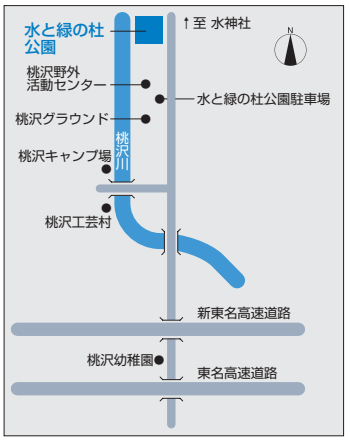

㊿① 上長窪広場

長泉町上長窪106−1

上長窪広場は、東駿河湾環状道路の高架下の土地を活用して作られたもので、5,300㎡の敷地があります。車の通りが少ない道路に面し、桃沢川が近くを流れる静かな環境にあります。

広場内には鉄棒や滑り台などの遊具のほか、トイレや駐車場などが整備されています。

○問／工事管理課☎989−5518

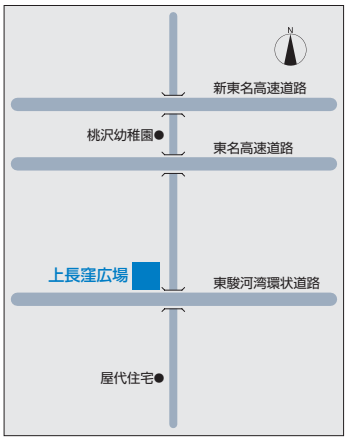

㊿② 南一色広場

長泉町南一色182−6

南一色広場は平成25年に整備された広さ1,050㎡の広場です。ローラー滑り台が整備されているほか、2カ所の出入り口にはスロープが設置されるなど、どなたにも使いやすい広場になっています。

○問／工事管理課☎989−5518

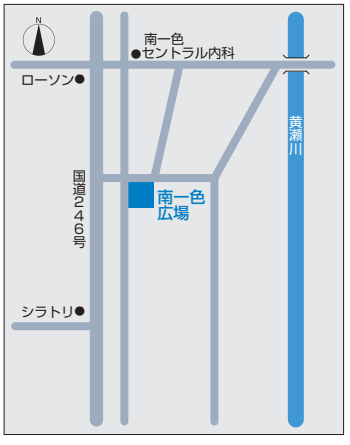

長泉町 施設案内マップ

施設名	施設名
❶ 役　場	⓫ 火葬場
❷ 南部地区センター〈コミュニティ防災センター〉	⓬ 塵芥焼却場（清掃事業所）
❸ コミュニティながいずみ	⓭ 一般廃棄物最終処分場
❹ 町民図書館	⓮ 勤労者体育センター
❺ 文化財展示館	⓯ 中土狩テニスコート
❻ ベルフォーレ(文化センター)	⓰ ウェルピアながいずみ（健康づくりセンター）
❼ 福祉会館	⓱ 長泉中央グラウンド
❽ 児童館	⓲ ミニ運動場
❾ いずみの郷（在宅福祉総合センター）	⓳ 桃沢グラウンド
❿ 消防署	⓴ 竹原グラウンド
	㉑ 御嶽堂公園テニスコート
	㉒ 北部スポーツ広場
	㉓ 南部スポーツ広場
	㉔ 町民体育館（北中体育館）

施　設　名
25 桃沢キャンプ場
26 桃沢工芸村
27 長泉幼稚園
28 北幼稚園
29 南幼稚園
30 東幼稚園
31 桃沢幼稚園
32 長泉小学校
33 南小学校
34 北小学校
35 長泉中学校
36 北中学校
37 学校給食センター
38 中央保育園
39 子育て支援センター・アップル
40 竹原保育園
41 子育て支援センター・みかんちゃん
42 桃沢野外活動センター
43 ワークプラザ （(公社)長泉町シルバー人材センター）
44 池の平展望公園
45 長泉町森林公園

施　設　名
46 駿河平自然公園
47 城山神社公園
48 納米里公園
49 宮脇公園
50 尾尻公園
51 鮎壺公園
52 鮎壺広場
53 惣ヶ原公園
54 いずみ公園
55 駅前公園
56 東村公園
57 杉原公園
58 御嶽堂公園
59 本宿公園
60 水と緑の杜公園
61 上長窪広場
62 南一色広場

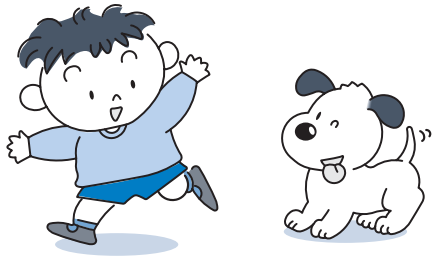

長泉・清水循環バス路線図

平成25年7月1日現在

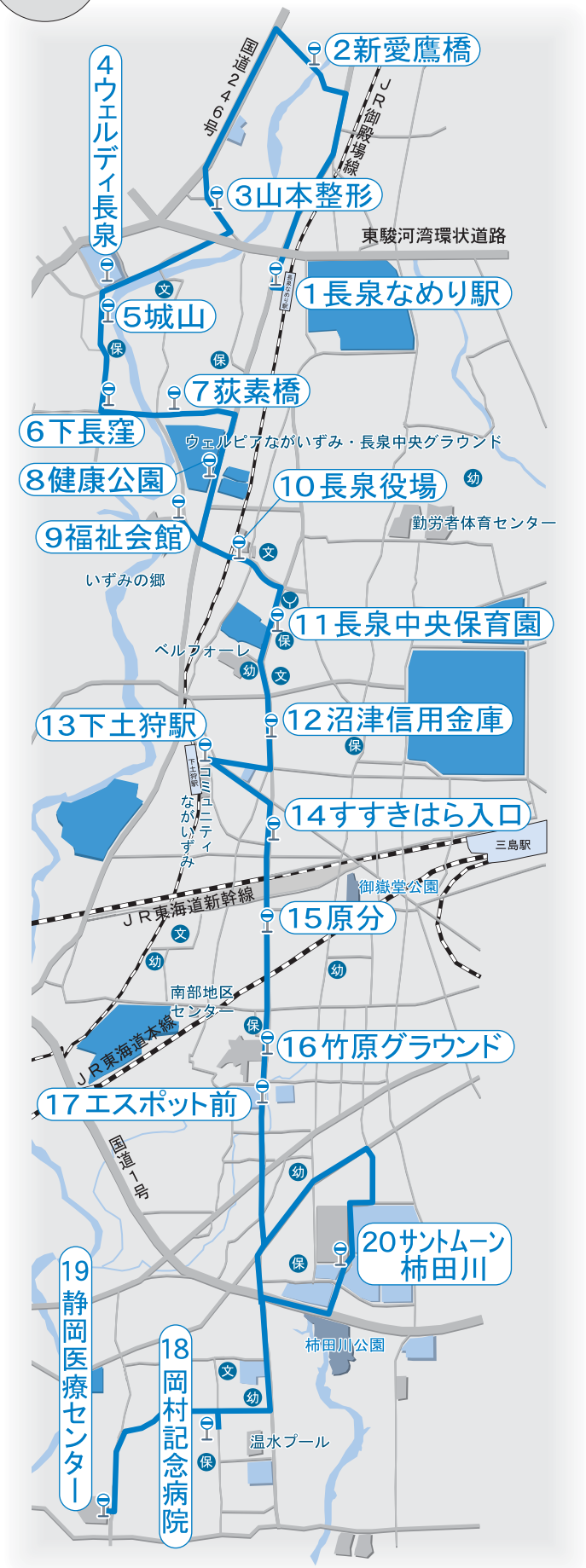

長泉・清水循環バス

長泉町と清水町を結ぶ路線バスで、料金は一律100円です（大人が同伴する未就学児童は2人まで無料）。

運行便数は、月～金曜日（平日）が7便、土曜日が6便、日曜・祝日が5便です。

12月29日～1月3日の期間は、「日・祝日ダイヤ」で運行しています。ご注意ください。

時刻表は役場など公共施設で配布しているほか、町ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

またバスは交通状況、天候などにより遅れることがありますので、ご了承ください。

不明な点は、企画財政課までお問い合わせください。

問い合わせ先　企画財政課
☎989－5504

22 暮らしの電話帳

施設・部署名	電話番号
長泉町役場（直通ダイヤル）	
行政課	989-5500
総合相談室	989-5501
企画財政課	989-5503 989-5504
地域防災課	989-5505
福祉保険課	989-5512 989-5513
長寿介護課	989-5511 989-5519
住民窓口課	989-5509
税務課	989-5506 989-5507 989-5508
建設計画課	989-5520 989-5521
工事管理課	989-5518
くらし環境課	989-5514
産業振興課	989-5516
農業委員会事務局	989-5516
こども育成課	989-5528 989-5529
上下水道課	989-5523 989-5524
上下水道サービスセンター	989-5527
会計課	989-5525
議会事務局	989-5526
夜間・閉庁日	986-2131
出先機関等	
南部地区センター（南部住民窓口事務所）	989-8989
ウェルピアながいずみ（健康増進課）	
健康企画チーム	989-5510
保健支援チーム	986-8760
福祉会館（社会福祉協議会）	988-3920
児童館	988-3921
いずみの郷（在宅福祉総合センター）	988-6688
コミュニティながいずみ（生涯学習課）	988-7800 986-2289
文化財展示館	986-9209
町民図書館	988-7801

施設・部署名	電話番号
桃沢工芸村	941-8280
ベルフォーレ（文化センター）	989-0001
勤労者体育センター（NPO法人長泉町体育協会）	987-5859
塵芥焼却場	986-8393
火葬場	986-5814
学校給食センター	986-9033
長泉中学校	986-0491
北中学校	987-1820
長泉小学校	986-0476
南小学校	986-7313
北小学校	986-0400
長泉幼稚園	986-6990
北幼稚園	986-6992
南幼稚園	986-6991
東幼稚園	971-7230
桃沢幼稚園	986-3813
竹原保育園	971-7282
子育て支援センター・みかんちゃん	973-4141
中央保育園	987-4185
子育て支援センター・アップル	987-3715
やまゆり児童会（長泉小校区）	986-8448
ひなげし児童会（長泉小校区）	988-0002
コスモス児童会（北小校区）	989-3096
すずらん児童会（北小校区）	988-0082
たんぽぽ児童会（南小校区）	989-0802
ひまわり児童会（南小校区）	987-7751
桃沢野外活動センター	987-5100
その他	
ワークプラザ（シルバー人材センター）	988-2670
ながいずみ観光交流協会	988-8780
国際交流協会事務局	989-5500
婦人会事務局	986-6562
シニアクラブ長泉	988-3920

施設・部署名	電話番号
エンゼル幼稚園	987-5323
長窪保育園	986-8931
聖心保育園	989-1421
子育て支援センター・ちぇりーぶらっさむ	989-1421
あそか保育園	986-7324
このはな保育園	943-5677
私立知徳高等学校	975-0080
長泉町商工会	986-0685
東部地域交流プラザ・パレット	951-8205
静岡地方法務局沼津支局	923-1201
沼津税務署	922-1560
緊急通報	
警察	110
火災・救助・救急	119
火災の問い合わせ	935-5115
裾野警察署	995-0110
長泉町交番	988-0110
下長窪交番	987-5999
長泉町消防本部・署	986-1199
金融機関など	
下土狩郵便局	986-4692
三軒家郵便局	971-4410
長泉なめり郵便局	986-7945
JA南駿 納米里支店	987-9717
JA南駿 中土狩支店	987-2232
JA南駿 長泉支店	986-1850
JA南駿 下土狩支店	986-5575
静岡銀行 下土狩支店	986-0216
静岡銀行 三島駅北支店	987-3355
静岡銀行 長泉支店	989-2333
スルガ銀行 長泉支店	986-0218
スルガ銀行 ウェルディ長泉出張所	989-9090
沼津信用金庫 長泉町支店	988-7600
沼津信用金庫 長泉北支店	987-1211
三島信用金庫 長泉支店	973-5551
三島信用金庫 下土狩支店	986-2260
静岡中央銀行 長泉支店	986-3030

医療機関名	電話番号	所在地(区名)
青木医院	986-0999	下長窪
池田病院	986-1212	本宿
ウスイクリニック	980-5580	駅下
大沢整形外科医院	986-8102	鮎壺
きくちクリニック	989-5788	上土狩
鬼頭ハートクリニック	999-4810	本宿
桑名眼科クリニック	987-5575	原分
境医院	975-8021	高田
さはこ内科クリニック	999-3850	中土狩
内藤耳鼻咽喉科クリニック	987-1717	上土狩
なおし整形外科	989-0704	納米里
長泉ウロロジークリニック	980-6777	上土狩
なめり牧野眼科	999-1113	納米里
西村医院	971-6510	三軒家
花メディカルクリニック	987-9145	西
久道外科医院	986-6387	中土狩
文ニューロクリニック	989-1919	納米里
前川産婦人科クリニック	999-0300	下長窪
南一色セントラル内科	980-5777	南一色
森本神経内科クリニック	976-5221	竹原
山本整形外科･循環器科	989-8111	南一色
りゅうじん医院	988-3133	原
静岡がんセンター	989-5222	下長窪
秋山歯科医院	986-1390	鮎壺
池田歯科診療所	975-2719	三軒家
市川歯科医院	989-4084	中土狩
勝又歯科医院	989-4726	惣ケ原
栗田歯科医院	986-1667	原
瀬川歯科医院	988-8904	中土狩
そらいろ歯科	999-7700	下長窪
タケダ歯科医院	989-3638	本宿
新美歯科オーラルケア	988-8239	東
西島歯科医院	988-3162	納米里
牧野歯科医院	988-1184	下長窪

医療機関名	電話番号	所在地(区名)
めぐろ歯科医院	980-6480	中土狩
矢部歯科医院 桜堤診療所	988-8108	上土狩
吉田歯科医院	987-6118	納米里
米山歯科医院	988-8211	南一色
米山歯科クリニック	988-0880	西

わが家の電話帳	
氏名	電話番号

■長泉町健康都市宣言■

ゆとりある心とすこやかな体。生きがいをもって暮らすことができる住みよい郷土。これは私たちにとって共通で永遠の願いです。私たちは、一人ひとりが生涯を通じて健全な心と体を育て、元気に暮らせるまちづくりを目指し、

1. **楽しみながら自分にあった健康づくりに取り組みます。**
1. **水と緑豊かな自然に親しみ、栄養、運動、休養のバランスに気を配ります。**
1. **健康診断で、早期発見、早期治療に心がけます。**
1. **笑いあふれる家庭やさわやかなコミュニティを大切にしみんなで健康づくりの輪を広げます。**

私たちは今、健康なひとづくり、まちづくりを進め、ともに手をつないでさわやかな笑顔があふれる「健康都市ながいずみ」の創造をここに宣言します。

平成15年2月16日

■長泉町非核平和都市宣言■

世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いであり、世界で唯一の核被爆国である私たち日本国民の悲願でもあります。

しかしながら、今なおこの地球上では、戦争やテロリズムなどにより、多くの尊い人命が失われている中で、核兵器の拡散も懸念され、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしています。

長泉町は、平和を希求する町民の総意として、この水と緑豊かな郷土と平和な生活を次の世代に引き継いでいくとともに、核兵器の廃絶と世界平和の実現に貢献することを表明し、ここに「非核平和都市」を宣言します。

平成18年9月6日

長 泉 町 民 憲 章

わたしたちは、長泉町民としての自覚と誇りのもとに、次のことにつとめます。

- **美しい自然を愛し、きれいな町をつくります。**
- **人とのふれあいを大切にし、住みよい町をつくります。**
- **心と体をきたえ、明るい町をつくります。**
- **工夫と努力で、豊かな町をつくります。**
- **互いにたすけあい、みんなの町をつくります。**

（昭和55年11月制定）

■長泉町歌

作詞：上 田 治 史
作曲：友 永 志 津

あかねさす　朝日を受けて
輝(かがや)ける　雪の富士(ふじ)が峰(ね)
駿河の海　遥(はる)かに光(ひか)る
ああ、麗(うるわ)しき長泉　　（平成3年制定）

■長泉音頭

作詞：永井千鶴子
作曲：まやまこうじ
編曲：河 合 英 郎

いずみ　いずみ　長泉
箱根山から　朝日が出れば
チョイトネ　チョイトネ
富士の白雪　紅(べに)化粧
みんな仲よく　手に手をとれば
今日も豊かな　明るい町よ
この町　いい町　長泉
いずみ　いずみ　長泉　　（昭和55年制定）

まちづくりイベント

問い合わせ先　産業振興課
☎989−5516

■さくらフェスタ in 長泉

〜豊かな自然とふれあいのあるまちづくり〜

町の豊かな自然の中、何種類もの桜が咲き誇る駿河平自然公園を会場に、趣味の手作り品の販売「趣楽市」や野外コンサートなどの催しのほか、たくさんの飲食出店ブースも立ち並びます。

穏やかな素敵な春のひとときを楽しく過ごすことができる、「遊びと交流の祭典」です。

開催日／
4月の第1土曜日
（予定）

■長泉わくわく祭り

〜はじける笑顔で元気のあるまちづくり〜

町の夏の風物詩「わくわく祭り」は、歌って踊って、大騒ぎの楽しいイベントです。昼の部では大道芸などストリートパフォーマンスや飲食出店ブースなどが楽しめます。メーンイベントの夜の部「踊りパレード」では、総勢2,000人の参加者が思い思いの衣装や奇抜なアイデアで、町のメーンストリートを所狭しと踊りはじけます。

開催日／
8月の第1土曜日

■長泉町産業祭

〜産業の活性化で魅力あるまちづくり〜

町の農業・工業・商業の交流、情報交換の場であると同時に、町民の皆さんに農作物特産品や商工業製品の紹介をし、地場産業への理解を深めてもらうイベントです。

会場内では「投げもち」や農産物の競売などのイベントのほか、農産物や特産品の試食・即売、商工業製品の展示・販売の出店ブースが立ち並びます。

開催日／
11月の第4日曜日（予定）

長泉町の特産品

■長泉メロン

美しい網目と上品な甘さをもつ大玉の高級メロンで、１本の苗に１玉しか実をつけさせないこだわりのメロンです。

■駿河のクレマチス

「ツル性植物の女王」と呼ばれるクレマチスは、多様な花型と多彩な花色で600種以上が知られています。なお、長泉町は苗木の生産量が全国シェア60%を占めています。

■大和芋

やまいもを品種改良して作られた長泉町の特産品です。粘りと風味が強く、滋養強壮に効果があるとされ、主に贈答用として全国各地に発送されます。

■長泉凧

駿河凧の流れをくむ和凧で、牛若丸や弁慶など勇壮な武者の絵姿が、赤を基調とした鮮やかな色彩で描かれています。

■長泉白ネギ

甘みがありやわらかいことが特徴で、収穫後も品質が落ちにくいのが自慢です。近隣の市場はもちろん、関西方面にも出荷されています。

■いもおとこ

町の特産品である「大和芋」を使用した芋焼酎。まろやかでコクがあり、アルコール度数は25.5度。毎年10月に生産され、数量限定で販売されています。

■四ッ溝柿

愛鷹（あしたか）山麓を原産とする渋柿の一種で、昭和30年代以降、町内での栽培が盛んになりました。渋抜きした柿は洗練された甘みとやわらかさが特徴です。

■四ッ溝柿ジュレ

町の特産品である「四ッ溝柿」を使ったスイーツ。果肉の食感が生かされ、柿のさわやかな甘みが表現されています。新東名高速道路の開通にあわせ、駿河湾沼津サービスエリアなどで販売されています。

■あしたか牛

愛鷹（あしたか）山麓の広大な大地と、富士山の豊富な湧水で育まれ、安全、安心、高品質を第一に、厳選された飼料で飼育され、全国表彰されたこともある最高級和牛です。

■長泉あしたかつ

町の特産品である「あしたか牛」と「長泉白ネギ」の旨みが詰まったジューシーなメンチカツです。「明日はきっと勝つ」という未来への希望を込めて、親しみやすい名前が付けられました。

長泉町
暮らしの便利帳

GUIDE OF NAGAIZUMI

再生紙を使用しています

長泉町　暮らしの便利帳　　発行日／平成26年３月31日　編集／長泉町行政課
〒411-8668　静岡県駿東郡長泉町中土狩828　電話／055-989-5500　FAX／055-986-5905